

国の施策・予算に関する 提案・要望書



平成30年6月

秋 田 県

＜＜ 目 次 ＞＞

番号	提案・要望事項	頁
I 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化		
1	地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について	1
2	地方の財政基盤の充実・強化について	6
II 秋田の未来につながるふるさと定着回帰		
1	総合的な少子化対策への支援について	8
2	女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について	13
3	良好な市街地形成に資する街路の整備について	16
4	生活排水処理の広域共同化に係る施設整備予算の確保について	18
III 社会の変革へ果敢に挑む産業振興		
1	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進について（新規）	20
2	洋上風力発電など再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について	22
3	中小企業の事業承継支援施策の継続等について	24
4	中小企業の自立・創造に向けた取組の充実について	26
5	中小企業のワンストップ事業支援の継続について	27
6	日露間の輸送効率の向上について	29
7	環日本海交流の拠点となる秋田港等の整備促進について	31
8	火力発電に係る電源立地地域対策交付金の対象の拡大について	33
9	地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直しについて	34
10	技能者育成資金融資制度の見直しについて	36
IV 新時代を勝ち抜く攻めの農林水産業		
1	農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について	38
2	総合的な農業就業人口減少対策の実施について	40
3	需要に応じた米生産推進のための環境整備について	42

＜＜ 目 次 ＞＞

番号	提案・要望事項	頁
4	コメのカドミウム及びヒ素対策の充実について	44
5	農業農村整備事業の予算確保について	46
6	土地改良区等の管理体制強化に係る支援の強化について（新規）	48
7	「日本型直接支払制度」の一体的な推進について	50
8	水産基盤整備事業の予算確保について	52
9	林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進について	54
10	林業公社の経営改善に向けた支援措置について	56
11	山地災害防止対策の推進と森林病虫害等防除対策事業の予算確保について	58
12	森林・林業人材育成対策の拡充について	60
13	鳥獣被害防止対策の充実・強化について	62
V 秋田の魅力が際立つ 人・ものの交流拡大		
1	県・市連携文化施設整備への支援について	63
2	訪日外国人旅行者の誘客促進に向けた支援の拡充について	65
3	スタジアム・アリーナ整備に対する支援制度の創設について	67
4	「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた推薦について	69
5	県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について	71
6	奥羽・羽越両新幹線の整備促進について	75
7	秋田新幹線トンネル整備（赤渕～田沢湖間）構想の促進について（新規）	77
8	地域交通の確保に向けた第三セクター鉄道・生活バス等への支援制度について	79
VI 誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会		
1	介護人材の確保と介護労働環境の向上に向けた対策の強化について（新規）	81
2	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について	83
3	医師の地域偏在の解消に向けた制度の構築等について	85

＜＜ 目 次 ＞＞

番号	提案・要望事項	頁
VII ふるさとの未来を拓く人づくり		
1	公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について	88
2	教育・保育の質的向上を図る幼児教育の推進体制構築について	91
3	地方大学への支援の充実・強化について	93
4	学校図書館・公立図書館の資料の充実について	96
VIII 県土の保全と防災力強化		
1	社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について	97
2	県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について	99
3	公共施設等総合管理計画の推進について	103
4	石油製品備蓄の強化について	105
IX 環境保全対策の推進		
1	八郎湖の水質保全対策に対する支援の一層の充実について	106
2	海岸漂着物対策の推進について	108
3	国立公園等における交付金事業予算の確保について	110
X 安全・安心な生活環境の確保		
1	空き家対策の支援充実について	112
2	消費者行政の充実に向けた支援について	114
3	雪対策の支援充実について	116
4	「人と動物が共生する社会」の実現に向けた取組に対する支援について	118
5	ツキノワグマによる被害防止対策への支援について	120
6	水道事業の基盤強化に向けた支援の拡充について（新規）	122
7	東日本大震災等による県外避難者の生活再建に向けた支援について	124
8	沿岸警戒用車両の整備について（新規）	126

I 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化

I-1 地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部
内閣府地方創生推進事務局
総務省自治行政局

【提案・要望の内容】

首都圏への一極集中を是正し、地方創生を実現するため、国の責任において地方への移住促進対策や産業再配置など、構造的改革の推進や支援充実を図るほか、人口減少下においても地域の活力を維持するため、県と市町村あるいは市町村相互が連携して行政サービスを維持する取組等に対して支援充実を図ること。

《地方創生推進交付金等の活用》

- (1) 若者の県内定着や移住・定住の促進など、地方の実情に応じた地方創生の取組を加速するため、地方創生推進交付金を継続するとともに、同交付金の趣旨に沿った事業については、対象分野や対象経費の制約、申請事業数の制限や交付金の上限額等について見直しを行い、生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金については、施設整備等に係る要件を緩和するなど、自由度の高い制度とすること。

《地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用》

- (2) 民間企業と協働した地方創生の取組を推進するため、「企業版ふるさと納税」について、次の措置を講ずること。
- ① 長期的視点から安定的に事業を推進するため、寄附を行った企業の税額控除の措置を平成32年度以降も継続すること。また、基金への積立てを行う事業を対象に加えるとともに、事業費確定前の寄附金受領を可能にするなど、複数年度にわたる事業を円滑に行うことができる制度とすること。
 - ② 制度の積極的な活用が図られるよう、地域再生計画申請時点での寄附企業の確保要件を見直すこと。また、地方公共団体の財政状況など一定の要件の下、本社が所在する地方公共団体への寄附も対象に含めること。

《若者の地方定着の促進》

- (3) 若者の地方定着を促進するため、地方が独自に行う奨学金の返還助成の取組に対する財政支援措置を講ずること。

《国による移住者を対象とした支援制度の創設》

(4) 都市圏から地方への人口の還流を全国規模で促進するため、次の措置を講ずること。

- ① 移住者を対象とした税制上の優遇措置や年金支給額の割り増しなど、国による個別支援制度を創設すること。
- ② 関西圏において積極的な情報発信を行うための移住相談拠点を設置すること。

《地方への産業再配置》

(5) 都市圏から地方への産業再配置を促進するため、次の措置を講ずること。

- ① 地方独自の企業立地に対する補助制度への財政支援措置を講ずること。
なお、支援制度等の創設に際しては、地理的条件や気候的条件など地域の実情に応じた支援内容となるよう特段の配慮を行うこと。
- ② 物流の活性化や産業競争力の強化を図るため、地方が行う物流施設（港湾、空港）の使用料の減免に対する財政支援措置を講ずるとともに、事業者の利用に係る高速道路料金の割引制度を創設すること。

《地域の活力を維持するための自治体間連携の取組の支援》

(6) 人口減少社会にあっても、行政サービスの水準を維持しつつ、様々な地域課題に対応するため、県と市町村あるいは市町村相互の協働や連携の取組に関する情報提供を行うとともに、取組を促進するために必要な制度の創設や財政支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 地方創生推進交付金については、申請事業数や交付金額に上限が設けられているほか、移住やインターンシップを促進するための旅行代金の給付事業が対象外であるなどの制約があるため、十分に活用できない状況にあります。

また、施設整備等を支援する交付金として創設された生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金については、中小・小規模事業者等の「生産性革命」等につながる先導的な施設整備が対象となっていますが、地方の実情に応じた地域拠点づくりに十分活用できるよう、対象施設については柔軟な制度運用を行う必要があります。

(2) 民間企業の力を活用した新たな地方創生事業の推進に向け、平成32年3月末までとされている税制優遇措置を延長する必要があります。また、基金への積立てを行う場合、原則、優遇措置の対象外であるほか、事業費の確定後でなければ寄附を受領できず、長期的に取り組む事業での活用に

支障が生じていることから、基金への積立てを対象にするとともに、寄附の受領に係る制限を見直す必要があります。

さらに、寄附企業の確保を地域再生計画申請時点とする要件を見直すほか、地域への貢献意欲の高い地元企業の協力を得るため、地方公共団体の財政状況や事業の趣旨など、個別の状況に応じてそうした企業を対象にする必要があります。

- (3) 当県の調査を始め各種調査では、大学等の卒業・就職後の奨学金返還など、経済的な不安に対する意見が寄せられています。

こうした不安を取り除き、国や地方を支える人づくりを着実に進めるため、本県では、「若者の県内定着の促進対策」として、特定分野だけでなく、県内企業に就職する新卒者等を対象とした「奨学金返還助成制度」を平成29年度から実施しています。

今後も継続した若者の県内定着・回帰を進めるためには、県が独自に行う奨学金返還助成制度に対する財政支援措置が必要です。

- (4) 都市圏等から過疎地域等地方への人口の還流をさらに促進するため、移住者の引越費用や冬期用品費用など移住初期特有の掛かり増しとなる経費について、所得税の税額控除を認めるほか、固定資産税等の税制上の優遇措置や年金の割り増し支給など、移住者個人への経済的支援制度の創設が必要です。

また、全国の地方公共団体が活用可能な移住相談拠点は、首都圏における民間の「ふるさと回帰支援センター」と総務省が設置している「移住・交流情報ガーデン」の2つに限られていますが、全国規模での人口の還流を促進するためには、首都圏に次ぐ人口の集積地である関西圏においても、移住相談拠点を設置する必要があります。

- (5) 長年にわたり形成されてきた首都圏への一極集中という強固な社会構造を地方のみで打破することは極めて困難であり、国の責任において解決すべき国家的課題です。

当県では、「産業振興による仕事づくり」として、航空機産業など成長分野への新たな事業展開のほか、地域経済を牽引する中核企業の育成などに取り組んでいますが、その是正を図るためには、国においても地方への産業再配置を促進するための更なる政策を打ち出し、地域産業の活性化と雇用の拡大を図る必要があります。

- (6) 全国最速のペースで人口減少が進むとされる当県において、今後とも市町村が行政サービスの水準を維持し、地域課題に対応していくためには、これまでのように市町村がそれらを単独で担うのではなく、県と市町村あるいは市町村同士が連携して取り組むことが必要であり、多様な連携体制を構築することが喫緊の課題となっています。

当県では、全市町村との「協働政策会議」や「人口減少社会に対応する

行政運営のあり方に関する研究会」等により検討を行い、協議が整ったものから順次、その具体化を進めていますが、こうした取組のなお一層の促進を図っていくためには、国による協働・連携の取組に関する情報提供や制度の拡充・創設、財政支援措置が必要です。

【参考資料】

1 「あきた未来総合戦略」に基づく当県独自の取組

(1) 奨学金返還助成制度の創設

平成29年4月1日以降に県内に就職する者（公務員等を除く。）に対し、奨学金返還額の一部を助成。

- ・対象：新卒者及びAターン者
- ・補助：①大卒は3年間、短大卒及び高校卒等は2年間、奨学金返還額の2／3を助成
②県が指定する特定業種（※）の企業へ就職する大卒等には、上記の期間で奨学金返還額の10／10を助成

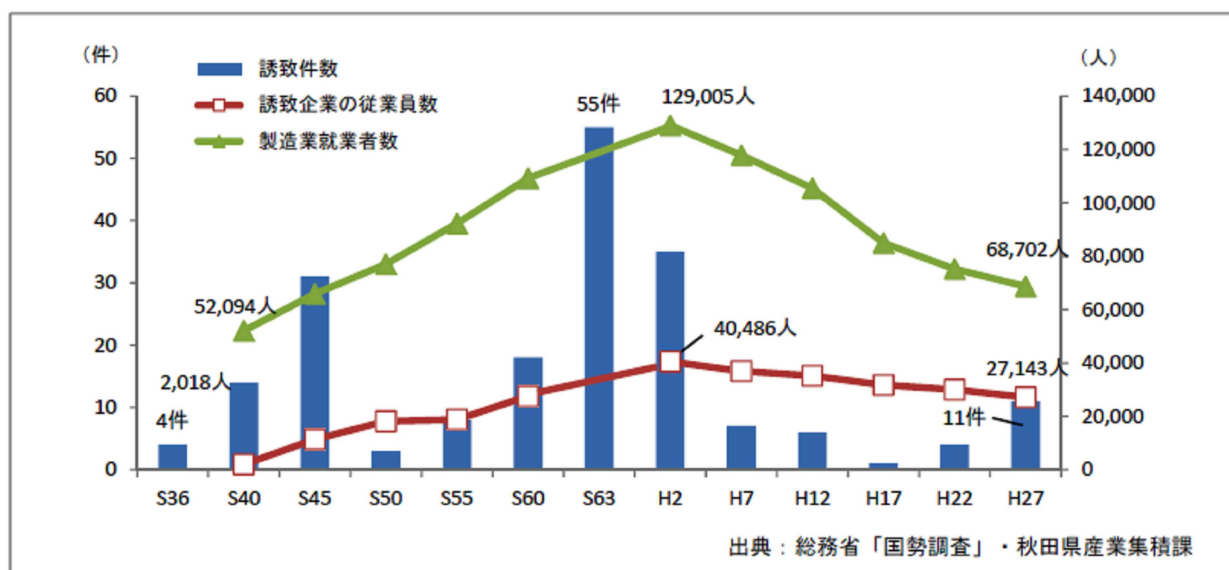
※県が指定する特定業種

- ・今後の成長が見込まれる航空機、自動車、新エネルギー関連、医療福祉関連、情報関連の5つの産業分野。

(2) 多子世帯向けの奨学金制度の創設

- ・対象：平成28年4月以降に大学、短大へ進学する者のうち、子ども3人以上の多子世帯に属する者
- ・金額：月5万円（無利子、借入期間の3倍の期間で返還）
- ・人数：年100人

2 製造業の誘致件数と就業者数



(県担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課、移住・定住促進課
産業労働部産業集積課、企画振興部総合政策課)

I-2 地方の財政基盤の充実・強化について

内閣官房

総務省大臣官房、自治財政局

財務省大臣官房、主計局

【提案・要望の内容】

地方財政に関しては、地方交付税において「取組の成果」に応じた算定へのシフトが導入され、また、基金残高の増加を踏まえた地方財政計画への反映の議論が行われているが、過度な成果反映や地方の実情を踏まえない地方財源の削減は、地方の行財政改革の取組意欲を損ねるとともに、地方創生の着実な推進に支障を来しかねないものである。

このため、地方財政制度の見直しに当たっては、地方における恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営が可能となるよう、一般財源総額を確保し、地方の財政基盤の充実・強化を図ること。併せて、地域間の財政力格差が拡大することのないよう、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築等による地方財源確保を早急に実現すること。

とりわけ、人口減少に歯止めがかからない当県では、一層の人口減少対策と安全・安心な県民生活の維持・確保が必要であることから、継続して実効性ある施策が展開できる地方財政制度とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方公共団体に取り組む地方創生や人口減少対策などの様々な行政サービスの着実な推進を図るためには、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充とともに、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築等による地方財源確保を早急に実現する必要があります。

とりわけ、地方法人課税のあり方の見直しに当たっては、地方法人課税が税収の年度間の変動が大きく偏在性も高いことを踏まえ、地域間の財政力格差が拡大することのないよう、税源の偏在是正のための適切な措置が必要です。

- (2) 昨年度、政府の経済財政諮問会議で、地方の基金残高総額の増加を踏まえた地方財政計画への反映等について言及がなされましたが、当県では、事務事業の見直しや人件費の抑制などの行財政改革に取り組みながら、大規模な災害や経済不況による税収減等不測の事態に備えるために必要な財源として基金を積み立てています。昨年のも雨災害においては、速やかな県民生活、経済活動の立て直しのため、財政調整基金を取り崩して対応しました。

当県を始めとする財政力の弱い地方では、不測の事態により生ずる財源不足に対して、歳出の削減や基金の取り崩しにより収支均衡を図るほかなく、基金残高に応じて地方交付税が減額されることになった場合、行財政運営への深刻な影響が懸念されます。

- (3) また、地方交付税の「人口減少等特別対策事業費」の算定において、「取組の必要度」から「取組の成果」に応じた算定へのシフトが行われていますが、人口減少対策の効果発現には長い時間と息の長い取組が必要となること、また地方交付税がどの地域にも一定の行政サービスを提供するための標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえることが必要です。

(県担当課室名 総務部財政課、企画振興部総合政策課)

Ⅱ 秋田の未来につながるふるさと定着回帰

Ⅱ－１ 総合的な少子化対策への支援について

内閣府大臣官房、子ども・子育て本部、政策統括官（共生社会政策担当）
厚生労働省大臣官房、子ども家庭局、雇用環境・均等局

【提案・要望の内容】

- （１） 国全体で少子化が進み危機的状況にあることを踏まえ、国が主体となって、結婚、妊娠・出産、子育て等に係るポジティブイメージの醸成や、各種の少子化対策をより強力に推進すること。
- （２） 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策が安定的・継続的に実施できるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の運用に配慮すること。
- （３） 子どもの成長と子育てを社会全体で支える子ども・子育て支援事業について、市町村が地域の実情に応じて積極的に取り組むことができるよう「子ども・子育て支援交付金」の柔軟な運用を行うこと。
- （４） これまでの枠組みを超えた抜本的な少子化対策として、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。
併せて、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 当県は、出生率が５．６％（平成２８年）と全国最下位であることから、その対策を講ずることが喫緊の課題となっています。
- （２） このため、県政運営指針である「第３期ふるさと秋田元気創造プラン」や地方創生に係る「あきた未来総合戦略」に少子化対策を位置づけ、多子世帯を対象とする所得制限のない奨学金貸与事業など、思い切った経済的負担の軽減策を始め、官民一体となった脱少子化運動の展開、一般社団法人あきた結婚支援センターによる出会い・結婚の支援など、各種事業に積極的に取り組んでいます。
- （３） 少子化対策は国家的課題であり、国は、その責任において、ポジティブイメージの醸成など、各種の施策を強力に推進していく必要があります。
また、地方公共団体が行う結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援す

るために創設された「地域少子化対策重点推進交付金」について、将来的には、各地方公共団体において、効果が高いと認められる特定の事業を継続的に実施できるような制度にすることが必要です。

さらに、市町村結婚新生活補助金については、夫婦の年齢が34歳以下、世帯年収340万円未満と要件が厳しいため対象者が少なく、事業を実施しない市町村があります。

- (4) 国では、どこに居住していても等しく子育て支援サービスが受けられるよう「市町村子ども・子育て支援計画」に基づき実施する市町村の事業費に対して3分の1の助成を行っています。

国の交付金の基準が、利用者支援事業（母子保健型）では、保健師等専門職員の配置が必要とされ、地域子育て支援拠点事業では、週3日以上かつ1日3時間又は5時間以上の開設が必要となっているなど、地域のニーズや実態に応じたものとなっていないため、その活用が困難となっています。

- (5) 当県では、第3子以降を持ちたいという希望の実現を強力に後押しするため、一定の所得制限の下で、出生順位を問わず、全ての子どもに保育料の一部助成を行った上で、新たに第3子以降の子どもが生まれた場合、第2子及び第3子以降の子どもの保育料の全額を助成しています。

さらに、平成30年度からは、新たに第2子以降の子どもが生まれた場合、第2子の保育料の全額を助成するなどとしたほか、新たに第3子以降の子どもが生まれた場合、一時保育など保育サービスの利用料等への助成を行っています。

また、福祉医療費については、従来、乳幼児と小学生を助成対象としていましたが、平成28年8月からその範囲を中学生まで拡大しています。

子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めるという少子化対策は、地方ごとの対応では限界があることから、我が国の将来に関わる国家的課題として、国が抜本的な対策を講ずることが必要です。

【参考資料】

1 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

(1) 保育料助成制度の充実

幼稚園・保育施設の保育料等利用者負担額の軽減及び一時預かり等の利用料助成を実施する。

補助率 県1/2 市町村1/2

① 保育料助成事業

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する子育て世代（所得制限あり）

イ 助成率等

- i 世帯年収約640万円※までの世帯（第1子から） 1/2又は1/4
- ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額
- iii 平成30年4月2日以降に新たに第2子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額
- iv 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円～930万円※まで） 第2子以降の保育料1/2

※世帯年収はいずれも保育所利用の場合の目安

② 子育てファミリー支援事業

ア 対象者 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（施設利用者・在宅の双方）

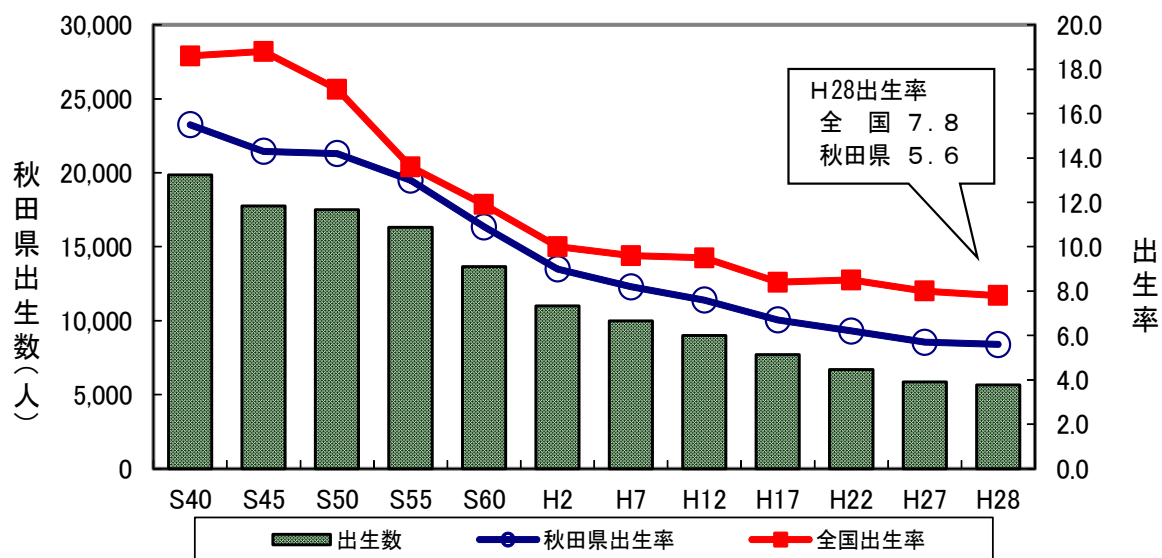
イ 助成額 1世帯当たり15,000円（年上限額）

(2) 乳幼児・小中学生に対する福祉医療費助成

一定の所得制限の下で、乳幼児・小中学生に対する福祉医療費を助成。

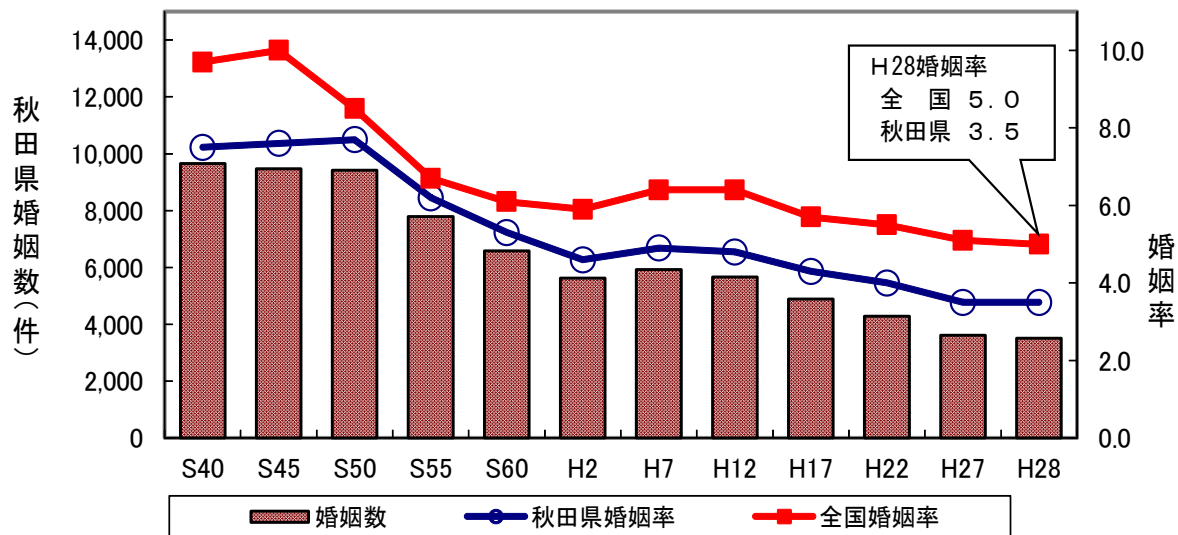
- ・対象：0歳から中学校修了年度の3月31日までの間にある児童（ただし、保護者の前年の所得による制限あり）
- ・内容：①0歳児と市町村民税所得割非課税者の子どもの場合、医療機関等の窓口で支払う自己負担額の全額助成
- ②上記（1）に該当しない子どもの場合、窓口での自己負担額の半額（ただし、窓口での自己負担額は、1医療機関1カ月あたり1,000円が上限）

2 当県の出生数・出生率



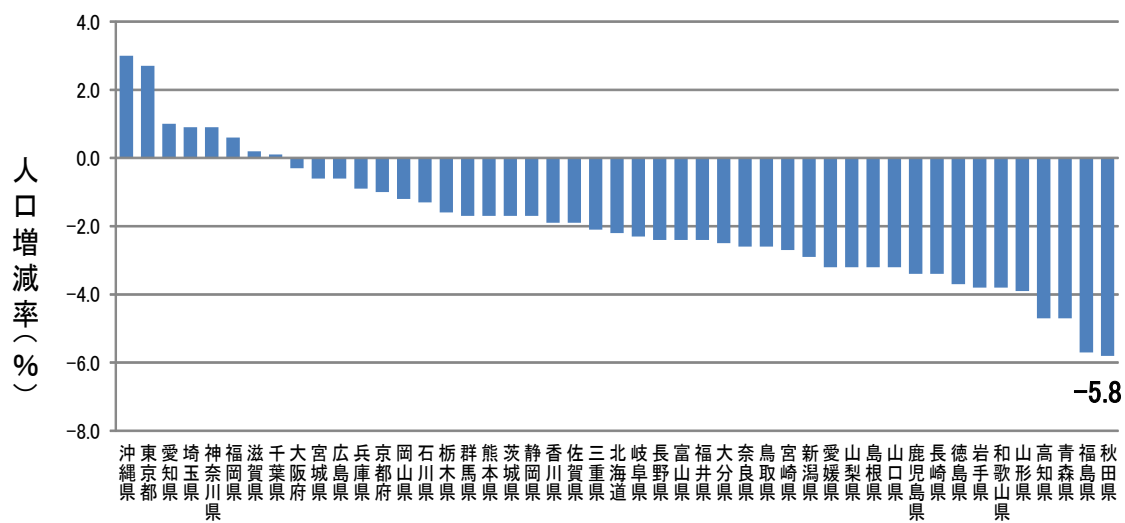
出典：人口動態調査【厚生労働省】

3 当県の婚姻数・婚姻率



出典：人口動態調査【厚生労働省】

4 都道府県別人口増減率（平成22～27年）



出典：平成27年国勢調査【総務省統計局】

（県担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
健康福祉部長寿社会課国保・医療指導室）

Ⅱ-2 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について

内閣府男女共同参画局
厚生労働省雇用環境・均等局

【提案・要望の内容】

- (1) 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、現在、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、それぞれ一般事業主行動計画の策定が努力義務とされている中小企業等において、計画策定の取組が促進されるよう、支援策の拡充を行うこと。
- (2) 女性活躍推進法に基づく女性が働きやすい企業の認定（えるぼし認定）や、次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」の認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定）の取得を目指す中小企業等に対して、認定取得に向けた取組の支援策の拡充を行うこと。
- (3) 女性活躍の加速化に向けて、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の義務づけを、次世代育成支援対策推進法と同様に、従業員10人以上の企業に拡大すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成29年3月に国が決定した「働き方改革実行計画」では、「病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進」や「女性・若者が活躍しやすい環境整備」など9つの分野において、具体的な施策を掲げ、今後10年間で関係法律の改正等を含め施策を講ずることとされています。
人口減少や少子高齢化が急速に進行している当県においても、県の活力を維持・向上させていくためには、企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援が不可欠になっています。
- (2) 当県は、女性の有業率が全国平均を上回っている（全国14位）ものの、管理的職業従事者に占める女性の割合が低迷している（同44位）ほか、男性の育児休業取得率が5.8%と低率であるなど、職場における女性の活躍や両立支援の取組が十分には進んでいない状況です。
県内企業の99.9%を占める中小企業からは、女性の活躍推進や両立支援に向けた取組自体が会社の負担となる、一般事業主行動計画の策定は

努力義務なので対応しないなどの声が上がっています。

- (3) こうしたことから、当県では、平成27年に経済団体等と行政で構成する「あきた女性の活躍推進会議」を設置したほか、女性の活躍推進や両立支援に取り組む事業所に対する入札参加資格審査における評点付与や取組が顕著な企業の表彰など各種制度を設けるとともに、専門家が企業を訪問し、一般事業主行動計画の策定等について助言指導を行うなど、官民が一体となった取組を進めています。

さらに、平成30年6月には、経済団体と連携してワンストップで企業への支援を行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、取組を一層強化することとしています。

- (4) 女性の活躍推進や両立支援に向けた取組を継続的に実施していくためには、一般事業主行動計画の策定やえるぼし・くるみん認定等に向けた取組に関する事務等の負担が大企業に比べて大きい中小企業に対する支援制度の拡充が必要です。

特に、積極的に取り組む企業を支援する「両立支援等助成金」の要件緩和や増額、政府公共調達における加点评価制度の拡充など、企業の取組への支援を充実させる必要があります。

- (5) また、女性活躍推進法が平成27年9月に施行されてから3年が経過し、次世代育成支援対策推進法とともに制度周知が進んだことにより、取組を実践する企業が増えつつあり、特に、比較的従業員規模が大きな中小企業では一般事業主行動計画を策定する企業が緩やかな増加傾向にあることから、このような流れを加速する必要があります。

【参考資料】

1 管理的職業従事者に占める女性の割合等

順位		管理的職業従事者に占める女性の割合(%)	
東北	全国		
1	2	青森県	20.3
2	15	岩手県	14.8
3	21	山形県	13.7
4	25	宮城県	12.8
5	31	福島県	12.0
6	44	秋田県	8.6
		全国平均	13.4

順位		女性の有業率(%)	
東北	全国		
1	3	山形県	70.1
2	11	岩手県	67.0
3	14	秋田県	66.3
4	28	青森県	63.1
5	32	福島県	62.9
6	37	宮城県	61.8
		全国平均	63.1

総務省「平成24年就業構造基本調査」より

2 東北のくるみん認定企業数等の状況（平成30年3月末現在）

くるみん認定企業数		プラチナくるみん認定企業数		えるぼし認定企業数	
山形県	40	宮城県	3	岩手県	7
宮城県	29	岩手県	2	青森県	5
岩手県	28	山形県	2	福島県	5
福島県	27	青森県	1	宮城県	4
秋田県	22	福島県	1	山形県	1
青森県	19	秋田県	0	秋田県	0
全国平均	61.2	全国平均	4.1	全国平均	12.3

厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」及び「女性活躍推進法による認定状況」より

3 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

[あきた女性活躍・両立支援センターの設置]

企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に関する制度周知等の啓発や相談への対応、専門アドバイザーの派遣などをワンストップで行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置する。

- ・設置時期 平成30年6月1日
- ・設置場所 秋田県商工会連合会内（秋田市）
- ・委託先 秋田県商工会連合会
- ・センターの機能
 - ①女性活躍・両立支援推進員（3人）の企業訪問による啓発
 - ②窓口・専用電話による相談業務
 - ③専門アドバイザー（社会保険労務士）の派遣
 - ④補助金制度の案内、交付申請書類等の受理
 - ⑤その他中小企業における取組の支援に関する業務

（県担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課）

Ⅱ-3 良好な市街地形成に資する街路の整備について

国土交通省大臣官房、都市局

【提案・要望の内容】

良好な市街地を形成し、コンパクトなまちづくりの基盤となる、街路の整備に必要な予算を確保すること。

- (1) 当県で施行中の「川尻広面線（秋田市）」や「新屋土崎線（同）」、「停車場栄町線（由利本荘市）」などの街路事業について、必要な予算を確保し支援すること。
- (2) 跨線橋の4車線拡幅と補修・補強による老朽化対策を一体的に進めている「千秋広面線手形陸橋（秋田市）」について、平成31年度完成に要する予算を確保し支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、人口減少や少子高齢化に対応したまちづくりを「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に位置付け、市町村の立地適正化計画策定を推進するため、先進事例や都市の構造に関する調査・分析を共同で実施するなど、都市のコンパクト化に向けた取組を進めています。
こうした、コンパクトなまちづくりの基盤となる街路事業を一層推進し、渋滞の解消や安全な歩行空間を確保することにより、良好な市街地形成を図ることが必要です。
- (2) 当県では、鉄道で分断された秋田駅周辺の市街地東西間の連絡強化を図り、官民連携で進めている「秋田市中心市街地活性化基本計画」に基づく各種事業を支援するため、手形陸橋の整備を行っていますが、鉄道との立体交差であることから、短期間に多額の予算が必要となっています。
秋田市では、平成30年3月に「秋田市立地適正化計画」を策定し、コンパクトシティの形成に取り組んでいることから、県としても、手形陸橋の早期完成を図り、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の推進に向けて支援する必要があります。

官民連携で進む秋田市の「コンパクトなまちづくり」

千秋広面線(手形陸橋): JR関連工事

1期工事完了(H29.3.30 交通切替え)

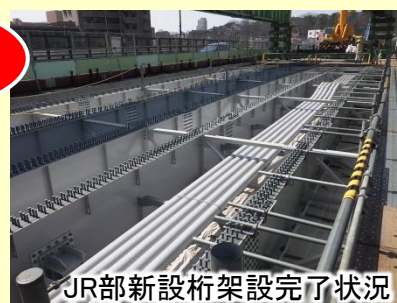
1期工事
(供用済)

2期工事
(工事中)



変則3車線による慢性的渋滞発生(主要渋滞箇所)
→ 4車線化 及び 老朽橋(架設後約50年経過)の補修補強

平成31年度
完成目標



JR部新設桁架設完了状況

秋田市中心市街地活性化 基本計画区域 (H29.3認定)

◆主な民間投資プロジェクト

- テレビ局本社 新築移転
- 駅直結店舗、駐車場建設
- 駅前大型商業施設リニューアル
- JR秋田支社 新築移転
- CCRCスポーツ整形クリニック
- CCRC医療福祉住宅複合施設
- JR秋田ゲートアリーナ(体育館)

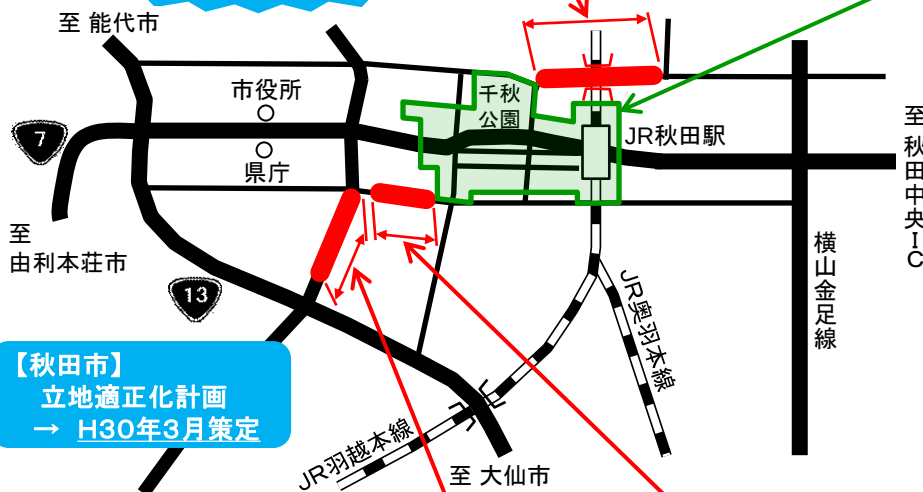


◆主な県市実施事業

- 街路事業
- 土地区画整理事業 等
- 県市連携文化施設



県街路事業により、
中心市街地へのアクセスを強化！



新屋土崎線(旭南)



変則3車線による慢性的渋滞発生(主要渋滞箇所)
→ 4車線化整備により円滑な交通環境へ

川尻広面線(横町)



当該整備区間
(一方通行)

整備済み区間

一方通行のボトルネック区間(バス路線)
→ 道路拡幅と歩道整備により沿道環境改善

Ⅱ－４ 生活排水処理の広域共同化に係る施設整備予算の確保について

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局
環境省環境再生・資源循環局

【提案・要望の内容】

人口減少社会を見据え、持続的かつ効率的な生活排水処理を実現するため、平成３２年度の供用開始を目標として、当県と県内市町等が取り組んでいる生活排水処理の広域共同化に係る次の事業について、予算の拡大を図ること。

- (１) 「県北地区３市３町１組合」の生活排水処理施設から発生する汚泥の広域共同処理事業
 - ① 流域下水道大館処理センター敷地内に建設する汚泥の資源化施設の整備を支援すること。
 - ② 広域共同化の対象となる公共下水道やし尿処理施設の整備に対して市町等を支援すること。
- (２) 「県流域下水道」と「秋田市単独公共下水道」の処理区統合事業
 - ① 流域下水道臨海処理センター水処理能力増強のための施設整備を支援すること。
 - ② 流域下水道へ接続する秋田市公共下水道管渠等の整備を支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

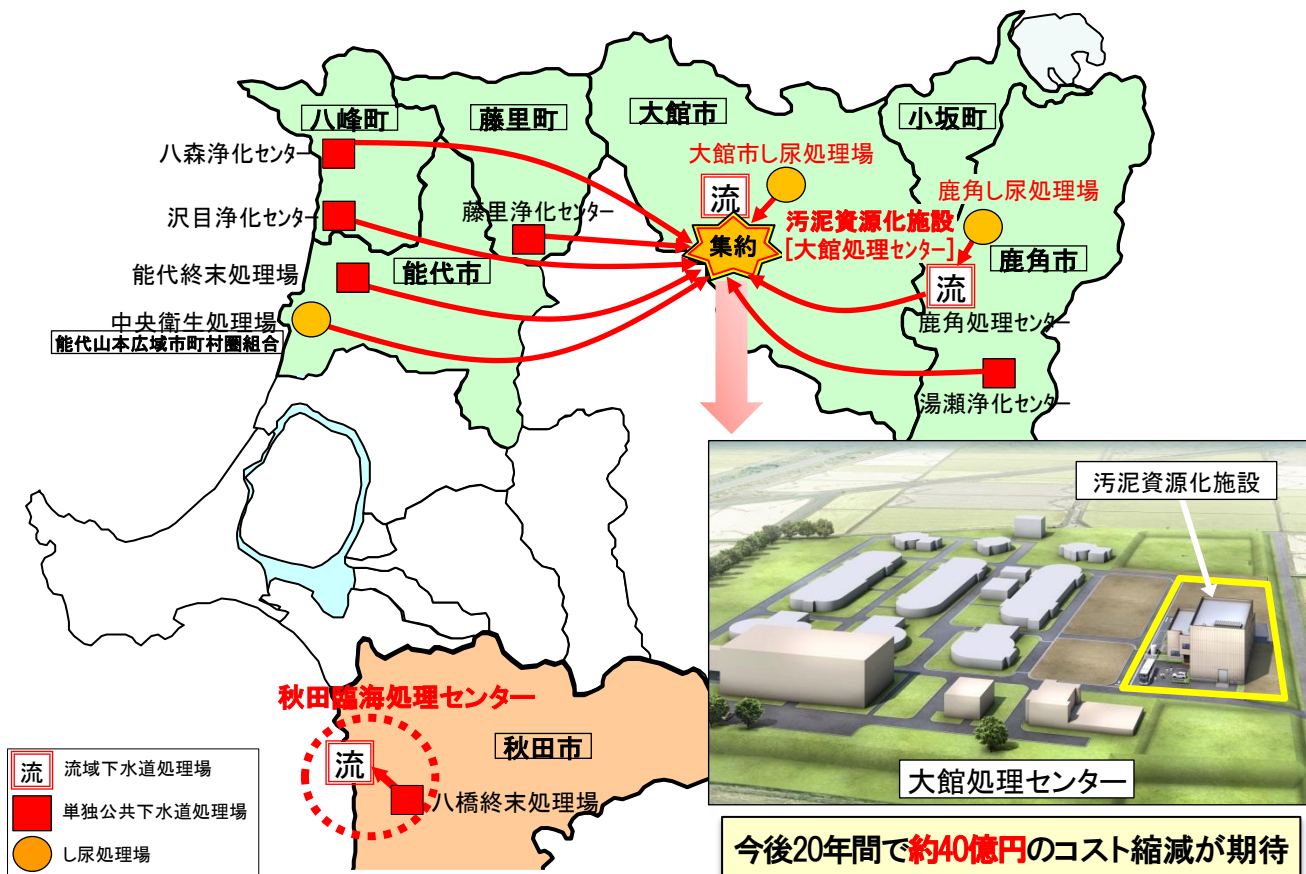
- (１) 汚泥の広域共同処理事業は、これまで焼却や埋立処分されていた汚泥を流域下水道施設に集約し、地域資源として汚泥の利活用を図るもので、将来の財政負担が軽減されるほか、循環型社会への貢献が期待されます。
当県で建設を進めている汚泥資源化施設は、昨年度から本体工事に着手しており、確実に事業を推進するためにも予算の確保が必要です。
- (２) 処理区統合事業は、秋田市の汚水処理を秋田臨海処理センターに委ねることで、県及び関係市町村の事業経営の安定に寄与することが期待されます。しかし、水処理能力の増強には、短期間で多額の費用を要することから、予算の確保が課題になっています。

これらの、県と市町村等との広域化・共同化に向けた取組は、持続可能な下水道事業運営を目指す「秋田モデル」として高く評価されており、引き続き、県央及び県南地区においても広域汚泥処理事業等を展開していきます。

広域共同化によるインフラの集約・再編

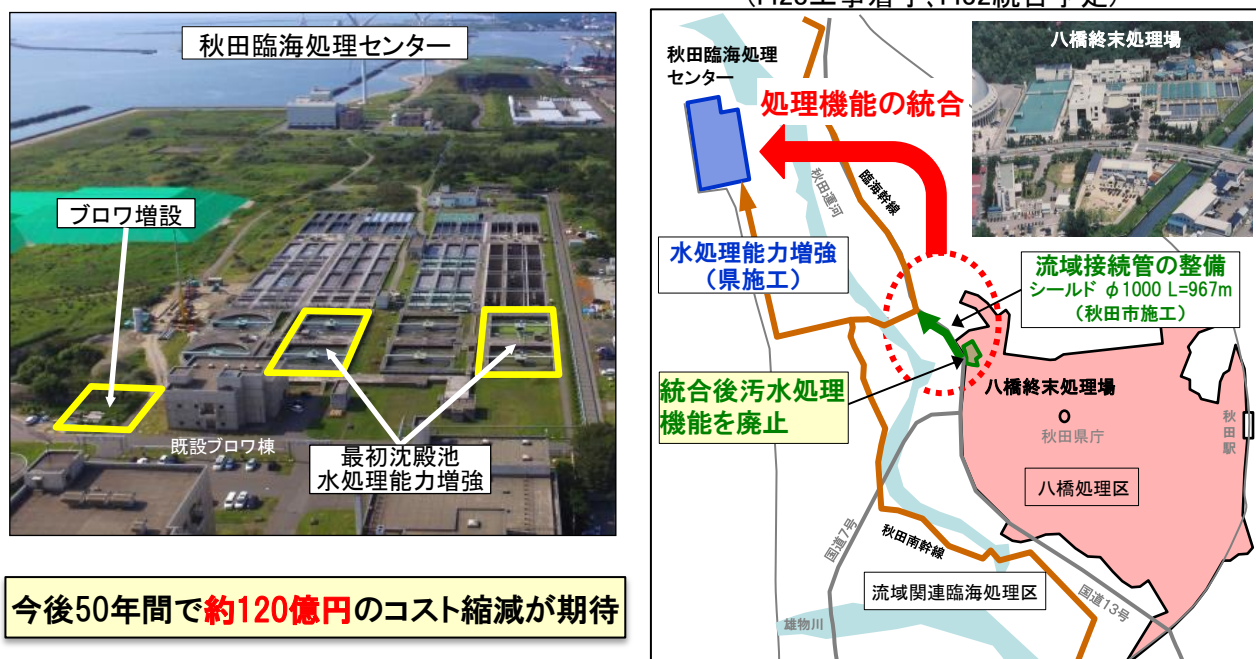
県北地区広域汚泥処理事業

◆県北3市3町1組合の終末処理場7施設、し尿処理場3施設からの汚泥を集約処理、資源化
(H29工事着手、H32供用予定)



県流域下水道と秋田市単独公共下水道の処理区統合事業

◆秋田市単独公共下水道(八橋処理区)の汚水を流域下水道秋田臨海処理センターで処理
(H28工事着手、H32統合予定)



(県担当課室名 建設部下水道課、生活環境部環境整備課)

Ⅲ 社会の変革へ果敢に挑む産業振興

Ⅲ-1 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進について（新規）

内閣府総合海洋政策推進事務局
経済産業省大臣官房、資源エネルギー庁
国土交通省港湾局

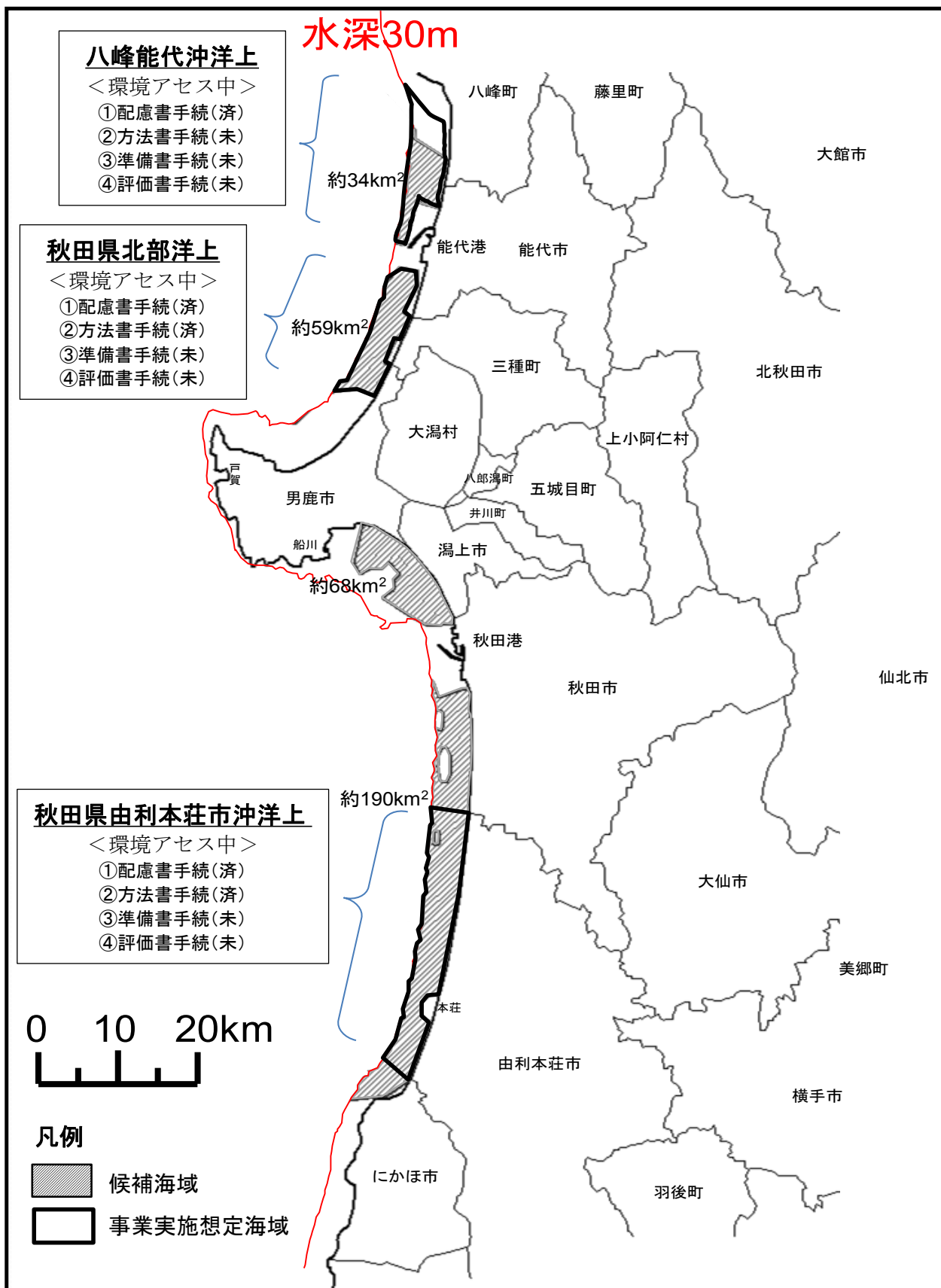
【提案・要望の内容】

- (1) 新法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備の整備の促進区域の指定に当たっては、当県が設定している洋上風力発電に適した候補海域に十分配慮すること。
- (2) 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に向けて、環境影響評価法に基づく手続きや事業可能性調査、地元調整を進めている先行事業者が、新法に基づく長期占用等を望む場合に、公募占用指針に係る評価の基準等において、不利益を被ることのないよう十分に配慮すること。
また、同評価基準においては、地域産業の振興に資する取組など地域への貢献についても、十分に配慮すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成30年3月9日に国会に提出された「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」では、経済産業大臣及び国土交通大臣が、農林水産大臣、環境大臣との協議や、都道府県知事等を構成員とする協議会等の意見を聴取した上で、促進区域を指定し、公募占用指針を策定することになっています。
当県では、平成27年1月に、港湾区域外の一般海域において、着床式洋上風力発電に適した候補海域を設定しており、既に、同海域では、事業者が環境影響評価法に基づく手続きを行っています。
このため、促進区域の指定に当たっては、候補海域との整合性を図るなどの配慮が必要です。
- (2) 公募占用指針中の「選定事業者を選定するための評価の基準」や、「公募の実施に関する事項その他の必要な事項」等において、法に先行して環境影響評価法に基づく手続きを行っている事業者が不利益を被ることのないよう配慮するとともに、洋上風力発電事業が長期にわたり地域と共生していくためには、事業者が実施する地域貢献策についても評価することが必要です。

【秋田県における洋上風力発電事業の状況（平成30年4月現在）】



(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

Ⅲ-2 洋上風力発電など再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について

経済産業省大臣官房、産業技術環境局、資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

- (1) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、電力会社間の地域間連系線の増強や基幹送電線の整備など、電力系統の広域的運用に関する取組について、加速化を図ること。
- (2) 再生可能エネルギーの課題とされる地域偏在や出力変動の緩和を図るため、洋上を含め、国内有数の風力発電適地である当県において、風力発電による水素の製造及び効率的な貯蔵等の技術開発に向けた調査研究や実証事業を行い、その加速化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「第2期秋田県新エネルギー産業戦略」（計画期間：平成28～37年度）では、当県が有する再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に生かし、国が目指すエネルギーミックスの実現に貢献するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を県内における関連産業の振興や雇用の創出につなげるため、「国内最大級の新エネルギー供給基地と関連産業集積拠点の形成」に向けた関連施策の充実を図ることにしています。

地域間連系線については、「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画」が、平成29年2月に決定され、同年4月に工事着手されました。

将来の再生可能エネルギーの導入に寄与する地域間連系線の完成には長期間を要することから、工期の短縮に向けた取組が必要です。

基幹送電線の整備については、平成28年5月末に、東北北部における特別高圧系統の空容量がなくなり、発電事業者が新規に接続する場合には、追加的な系統増強工事が必要になったことから、「電力広域的運営推進機関」は、近隣の電源接続案件を募り、複数の発電事業者により工事費負担金を共同負担して系統増強を行う、「電源接続案件募集プロセス」の手続きを、平成28年10月に開始しました。

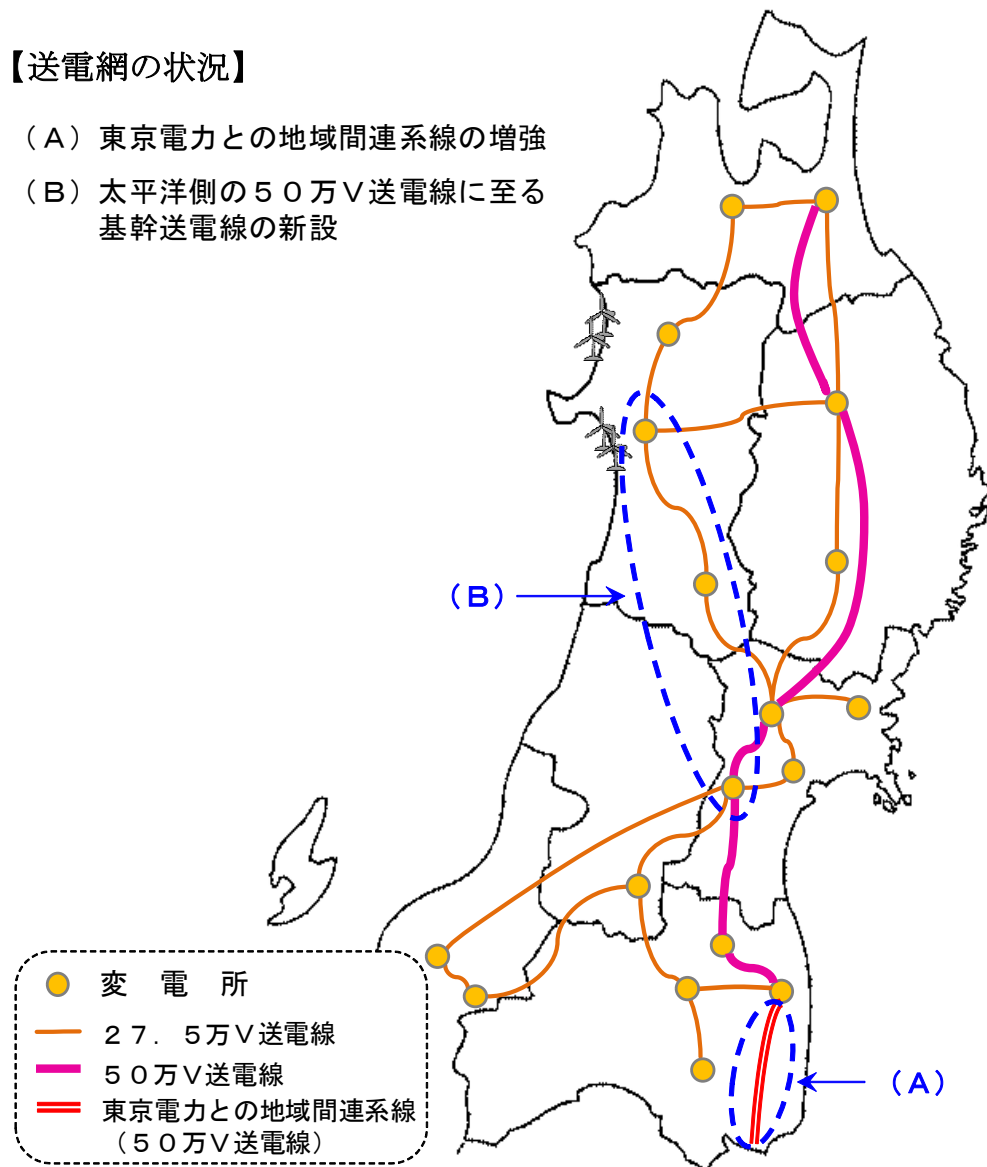
- (2) 再生可能エネルギーの適地が偏在しているため、電力系統の容量不足に伴う電力系統整備の費用負担や、出力変動に対応した調整力の確保が課題となっています。

そのため、現在、国において、電力系統の効率的運用を図るべく「コネクタ&マネージ」の検討が進められているほか、電力需給バランスの安定化に向け、出力変動に応じて余剰電力を水素に変換し、これを大量に貯蔵・輸送するシステムを構築するための技術開発に向けた実証事業が進められています。

当県は洋上を含め、国内有数の風力発電適地であるとともに、平成26年8月には、水素社会の実現に向け、水素に関する世界最高峰の技術力を有する国内企業との「連携と協力に関する協定」を締結しており、風力発電により製造する水素に関する実証事業等を効果的に行うための条件が整っています。

【送電網の状況】

- (A) 東京電力との地域間連系線の増強
- (B) 太平洋側の50万V送電線に至る基幹送電線の新設



(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

Ⅲ-3 中小企業の事業承継支援施策の継続等について

中小企業庁

【提案・要望の内容】

経営者の高齢化が深刻な中小企業の事業承継が円滑に行われるよう、「中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業」による「事業引継ぎ支援センターの設置事業」や、「事業承継・世代交代集中支援事業」による「プッシュ型事業承継支援高度化事業」など、事業承継関連施策を今後も継続すること。

また、事業承継を機に行う生産性向上のための設備投資を対象として、長期・低利の資金調達制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 中小企業は、地域における経済活動や雇用の確保などにおいて大きな役割を担っており、その経営資源を有効に次世代につなぎ、円滑な事業承継を図ることは、地域活性化のために極めて重要です。
- (2) 当県ではこれまで、商工団体、金融機関などの支援機関をメンバーとした事業承継ワーキンググループ会議における情報共有や事業承継相談推進員の企業訪問等による啓発・掘り起こしとともに、専門的な案件を扱う事業引継ぎ支援センターとの連携により、事業承継が円滑に行われるよう支援してきました。
- (3) このような中、承継コーディネーターによる個者支援スキームである「プッシュ型事業承継支援高度化事業」は、国による集中支援として平成29年度補正予算で措置されましたが、当県では、商工団体や金融機関などの支援機関と連携し、この事業と事業引継ぎ支援センターによる支援を、事業承継推進の両輪とすることにより、地域企業の事業承継の一層の推進を図ることにしています。
- (4) 経営者の高齢化が深刻な県内中小企業の事業承継の円滑化に中長期的に継続性をもって取り組んでいくためには、引き続き国による強力な後押しが必要です。

- (5) また、事業承継を検討する企業にあっては、事業の継続（発展）に向けて老朽化した設備の更新など生産性を高めるための取組が課題となっております。設備投資による生産性向上を図り、事業承継を円滑に促進するため、協同組合等を対象とする中小企業高度化資金（高度化事業）と同等の長期・低利の資金調達制度を一般企業向けにも創設することが必要です。

【当県の事業承継の状況】

- (1) 後継者不在率（出典：帝国データバンク H29.12）

秋田県 68.6% 全国ワースト14位 [H28.2 ワースト8位]
全 国 66.5%

- (2) 社長の平均年齢（出典：帝国データバンク H30.1）

秋田県 61.4歳 全国高齢2位 [H29.1 2位]
全 国 59.5歳

- (3) 現行の主な資金調達制度（設備投資）

区 分	高度化事業による資金貸付	信用保証制度 【本県の一般資金の場合】
対象事業	中小企業者が組合等の団体を設立し、共同して工場団地・卸団地などを建設する事業 (団地外の組合員企業は対象外)	県内で1年以上事業を営んでいる者の設備投資事業
貸付期間	20年以内	固定10年、変動15年以内
貸付利率	0.50%	固定2.15% 変動1.90% 保証料1.55%以下
貸付割合	原則として貸付対象事業費の80%	100%
貸付上限	なし	1億円 (信用保証制度全体では2.8億円)

(県担当課室名 産業労働部産業政策課)

Ⅲ-4 中小企業の自立・創造に向けた取組の充実について

経済産業省商務情報政策局、中小企業庁

【提案・要望の内容】

地方創生の原動力となる中小企業の自立・創造に向けた取組を促進するため、「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金（ものづくり補助金）」を中小企業施策の柱の事業の一つと位置付け、中長期的な観点から、今後も継続して予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、「秋田県中小企業振興条例」に基づき、意欲を持って自社の競争力強化を図ろうとする県内中小企業が行う取組を、ソフト・ハード両面から支援してきており、平成30年3月には中小企業の振興に関する新たな指針を策定して、「小規模企業者の振興」や「働き方改革・女性の活躍」、「第4次産業革命」等への対応を強化しています。
- (2) 多様な事業活動を展開する中小企業（小規模企業を含む）の実態を踏まえ、平成29年度も、補正予算で「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」が措置され、制度が継続されました。
当県では、これまでに432件の案件が採択され、県内中小企業では、この補助金を活用した生産性の向上に資する設備投資により、技術研究開発や経営改善が進んでいます。
- (3) 多様な中小企業が、自らの中長期的な計画の中で、年度当初から支援施策を積極的に活用できるよう、継続性を持った施策として位置付ける必要があります。

（県担当課室名 産業労働部地域産業振興課）

Ⅲ-5 中小企業のワンストップ事業支援の継続について

中小企業庁

【提案・要望の内容】

地域の経済や雇用を支える中小企業・小規模事業者が、今後とも地域経済の発展に重要な役割を担っていけるよう、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」を継続して実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県内企業の9割以上を占める中小企業・小規模事業者は減少が続いており、経営革新や事業承継が課題となっています。

地域の支援体制を強化するため、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により設置された「よろず支援拠点」は、商工団体や金融機関等の支援機関と連携を図り、中小企業・小規模事業者が抱える様々な課題やニーズに応じて、①既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的経営アドバイス」、②事業者の相談に応じた「適切なチームの編成」、③案件に応じた「的確な支援機関等の紹介」といったきめ細かな対応を行っており、その役割は非常に重要です。

- (2) 当県でも、本事業により、平成26年6月に「秋田県よろず支援拠点」を設置し、中小企業・小規模事業者の様々な経営改革の相談に、様々な分野のコーディネーターがワンストップで対応しているほか、拠点内の相談のみならず、県下全域への巡回相談、スカイプを活用した相談や支援機関、金融機関と連携した支援など、きめ細かな相談体制を備えています。

支援拠点を設置して以降、各分野のコーディネーターが、創業時の事業計画作成などの立ち上げ支援や、自社の強みを活かした商品開発や販売戦略による売上拡大、コスト管理の徹底による利益率の改善など、経営上の課題に関する相談に対して的確にアドバイスや支援を行ってきた結果、県内中小企業・小規模事業者の経営改善に繋がっています。

- (3) 経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者が、長期的な取組となる経営改革を行うには、県内の支援機関と一体となった「よろず支援拠点」による創業から事業承継までの各段階の課題等に応じた伴走型支援の継続が必要です。

【参考資料】

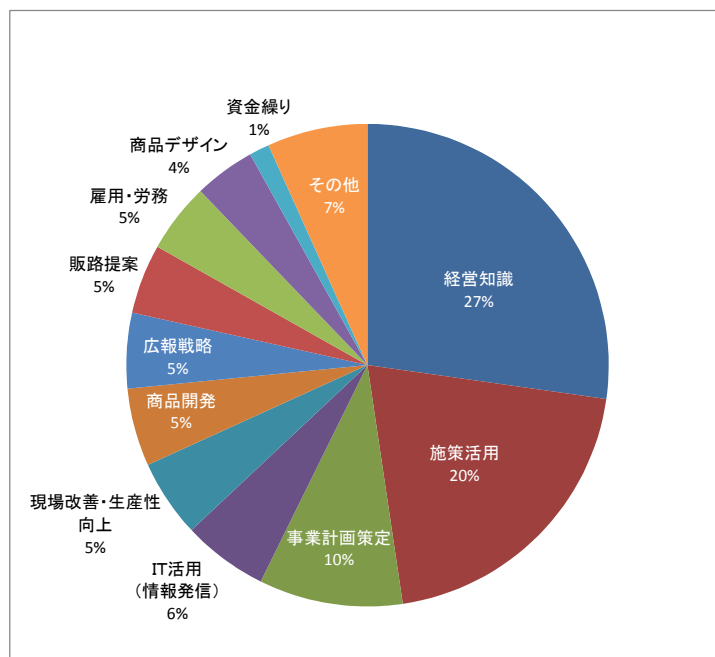
秋田県よろず支援拠点

来訪相談者数

項 目	H 2 6 年度	H 2 7 年度	H 2 8 年度	H 2 9 年度
稼働月数	9	1 2	1 2	1 2
来訪相談者数	7 3 1	1, 3 4 4	1, 7 4 3	1, 6 6 9
同 月平均	8 1	1 1 2	1 4 5	1 3 9

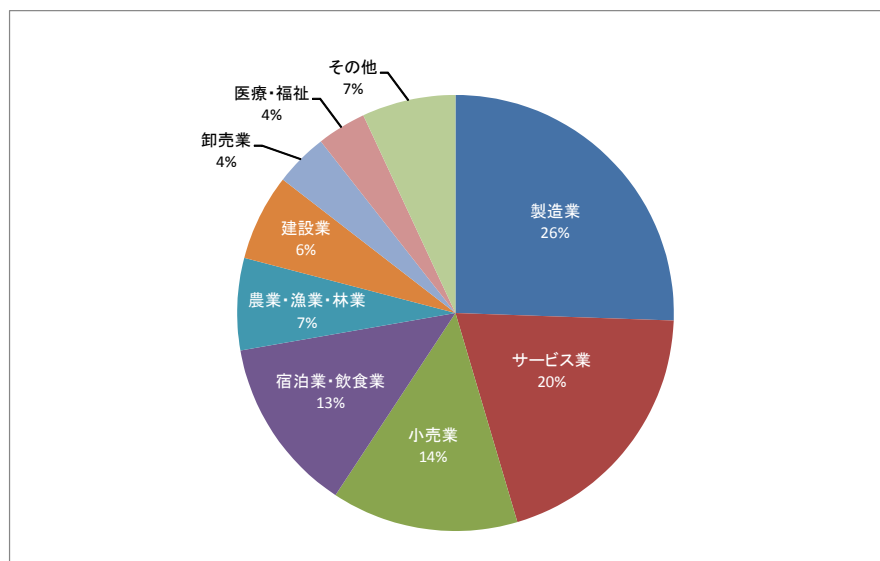
相談内容

(H29. 4～H30. 3)



相談者の業種

(H29. 4～H30. 3)



(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

Ⅲ-6 日露間の輸送効率の向上について

外務省欧州局

経済産業省貿易経済協力局

国土交通省総合政策局

【提案・要望の内容】

シベリア鉄道を活用し、日本とロシア、欧州との貿易の活性化を図るため、日露間の貨物輸送の効率化促進に関し、ロシア政府への働きかけを継続的に行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

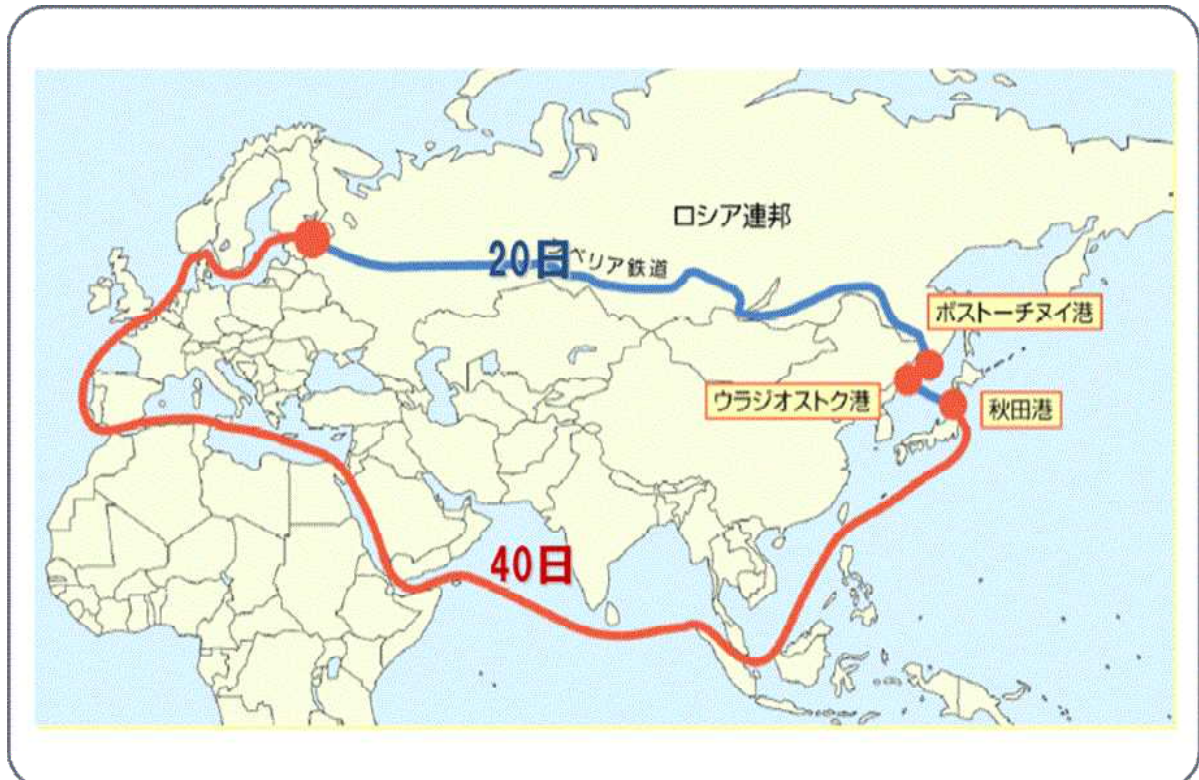
- (1) 当県は、日本海を挟みロシア極東地域に最も近い位置にあることから、同地域との経済交流に積極的に取り組むとともに、ユーラシア大陸を横断するシベリア鉄道にも着目し、沿線諸都市や欧州との貿易の可能性を拓く「シーアンドレール構想」を従前から提唱しています。
- (2) 平成29年度には、秋田市で開催された秋田商工会議所とロシア沿海地方商工会議所等との経済交流会議において、相互の貿易拡大に向けた連携促進等が合意されたほか、ロシア極東地域との間で、県産米の輸出や全国で初めてとなる家畜飼料の輸入が実現するなど、民間主導での経済交流が拡大しつつあります。
- (3) しかしながら、ロシア極東地域の港湾では、税関等の関係官公署での手続に時間を要するため、海外進出や販路開拓を目指す事業者にとっては、通関の遅れによる輸送日数やコストの掛かり増しが大きな障害になっています。
- (4) 国では、定期的にロシア側と協議を行っていますが、そうした状況は未だ解消されていないことから、できるだけ早く改善が図られるよう、今後ともロシア政府に対する継続的かつ精力的な働きかけが必要です。

秋田港シーアンドレール構想について

1. 秋田港シーアンドレール構想

秋田港に対岸諸国向けの貨物を集約し、海路輸送（Sea）とシベリア鉄道等の輸送手段（Rail）によりヨーロッパに至る一大物流ルートを構築する構想。

本構想は、スエズ運河を経由した日本と欧州との海上輸送ルートの代替輸送ルートとしてのみならず、日本とシベリア鉄道沿線都市、中央アジア諸国との貿易をも活発にする重要なルートとして位置づけられる。



秋田港シーアンドレール構想概念図

2. 効果

シベリア鉄道等の輸送手段の活用によるリードタイムの縮減

（海上輸送：約40日、陸上輸送：約20日）

（県担当課室名 産業労働部商業貿易課）

Ⅲ－７ 環日本海交流の拠点となる秋田港等の整備促進について

国土交通省大臣官房、港湾局

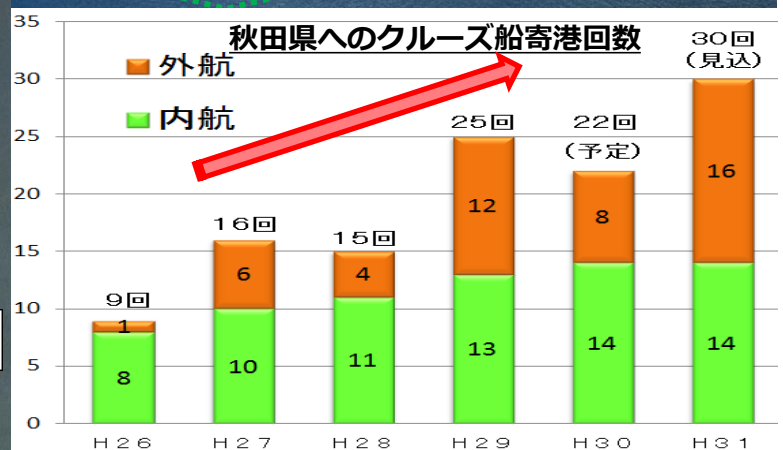
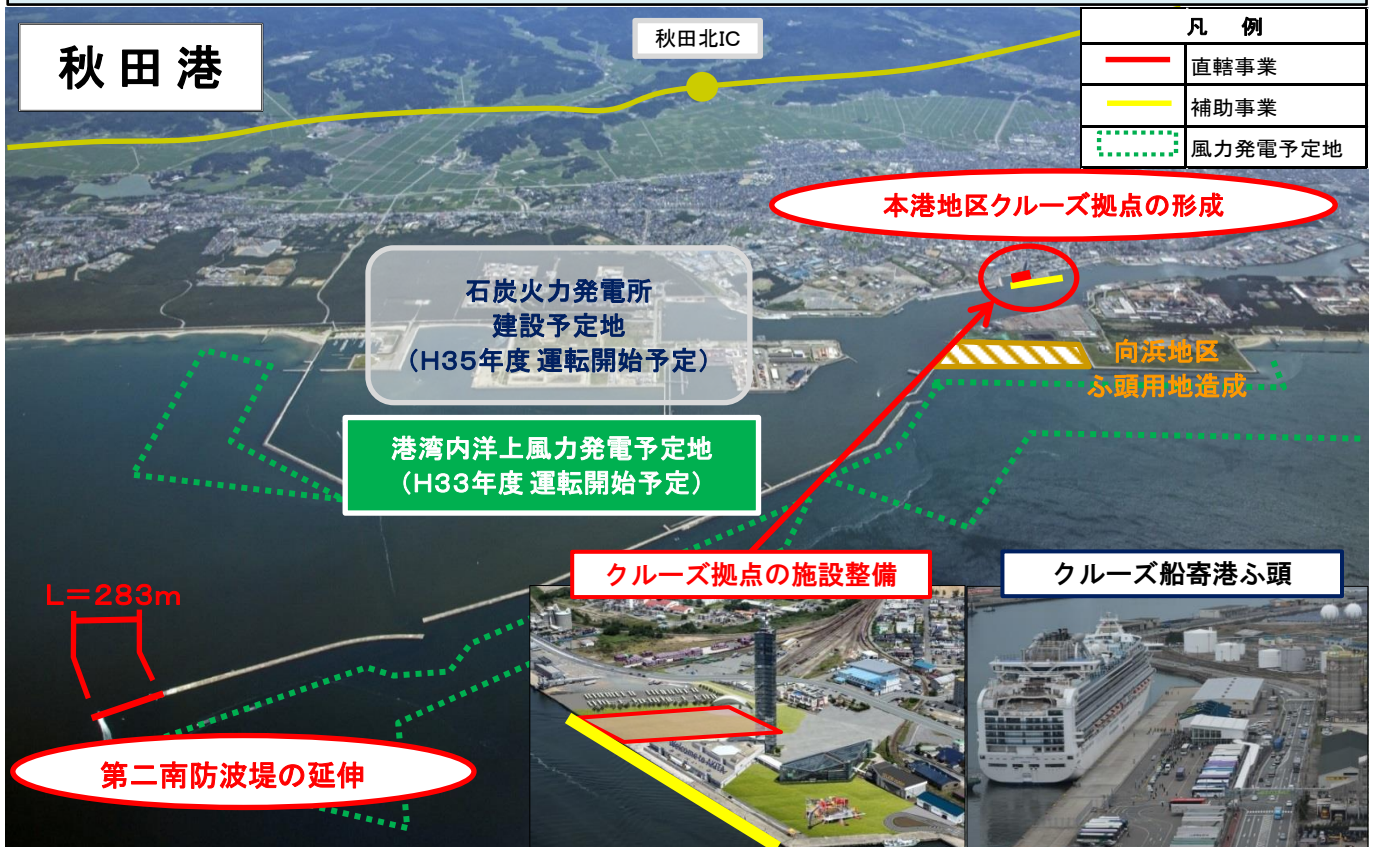
【提案・要望の内容】

- (１) 秋田港、能代港等について、通年で安定した船舶の入港を可能とするため、防波堤の整備等を促進すること。
- (２) 秋田港、船川港等の県内港湾における津波対策等（漂流物対策・津波避難施設の整備等）が早期に実現できるよう支援すること。
- (３) 秋田港本港地区におけるクルーズ拠点の形成に必要な施設整備に支援を行うこと。
- (４) 秋田港、能代港の港湾区域内における洋上風力発電について、港湾の安定的利用を阻害しない施設とするために必要な技術的支援を行うこと。
さらに、将来的な一般海域への展開に向け、能代港を洋上風力発電の「拠点港」とするための機能強化について支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 秋田港では、昨年１１月に策定した「長期構想」を基に、今年度中に「港湾計画」を改訂する予定であり、将来の貨物量及び航行船舶の増加に対応した環境整備を進めていくことにしています。
また、能代港においても、能代火力発電所３号機の建設により、更なる物流の増加が見込まれることから、早急な環境整備が必要となっています。
- (２) 当県では、港湾内における津波対策の検討を進めており、背後地の人命・財産を守るため、津波対策事業の予算確保が必要です。また、船舶の大型化に対応した、利便性の高い港湾の整備を行う必要があります。
- (３) 当県では、インバウンド誘客の推進に取り組んでおり、増加する外航クルーズ船の需要を取り込み、地域活性化へと結び付けていくことにしています。このため、早急に旅客利便施設等の受入環境の整備を進め、クルーズ船の更なる誘致を図ることが急務となっています。
- (４) 当県での大規模な洋上風力発電施設の建設にあたり、港湾の運営に支障を来すことがないように、安全性を確保する必要があることから、国において、全国的に統一された基準等の整備が必要です。
また、日本海側北部沿岸の一般海域において、洋上風力発電の先行的な建設計画が進められていることから、組立てや積出し、維持管理などを行う「拠点港」の整備が必要です。

秋田の重点プロジェクトを支える港湾整備



(県担当課室名 建設部港湾空港課)

Ⅲ－８ 火力発電に係る電源立地地域対策交付金の対象の拡大について

資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

火力発電に係る電源立地地域対策交付金の対象となる発電用施設の設置（予定）区域を、全ての区域に拡大すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 東日本大震災以降、原子力発電所の停止により、火力発電設備の高稼働が続いており、老朽化も進んでいます。
- （２） このような状況を背景に、設備の信頼性や経済性等の観点から、当県でも、より安価な石炭を燃料とする火力発電所（東北電力能代火力発電所３号機）の建設が進められています。
- （３） 加えて、電力システム改革の進展に伴い、新たな火力発電所の建設計画が各地で進められています。
- （４） こうした計画を円滑に進めていくためには、発電所と地域の共生を図ることが重要であり、関連する施策に要する地方公共団体の財源の充実を図るため、現在、沖縄県に立地するものに限定されている火力発電に係る対象電源施設の設置（予定）区域を、全ての区域に拡大する必要があります。

（県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課）

Ⅲ－９ 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直しについて

厚生労働省労働基準局

【提案・要望の内容】

雇用における処遇の均衡化、地域間格差の是正などに向けて、最低賃金に係る目安制度の見直しを行うとともに、本制度の見直しや現行制度における地域別最低賃金の改定により影響を受ける中小企業に対するフォローアップを継続して行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 当県の賃金水準は全国低位にあり、こうした賃金水準を始めとする厳しい雇用環境が、地域間格差拡大の要因になっています。

最近の県内経済・雇用状況は、個人消費は全体として横ばいに推移し、製造業はやや強含みの動きとなっており、有効求人倍率は高い水準で推移しているものの、全体としては全国平均との格差が依然としてあるほか、業種や地域により状況に差異があります。

- (２) 当県では、労働時間等の法令・制度の遵守や雇用環境改善のため、働き方改革推進員の企業訪問などにより、最低賃金を始めとする労働関係諸制度の啓発や働き方改革の推進に取り組んでいます。

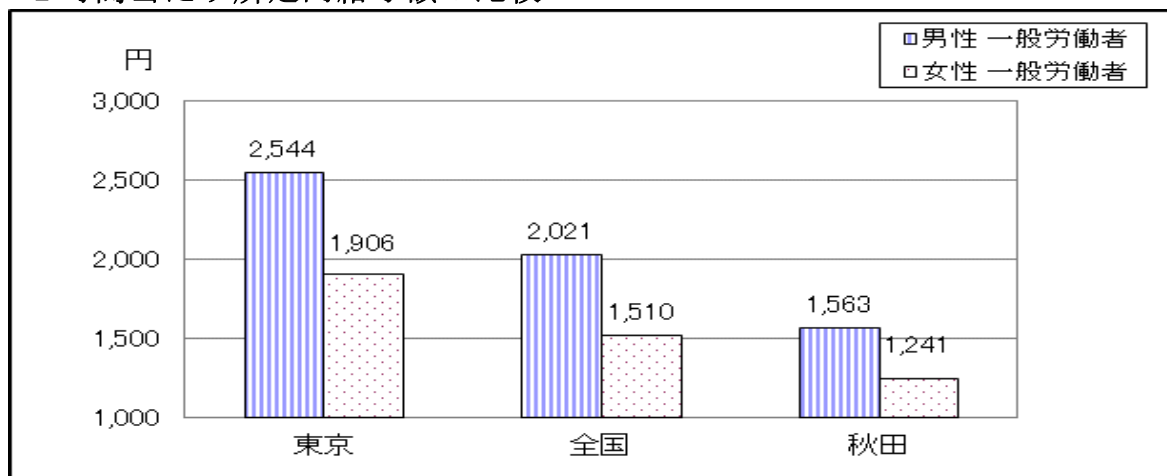
- (３) 平成２９年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、Ａランクで２６円、Ｂランクで２５円、Ｃランクで２４円、Ｄランク（当県など）で２２円が提示され、都市部と地方の最低賃金の格差がますます拡大しています。

こうした地域間格差の是正や、雇用における処遇の均衡化を図るため、地域別最低賃金制度の更なる見直しを行う必要があります。

- (４) 制度の見直しに当たっては、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業の生産性の向上や経営の安定化を進めるため、国のフォローアップ施策である「中小企業専門家派遣・相談等支援事業」や平成２９年度に制度拡充された「業務改善助成金」などの支援を継続して行うとともに、更なる周知を行う必要があります。

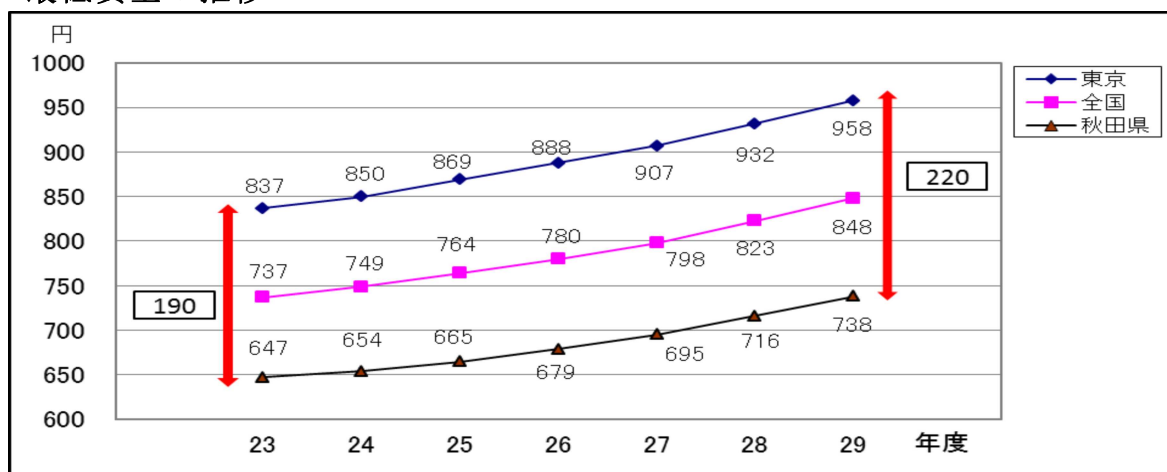
【参考資料】

1 1時間当たり所定内給与額の比較



(出典：厚生労働省「平成29年賃金構造基本統計調査」)

2 最低賃金の推移



(出典：厚生労働省資料より作成)

3 現状の最低賃金の決定方法及び問題点

- 中央及び地方最低賃金審議会において、地域での生計費、賃金実態、企業の支払い能力の3要素を考慮して答申を行い、労働局長が決定する。
- 中央最低賃金審議会の答申に当たり、引上額の目安が示されるが、これまで都道府県を4つのランクに分け、ランク毎に目安が示されてきたことと、平成19年の法律改正後、生活保護基準額との乖離に配慮することになってから、ますます地域間格差が拡大している。

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

Ⅲ-10 技能者育成資金融資制度の見直しについて

厚生労働省人材開発統括官

【提案・要望の内容】

経済的な理由により、職業能力開発校（県立技術専門校）において職業訓練を受けることが困難な訓練生の負担軽減を図り、職業訓練の受講を容易にすることを目的とする「技能者育成資金融資制度」について、日本学生支援機構等他機関が運営する制度と同等の制度となるよう見直しを行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 職業能力開発校の訓練生は、日本学生支援機構の奨学金や県内市町村奨学資金の対象となっていないため、国の技能者育成資金融資制度や銀行の教育ローンなどの融資制度に頼らざるを得ない状況になっています。
- （２） 当県の県立技術専門校の訓練生は、県内就職率が８６．２％（平成２９年度修了生）、修了１年後の職場定着率が８７．６％（平成２８年度修了生）と高く、地元の産業を支える貴重なものづくり人材として期待されており、また、若者の県内定着を進め、人口減少を克服していくためにも、訓練生に対する経済的支援は重要です。
- （３） 技能者育成資金融資制度は、借入資格の一つとされていた連帯保証人の要件が廃止されたものの、融資上限額が６２万円（２年分）、融資利率が３％であるなど、訓練生に対する経済的支援を目的にしているにもかかわらず、他機関が運営する制度との条件面の違いから、利用しにくい制度になっています。
- （４） 当県では、例年、経済的な理由により中退する訓練生がいるほか、保護者からは入校説明会等において、日本学生支援機構の奨学金と同程度の支援内容となるよう要望が出されています。

【参考資料】

○技能者育成資金融資制度と日本学生支援機構の奨学金等との比較

平成30年4月5日現在

実施機関	国(厚生労働省)	日本学生支援機構	民間金融機関	
制 度 名	技能者育成資金 融資制度 (取扱：労働金庫)	第二種奨学金	労働金庫 (教育ローン カード型)	秋田銀行 (教育ローン)
融資(貸与) 方式	一括融資	毎月定額貸与	随時融資	一括融資
融資(貸与)額	自宅 52万円 自宅外 62万円 ※訓練年数(2 年)分の上限額	2年分の総額 72万円～288万円 ※月額 3万円～12万円	10万円 ～2,000万円 ※総額	10万円 ～500万円 ※総額
利 率	借入後から発生 固定 3%	卒業後から発生 変動 0.01% 固定 0.27%	借入後から発生 変動 2.450%	借入後から発生 変動 2.5%
連帯保証人	不要	機関保証又は人的保 証(連帯保証人・保 証人の選任)の選択	不要	不要
学業成績審査	あり	あり	なし	なし

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

IV 新時代を勝ち抜く攻めの農林水産業

IV-1 農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について

内閣官房

財務省大臣官房、主計局

農林水産省大臣官房、生産局、農村振興局

【提案・要望の内容】

- (1) 農業政策については、食料の安定供給はもとより、農業・農村の持つ多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、国際通商交渉等の影響を十分に踏まえながら、国内農業の競争力強化に向けた施策の拡充を行うなど、機動的に対応すること。
- (2) 農業の持続的な発展に向け、「農業農村整備事業」を始め、「産地パワーアップ事業」や「畜産クラスター事業」等について、必要な予算を安定的に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 3月に署名に至ったTPP11は、早ければ今年度中の発効が見込まれるほか、日EU・EPAについても、この夏に署名が予定されるなど、国際通商交渉は大きな動きを見せており、当県農業への影響が懸念されます。
- (2) 当県では、農業の競争力強化に向け、「産地パワーアップ事業」や「畜産クラスター事業」を活用して園芸・畜産の大規模団地の整備等を進めてきた結果、農畜産物の出荷量が拡大し、農業産出額の伸び率が2年連続で全国トップクラスとなるなど、成果が着実に現れてきています。
今後、農業の成長産業化を一層加速するため、地域農業の拠点となる園芸や畜産の大規模団地をそれぞれ50か所を目標に全県域に整備することにしていきます。
- (3) こうした団地整備に不可欠な「産地パワーアップ事業」及び「畜産クラスター事業」については、これまでの補正予算に加え、当初予算での措置により、必要な予算を継続的かつ安定的に確保することが必要です。

【参考資料】

1 産地パワーアップ事業の実績と計画

(単位：百万円)

予算時期等	地 区 名 等	事業費	補助金
平成29年度実績 (28補正)	秋田市雄和相川地区、大館市上川沿地区、鹿角市用野目地区、北秋田市坊沢・綴子地区など 計17地区	2,717	1,257
平成30年度計画 (29補正)	横手市十五野地区、男鹿市五里合地区、湯沢市北部・羽後町三輪地区、羽後町新成地区、大潟村など 計29地区	3,375	1,534
平成31年度計画	秋田市四ツ小屋地区、秋田市豊岩地区、湯沢市関口地区、由利本荘市大内地区など 計24地区	2,609	1,155

2 畜産クラスター事業の実績と計画

(単位：百万円)

予算時期等	地 区	事業費	補助金
平成29年度実績 (28補正)	秋田市河辺堤の下地区、秋田市河辺道の下地区、大仙市協和地区など 計12地区	3,508	1,608
平成30年度計画 (29補正)	由利本荘市東由利地区、由利本荘市矢島地区、北秋田市中屋敷地区など 計11地区	2,288	1,055
平成31年度計画	大館市雪沢地区、鹿角市花輪地区、小坂町台作地区、三種町金岡地区など 計9地区	10,776	4,989



産地パワーアップ事業を活用した園芸メガ団地
(ねぎ、ダリア等) (秋田市)



畜産クラスター事業を活用した大規模畜産団地 (肉用牛) (秋田市)

(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

Ⅳ-2 総合的な農業就業人口減少対策の実施について

内閣府地方創生推進事務局

農林水産省大臣官房、生産局、経営局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

将来にわたり農業労働力を安定的に確保するため、多様なルートと幅広い年齢層からの就農を促進するとともに、ＩＣＴ等の先端技術を活用した農業機械等の普及を加速すること。

《中年層の新規就農の促進》

- (1) 新規就農者の確保をより一層進めるためには、多様なルートと幅広い年齢層からの就農を図る必要があり、特に、中年層は人口層が厚く、掘り起こす余地が大きいことから、農業次世代人材投資事業の年齢要件を引き上げるなど、中年層が新規参入しやすい環境を整えること。

《移住就農の促進》

- (2) 首都圏から地方へ移住し、就農を希望する者に対する相談会の開催や体験研修の実施など、農村地域への移住就農対策に取り組む地方公共団体への支援を強化すること。

また、首都圏への一極集中を解消する観点から、国においても移住就農を啓発する取組を強化すること。

《先端技術の導入》

- (3) 生産現場における省力化や生産性の向上を図るため、農業用パワーアシストスーツやＩＣＴ・ＡＩ等を活用した農業機械等の開発・普及を一層推進すること。

特に、開発に当たっては、積雪寒冷地の条件に配慮するとともに、生産現場への普及を促進する取組に対し、支援措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、基幹的農業従事者数がこの20年で約16%減少するとともに、平成27年の65歳以上の割合が約65%に達するなど、農家の高齢化が進行しており、農業労働力の急速な脆弱化が危惧されます。
- (2) このため、当県では、中年層の新規就農者に対する独自の給付金制度を創設したほか、地方創生推進交付金を活用し、移住希望者に対するセミナーや体験研修等の開催により移住就農の促進に取り組んでいますが、移住者の増大を図るためには、対策の充実強化が必要です。
また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、首都圏から地方への転出者を増やす目標を掲げており、国として地方移住に対する気運の醸成や移住就農者の増加に向けた取組の強化が必要です。
- (3) 当県では、パワーアシストスーツやロボットトラクター等を活用した農作業の実証等に取り組んでいますが、生産現場への適応性や価格面等で多くの課題があることから、省力化・軽労化を図る先端技術の開発・普及については、国による総合的な取組が必要です。



ねぎの生産に取り組む移住就農者



パワーアシストスーツを活用した運搬作業

(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

IV-3 需要に応じた米生産推進のための環境整備について

総務省自治財政局
農林水産省生産局、政策統括官

【提案・要望の内容】

- (1) 主食用米の需給の均衡と価格の安定が図られるよう、引き続き、国がその責務を果たすこと。
- (2) 水田のフル活用と地域の創意工夫による産地づくりを推進するため、「水田活用の直接支払交付金」の交付水準を維持するとともに、主食用米の需給の均衡を図るため、備蓄米を含めた非主食用米へのインセンティブを高めること。
- (3) 老朽化が著しい穀類乾燥調製貯蔵施設等について、耐震性診断や維持・更新計画の策定、施設の長寿命化等に対する支援措置を講じること。
- (4) 主要農作物種子法の廃止に伴い、優良種子の安定供給に支障を来さないよう、都道府県での取組状況に応じた地方財政措置を堅持すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成30年以降、過剰生産による米価の下落について、生産者が不安を感じていることを踏まえ、食糧の安定供給と農業所得を確保する観点から、主食用米の需給の均衡が図られるよう、国の強力なリーダーシップが必要です。
- (2) 水田農業を巡る状況が大きく変わる中、当県では、米を基幹としつつも、大豆や野菜等の戦略作物の拡大による複合型生産構造への転換を推進しており、そのためには「水田活用の直接支払交付金」は不可欠です。
- (3) 主食用米の価格上昇に伴い、当県を始め全国的に備蓄米から主食用米に転換する動きが見られることから、非主食用米の生産に対するインセンティブを高め、作付を誘導する対策が必要です。

(4) 当県には、45基の穀類乾燥調製貯蔵施設が整備され、地域における稲作の基幹施設として稼働していますが、このうち12基は建設後35年以上が経過しているものの増強等が行われておらず、老朽化や機能低下が著しいことから、施設の改修や更新が喫緊の課題となっています。

(5) 主要農作物の種子生産は、我が国における食糧生産の根幹を支えるものであることから、生産現場に優良種子を安定的かつ継続的に供給できるよう、これまで都道府県が担ってきた体制を堅持していく必要があります。

【参考資料】

1 水田活用の直接支払交付金の交付状況 (単位：億円)

	H28 (実績)	H29 (見込み)
戦略作物助成	98.4	92.1
産地交付金	51.6	43.0
計	150.0	135.1

※戦略作物助成のH28年は耕畜連携・二毛作助成を含む。産地交付金は補正予算を含む。

2 当県におけるカントリーエレベーター(CE)の設置状況 (単位：基)

設置時期	S40～59	S60～H9	H10～19	H20～	計
設置基数	18	16	5	6	45
うち35年経過 ※	12				12

※全体のうち、35年(鉄筋コンクリート造サイロの耐用年数)を超えて増強等が行われていないもの

(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

IV-4 コメのカドミウム及びヒ素対策の充実について

総務省自治財政局
農林水産省消費・安全局、生産局、
農村振興局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

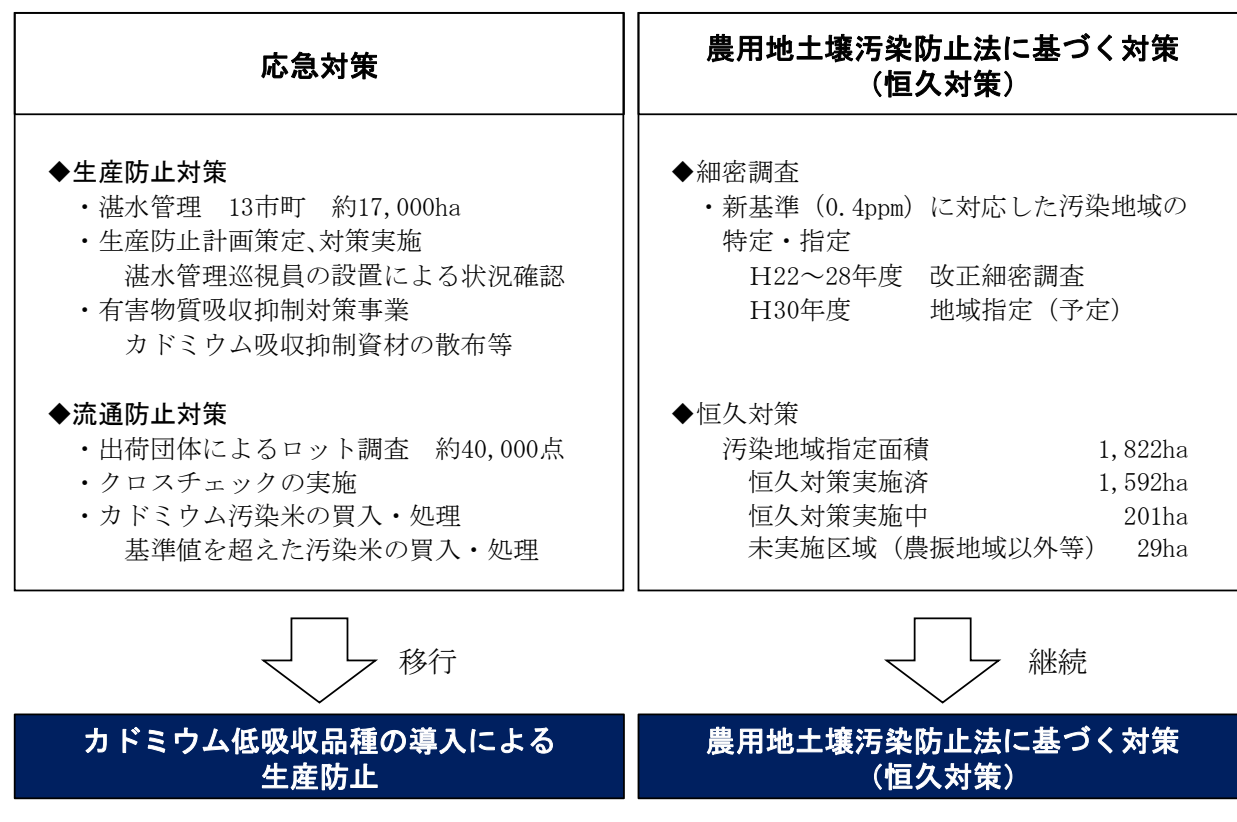
- (1) 国のカドミウム含有米買上事業の終了を受け、当県では、独自に汚染米の買入・処理を行っていることから、地方財政措置を継続すること。
- (2) コメのカドミウム濃度の低減を図るため、国はカドミウム低吸収品種の普及を目指す方針であるが、その導入に当たっては、風評被害が発生しないよう、消費者や流通業者等の理解を得ながら、全国的に足並みを揃えた形で実施すること。
- (3) コメのヒ素濃度基準値が設定される場合は、生産者・消費者ともに不利益が生じることのないよう、事前に万全の生産流通防止対策を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

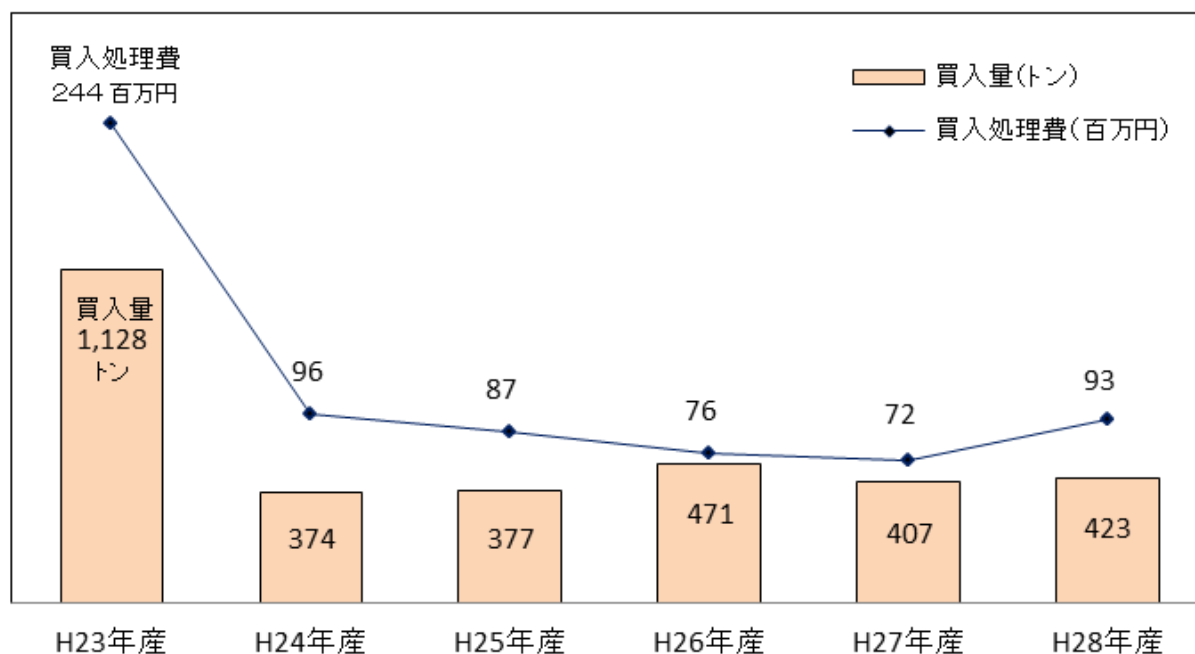
- (1) 当県では、客土や湛水管理による生産段階での発生防止対策や、出荷団体によるロット調査等の流通防止対策を講じるとともに、汚染米については、平成23年度以降、国に代わって県が毎年400トン程度の買入・処理を行っています。
- (2) こうした中、カドミウム低吸収コシヒカリが開発され、抜本的な解決が期待されることから、当県においても、国の指針に基づき、「あきたこまち」など県オリジナル品種について、低吸収品種の開発を進めています。
- (3) その普及に当たっては、低吸収品種を活用することが風評被害につながらないよう、消費者や流通業者等の理解を得た上で、全国的に足並みを揃えて推進する必要があります。
- (4) また、コメのヒ素濃度に関する国際基準値の設定を受け、今後、国内でも基準が設定される可能性があります。ヒ素は、日本全国に広く分布する上、カドミウムとトレードオフの関係にあることから、生産と流通の両面から万全の対策を講じる必要があります。

【参考資料】

秋田県における農用地土壌汚染対策の概要



汚染米の発生状況と買入処理費



(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

IV-5 農業農村整備事業の予算確保について

農林水産省大臣官房、農村振興局

【提案・要望の内容】

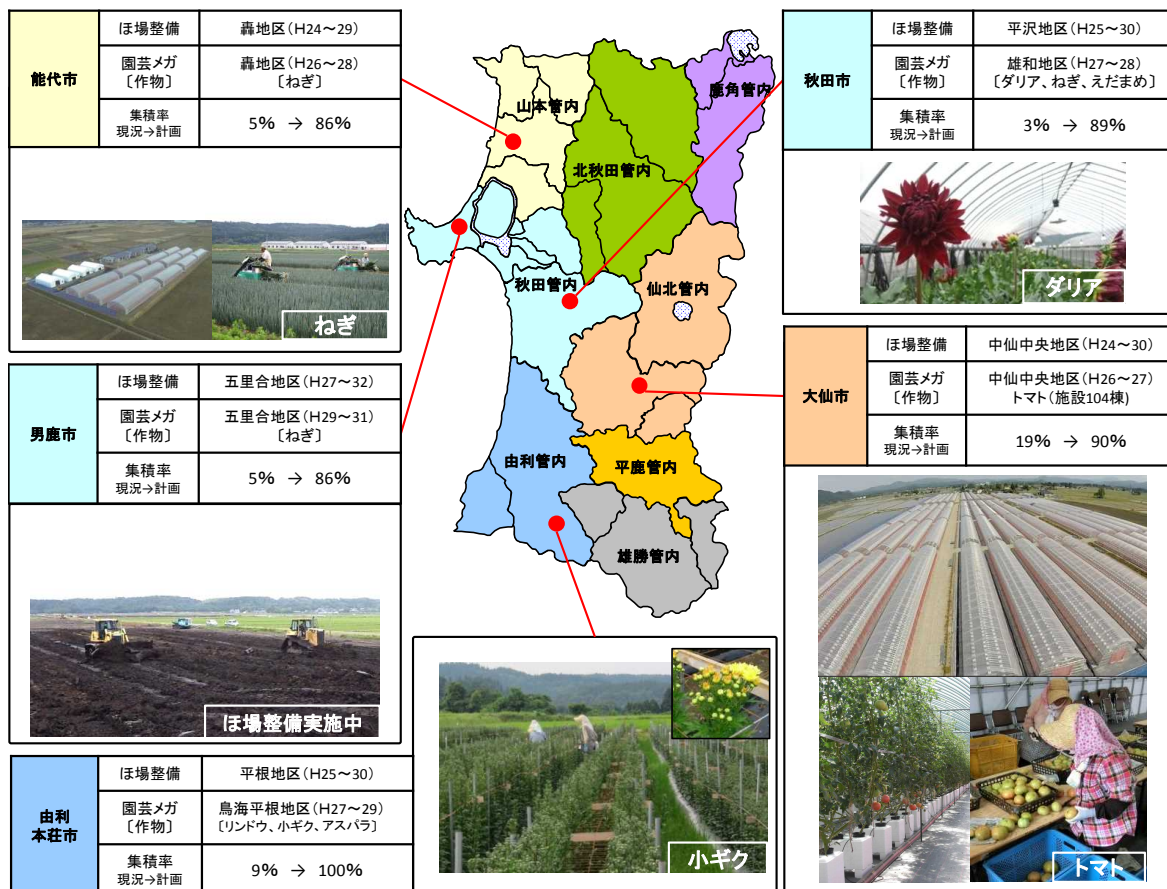
農業農村整備事業は、生産コストの大幅な縮減や担い手への農地集積、高収益作物への転換を図るとともに、農業用水の安定供給、農村地域の安全・安心を確保する上で極めて重要な施策であるため、今後とも必要な予算を安定的に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

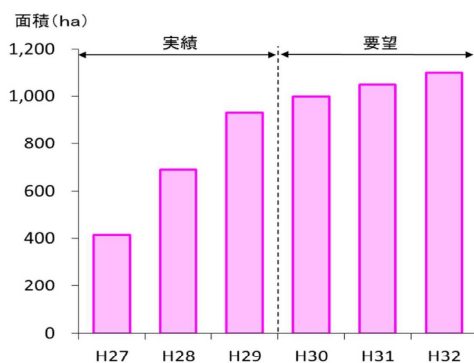
- (1) 当県では、米依存から脱却し効率的で収益性の高い生産構造への転換を図るため、園芸メガ団地の整備を始めとする各種施策を強力に推進しており、枝豆やネギ、花き等で産地化が進展し、2年連続で農業産出額の伸び率が全国トップクラスになるなど、成果が着実に現れてきています。
- (2) 生産現場からは、複合型生産構造への転換を支える基盤整備の一層の促進を求められていることから、引き続き、園芸振興施策・農地中間管理事業と三位一体で推進する「あきた型ほ場整備」や地下かんがい、モミガラ補助暗渠など水田の畑地化整備を加速することとしています。
- (3) 自然災害が激甚化・頻発化している中、当県の基幹的農業水利施設の約3割が標準耐用年数を超過していることから、農業水利施設等の長寿命化や防災・減災のための補修・更新等を計画的に実施する必要があります。

【参考資料】

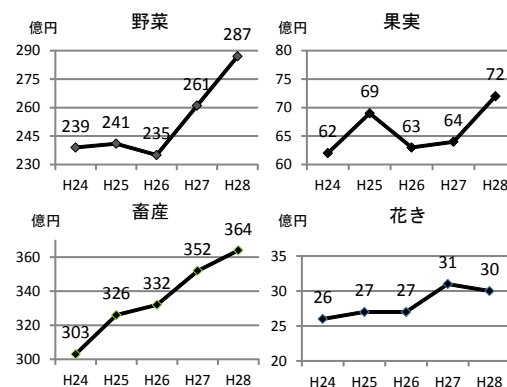
あきた型ほ場整備の具体事例



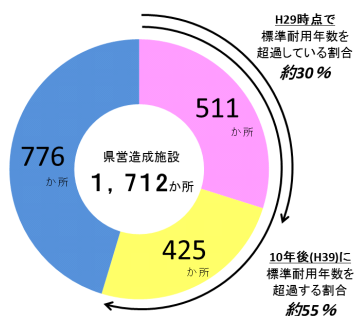
〔ほ場整備の要望面積〕



〔農業産出額の推移〕



〔当県の基幹的農業水利施設の現状〕



〔豪雨によるため池の決壊〕



平成29年の豪雨災害で決壊した杉の沢ため池 (大仙市)

(県担当課室名 農林水産部農地整備課)

IV-6 土地改良区等の管理体制強化に係る支援の強化について（新規）

農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

農業水利施設の適正な維持管理や更新整備、災害時の対応等が円滑に実施できるよう、土地改良区への地区編入を促進する取組や、土地改良区の管理区域外も含めた農業水利施設の管理体制を強化するための計画づくりを支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

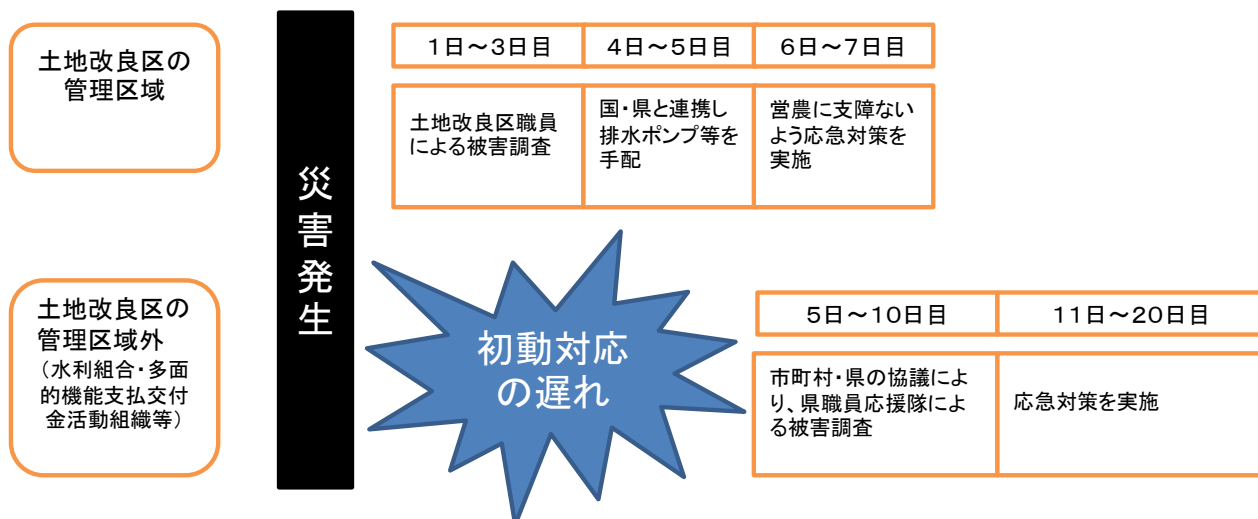
- (1) 当県では、全農地の約7割に及ぶ区域で土地改良区が農業水利施設を管理していますが、その他の区域では小規模な水利組合や多面的機能支払交付金活動組織等が管理運営を行っています。
- (2) 平成29年の豪雨災害の際、土地改良区管理区域では、農業水利施設等の災害復旧に向けた迅速な対応が行われた一方で、土地改良区管理区域外では、初動対応が遅れ復旧までに時間を要するなど、土地改良区の重要性が改めてクローズアップされました。
- (3) こうしたことから、将来にわたって安定した農業用水の確保と地域の安全・安心を担保するためには、土地改良区への地区編入を促進するとともに、土地改良区管理区域外においては、水利組合等の体制強化を図る必要があります。
- (4) このため、当県では、平成30年度から、土地改良区が新たに区域を拡大した場合に生じる初期の事務的経費の掛かり増し分や、市町村が土地改良区管理区域外を含めた農業水利施設の管理体制を強化するための計画策定経費を支援しています。
- (5) 国においては、従前の土地改良区の体制強化に対する支援に加え、今後、土地改良区への地区編入と水利施設の管理体制強化が一層進むよう、恒久的な支援措置を講じることが必要です。

【参考資料】

1 平成29年7月22～23日の豪雨災害への対応状況

7月下旬～8月上旬は、水稻が最も水を必要とする出穂期に当たり、早急な花水（用水）の確保が求められた。

（1）土地改良区管理区域と管理区域外の初動対応の実態



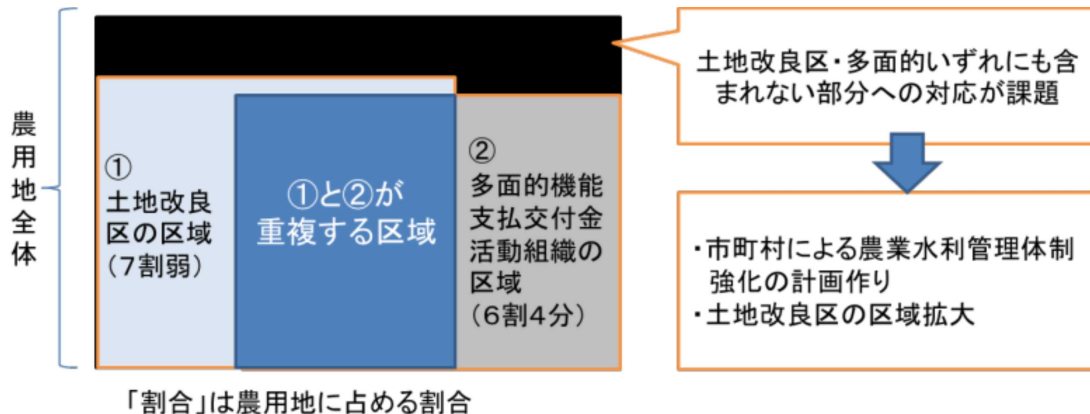
（2）土地改良区職員による迅速な被害調査（水路への土砂流入）



（3）土地改良区管理区域における国の支援による応急ポンプ設置



2 秋田県における農業水利管理区域のイメージ



（県担当課室名 農林水産部農地整備課）

Ⅳ-7 「日本型直接支払制度」の一体的な推進について

農林水産省生産局、農村振興局

【提案・要望の内容】

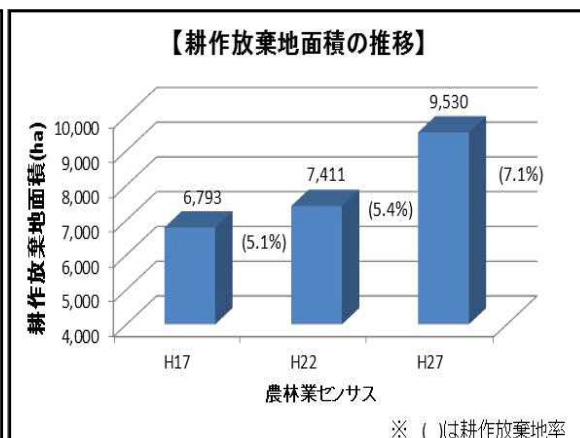
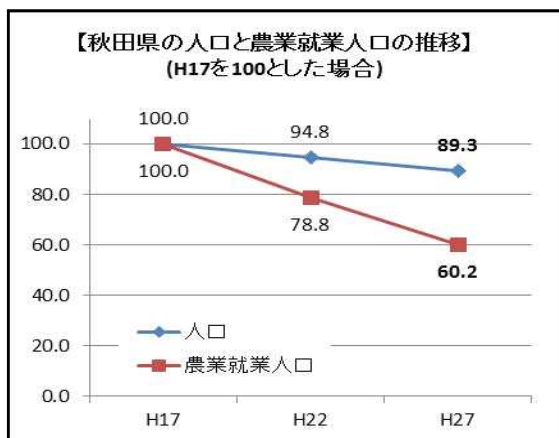
- (1) 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金など、関係する3つの交付金の一本化を図ること。
- (2) 協定活動期間等について、活動組織の状況に応じて柔軟に対応できるよう、農業者等が取り組みやすい制度とすること。
- (3) 日本型直接支払制度の交付金については、推進活動に伴う事務経費を含め、安定的に予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 人口減少が進む当県では、特に農村地域における農業従事者の減少が顕著であることから、耕作放棄地の発生を防止し、農地の有効利用や良好な環境の維持を図るため、「日本型直接支払制度」を持続的に活用することが重要です。
- (2) しかしながら、高齢化の進行等を背景に、活動組織の中には役員の成り手不足等により継続を断念する組織も出てきており、今後そうした組織のさらなる増加が懸念されることから、活動の負担となっている事務の簡素化を図るとともに、農業者等が取り組みやすい制度にする必要があります。
- (3) 具体的には、(i)農地や水路等の保全活動を基本部分とし、(ii)中山間地域等の条件不利地の格差是正や、地域住民による農業の多面的機能を生かした共同活動、水路等の長寿命化、生態系等の環境保全への配慮を加算部分とするなど、関連する3つの交付金を一本化する必要があります。
- (4) さらに、5年間という活動期間の設定が、既存組織の継続への不安や新たな活動組織の設立への躊躇につながっていることから、協定期間の弾力的な設定を可能にするなど、活動組織が柔軟に対応できる制度にする必要があります。
- (5) 農業・農村が有する国土の保全や良好な景観の形成、文化の伝承等といった多面的機能は、その維持・発揮により国民に多くの恵沢をもたらすことから、推進活動に伴う事務経費を含め、必要な予算を安定的に確保する必要があります。

【参考資料】

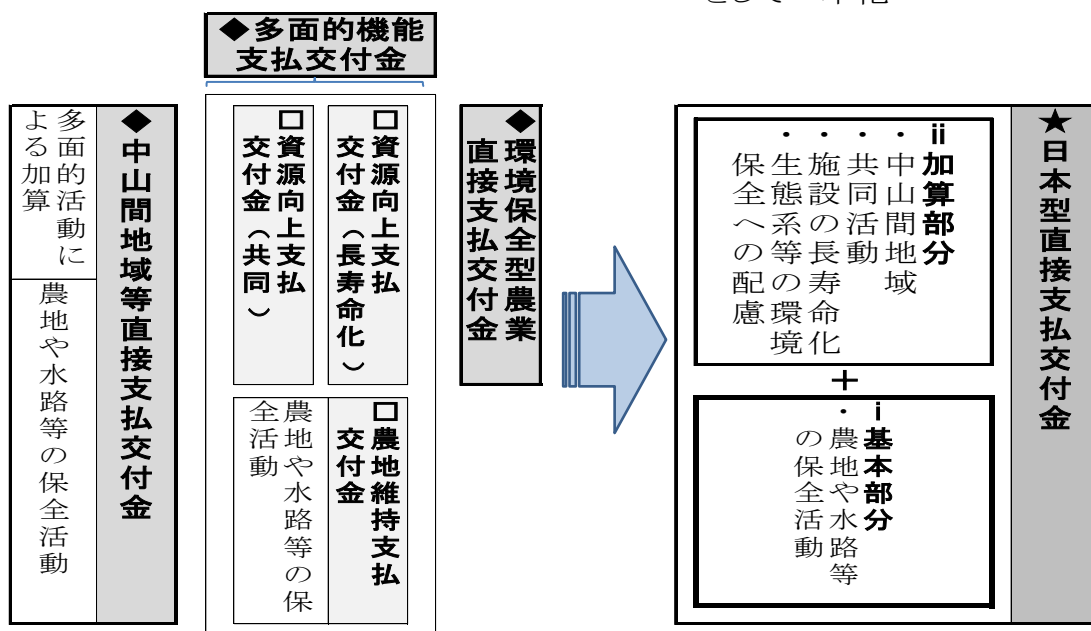
1 当県の農村の現状



2 交付金の一本化案について

【現 行】
・それぞれの交付金が独立

【一本化案】
・日本型直接支払交付金として一本化



3 当県の平成30年度実施計画について

	中山間地域等 直接支払	多面的機能 支払	左記計	環境保全型 農業直接支払
実施市町村数	22	25	(全市町村) 25	17
実施計画面積 (ha)	10,500	97,300	107,800※	2,311
交付額 (上段:事業費) (百万円) (下段:国 費)	1,145 579	4,767 2,421	5,912 3,000	137 68
摘 要	※一部重複 (H29で4,355ha) を含む面積。 重複面積を除いた県全体の耕地面積に対するカバー率は70% (県担当課室名 農林水産部農山村振興課、水田総合利用課)			

Ⅳ－８ 水産基盤整備事業の予算確保について

水産庁

【提案・要望の内容】

漁港・漁場等の生産基盤を計画的に整備する「水産基盤整備事業」は、本県漁業の振興を図る上で極めて重要な施策であるため、必要な予算を安定的に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 漁港の長寿命化や防災機能の強化、水産生物の良好な生息環境の確保を図るためには、漁港・漁場の水産生産基盤の整備を計画的に推進していくことが重要です。
- (２) 当県では、これまで水産基盤整備事業を計画的に実施してきたところですが、平成３０年度においては当初予算が十分に確保されず、予定していた工事の一部を後年度に先送りせざるを得ない状況です。
- (３) 特に、水産物供給基盤機能保全事業の予算配分は、本県要望の７６．７％にとどまっており、このような状況が続くと、漁港への堆砂の進行により、漁船の出入港に支障を来し、漁業経営に大きな影響が出ることが危惧されます。
- (４) このため、平成３１年度以降においては、計画的に事業を推進することができるよう、十分な予算を確保する必要があります。

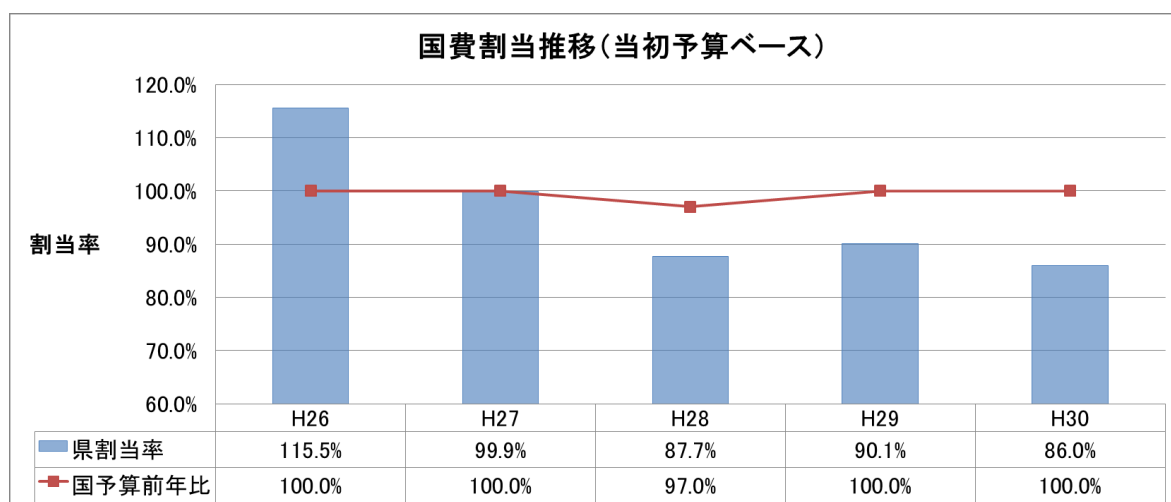
【参考資料】

1 水産基盤整備事業の整備計画

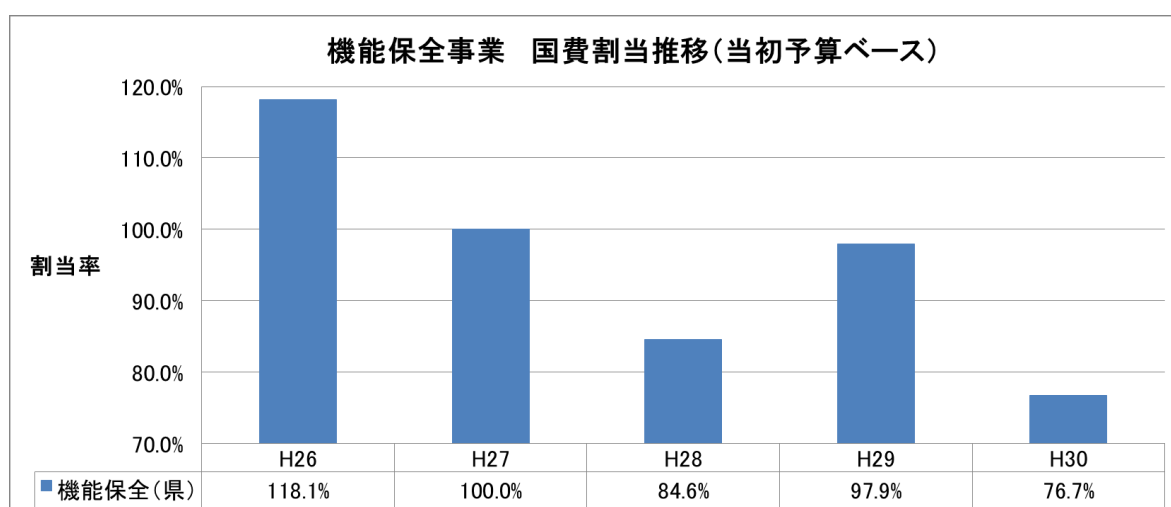
事業名	地区名	事業内容	事業主体	実施年度
水産流通基盤整備事業	椿(船川港)	漁港施設整備	県	H29～H33
水産環境整備事業	秋田県(能代漁場ほか1漁場)	漁場整備	県	H24～H33
水産生産基盤整備事業	岩館	漁港施設整備	県	H29～H33
〃	八森	漁港施設整備	県	H29～H33
水産物供給基盤機能保全事業	秋田県(岩館漁港ほか7漁港)	漁港施設の長寿命化	県	H22～H35
〃	潟上	漁港施設の長寿命化	潟上市	H22～H31
〃	由利本荘市	漁港施設の長寿命化	由利本荘市	H24～H31
〃	男鹿市	漁港施設の長寿命化	男鹿市	H27～H34

2 水産生産基盤整備事業 割当推移

①事業費全体



②水産物供給基盤機能保全事業



(県担当課室名 農林水産部水産漁港課)

IV-9 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進について

農林水産省大臣官房、林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 県産材の安定供給と需要拡大等を図るため、川上から川下までの総合的な対策を継続できるよう、日EU・EPAの影響も踏まえつつ、「林業成長産業化総合対策」の充実・強化を図ること。
- (2) 森林整備の計画的な推進のため、造林公共予算を十分に確保すること。
また、再造林対策は、山地災害防止と林業の持続的な発展を図る上で極めて重要な施策であることから、積雪等地域の実情に即した取組ができるよう配慮すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、全国一のスギ人工林資源を有しており、森林資源の循環利用を図りながら、林業の成長産業化を進めることが重要な課題となっています。
平成30年度からスタートした「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」では、素材生産量や製品出荷量などの増加を図ることとしており、その達成に向けて、高性能林業機械の導入や木材加工施設の整備に加え、丸太の安定的な流通システムの構築が必要です。
- (2) 森林整備に向けては、新たに森林環境譲与税が創設されますが、地球温暖化防止や国土保全などの公益的機能の発揮に加え、素材生産の拡大による地域経済の活性化、雇用の創出など地方創生に大きくつながることから、造林公共予算についても十分に確保する必要があります。
また、当県は豪雪地帯であり、冬期に伐採し、翌春に植栽する施業が多いことから、主伐・再造林の一貫作業システムを普及させるためには、十分な予算の確保はもとより、地域の実情に応じて実施できる仕組みにすることが必要です。

【参考資料】

1 森林整備加速化・林業再生基金等の活用による主な効果

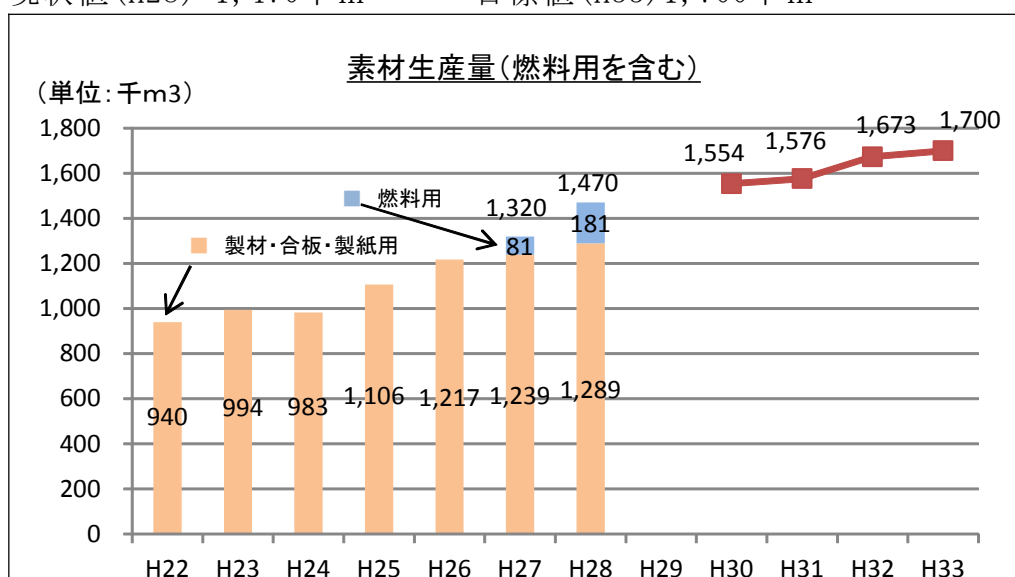
(H20年との比較)

・ 素材生産量	83万 m ³	(H20)	→	129万 m ³	(H28)	(55%増)
・ スギ製品出荷量	40万 m ³	(H20)	→	59万 m ³	(H28)	(48%増)
・ 林業産出額	78億円	(H20)	→	110億円	(H28)	(41%増)
・ 新規林業雇用労働者	101人	(H20)	→	133人	(H28)	(32%増)

2 第3期ふるさと秋田元気創造プランの目標値

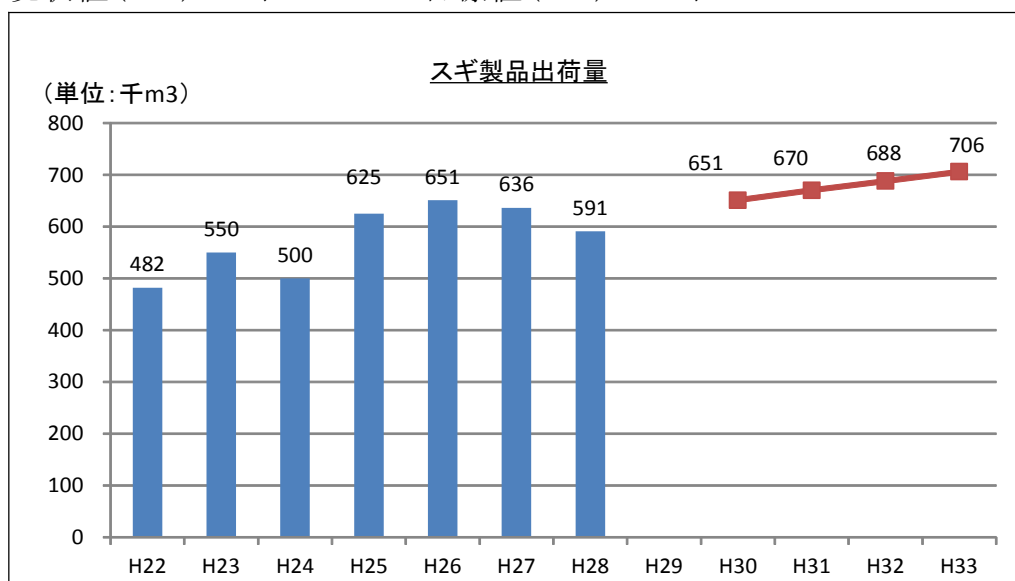
○ 素材生産量（燃料用を含む）

現状値(H28) 1,470千m³ → 目標値(H33) 1,700千m³



○ スギ製品出荷量

現状値(H28) 591千m³ → 目標値(H33) 706千m³



(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

IV-10 林業公社の経営改善に向けた支援措置について

林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 林業公社の経営が日本政策金融公庫資金の利息負担により大きく圧迫されていることから、任意繰上償還や低利資金への借換、利子助成などの支援策を講じること。
- (2) 県から林業公社への支援に対する地方財政措置の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の林業公社は、国の拡大造林政策による分収林特別措置法に基づく森林整備の実施や、間伐を積極的に進めるなどの分収林地の適正管理の実施を通じて、国土保全や水源かん養、地球温暖化の防止など、森林の有する公益的機能の発揮に大きく寄与しています。
しかし、資金調達を日本政策金融公庫からの借入金に大きく依存してきた結果、木材価格の低迷などによる採算性の悪化により、多額の累積債務を抱え、極めて厳しい経営状況にあります。
- (2) そのため、当県では、無利子貸付や職員派遣など経営改善に向けた支援に努めていますが、林業公社の自助努力や県による支援だけでは抜本的な改善が困難な状況です。

【参考資料】

1 秋田県林業公社の概要

(1) 契約面積等

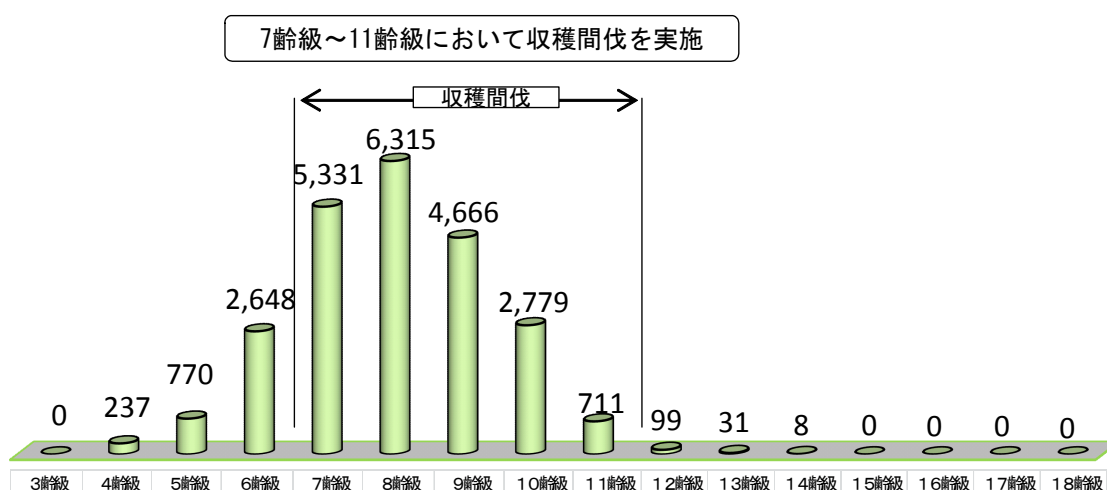
(平成30年3月末現在)

契 約 面 積	うちスギ人工林	契約件数	契約者数
27,892ha	23,594ha	1,909件	9,365人

※スギ人工林23,594haは秋田県民有林スギ人工林の1割に相当

(2) 公社スギ人工林の齢級構成 (平成30年3月末現在)

(単位:ha)



※スギ人工林の全面積23,594haのうち84%(19,801ha)が収穫間伐期

2 日本政策金融公庫の債務残高

利率別残高 (平成30年3月末現在)

利率区分	残高 (百万円)	借入年度
0%～3.5%未満	8,483	H6～H21
3.5%～6.5%未満	496	S62～H4
計	8,979	

(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

IV-11 山地災害防止対策の推進と森林病虫害等防除対策事業の予算確保について

林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 集中豪雨や台風等により被災した山地の早急な復旧を図るとともに、山地災害の未然防止に必要な施設を計画的に整備するため、治山事業の予算を十分に確保すること。
- (2) 松くい虫及びナラ枯れ被害の拡大防止のため、森林病虫害等防除事業及び林業成長産業化総合対策の予算を十分に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成29年7月及び8月の豪雨により、当県では、山腹崩壊など119か所、総額15億円に及ぶ山地災害が発生したほか、平成25、26年の豪雨により発生した山地災害についても、復旧整備進捗率が約6割にとどまっており、早急に対策を要する箇所が累積している状況であることから、さらなる予算確保が必要です。
- (2) また、当県では森林整備保全事業計画に位置付けられている「森林の山地災害防止機能が適切に発揮された集落数」を、平成26年度の1,017集落を平成30年度に1,507集落まで増加させることにしていますが、近年の予算事情等から進捗率が約71%にとどまっており、計画的な事業推進が困難となっています。
- (3) 当県では、海岸等の保全マツ林を中心として、松くい虫の徹底駆除や薬剤散布等による防除に取り組んでいますが、特に、県北部では依然として高い水準で松くい虫被害が発生しており、早期発見と駆除による徹底した対策の継続が必要です。
- (4) また、当県のナラ枯れ被害は、平成27、28年度に急激に拡大したため、国庫補助事業だけでは十分に対応できず、県単独事業を創設して、被害木の駆除や樹幹注入による防除などを実施しています。
しかしながら、被害区域は、県内25市町村のうち、18市町村に及んでおり、また国定公園や世界自然遺産地域の白神山地周辺部にも被害が拡大していることから、さらなる防除対策が必要です。

【参考資料】

1 豪雨により発生した山腹崩壊及び荒廃溪流からの土砂流出



大仙市 カントメ地区



横手市 寄木地区

2 治山事業施行要望及び実施箇所数

(単位：箇所数)

区分	H27 (実績)		H28 (実績)		H29 (実績)		H30 (計画)	
	地区数	うち新規	地区数	うち新規	地区数	うち新規	地区数	うち新規
要望	108	57	119	39	104	32	113	36
実施	94	50	80	27	77	23	77	31

3 森林の山地災害防止機能が適切に発揮された集落数※

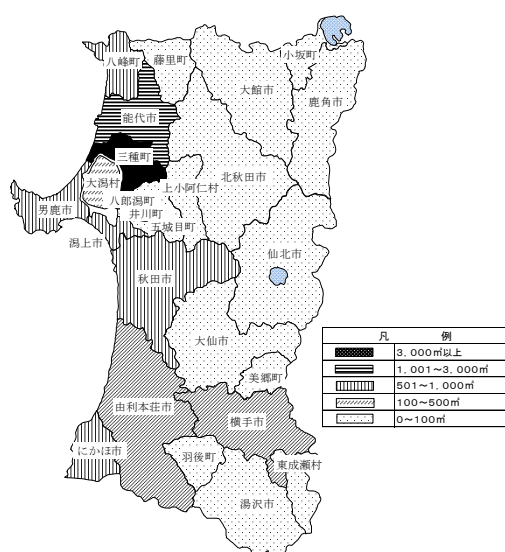
(単位：集落数)

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30(見込み)
計画	1,017	1,115	1,213	1,311	1,409	1,507
実績	1,017	1,035	1,049	1,060	1,063	1,067
進捗率	—	69%	70%	70%	71%	71%

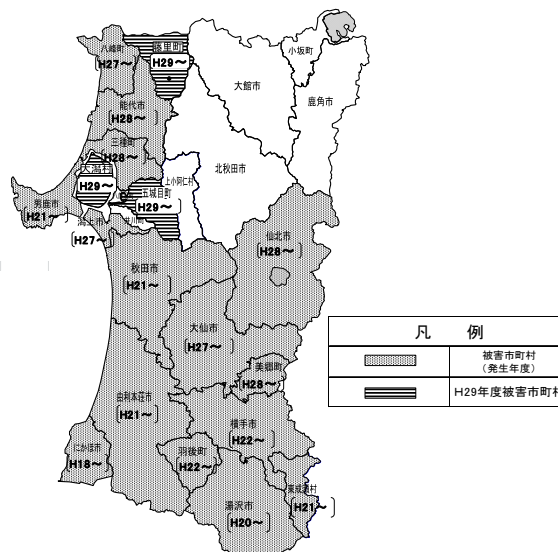
※ 全県4,398集落のうち、山地災害の恐れがある集落の数であり、複数の人家や公共施設が保全対象とされているもの。

4 森林病虫害発生状況

①松くい虫(H29)



②ナラ枯れ(H29)



(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

IV-12 森林・林業人材育成対策の拡充について

林野庁

【提案・要望の内容】

林業の持続的かつ健全な発展を図り、成長産業化を実現するため、森林・林業に関する高度な知識と技術を有する人材を確保・育成できるよう「森林・林業人材育成対策」の拡充を図ること。

特に、林業へ就業を希望する若者が、安心して研修に専念できる環境を整備するため、緑の青年就業準備給付金事業の予算を十分に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 全国一のスギ人工林資源の循環利用を図りながら、林業・木材産業の成長産業化を進めるためには、林業労働力の確保・育成が必要です。

さらに、平成31年度から始まる「新たな森林管理システム」による森林整備を円滑に推進するためには、素材生産や再造林を効率的に実施できる経営体の育成や高い技術を持った人材が必要です。

- (2) しかし、当県の林業従事者の年齢構成は、60歳以上が35%を占める一方、30歳未満は12%程度となっており、若い意欲的な技術者の確保・育成が喫緊の課題となっています。

- (3) このため、当県では、秋田林業大学校を平成27年度に開講し、将来を担う若い林業技術者の育成に力を入れており、今年度からは、新たに導入した研修用の高性能林業機械を活用し、より高度な技術を有する即戦力の育成に取り組んでいます。

- (4) 当県の研修生には、「緑の青年就業準備給付金」が交付されていますが、全国的に受給者が増加していることに伴い、毎年、受給額が減少傾向にあることから、若い人材の安定的な確保への影響が懸念されます。

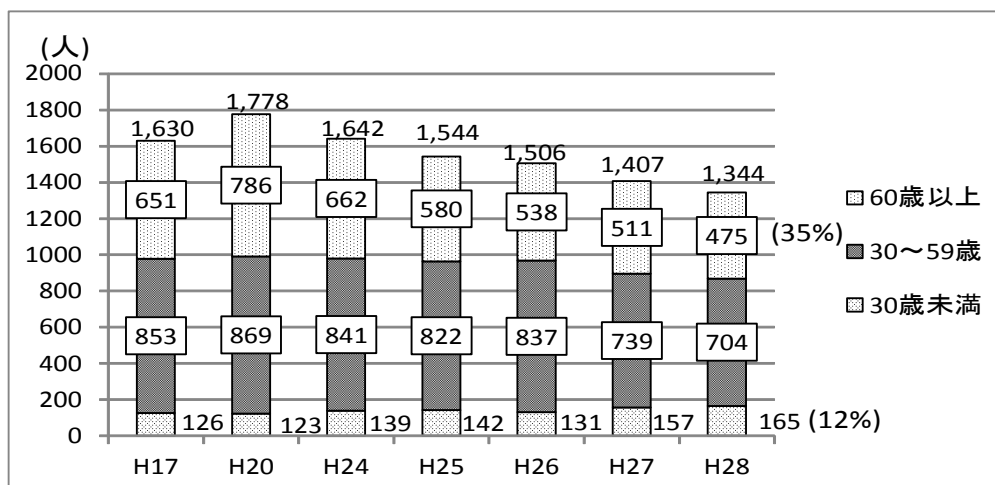
【参考資料】

1 緑の青年就業準備給付金実績（H30は要望）

単位：千円

年度	給付人数(人)	給付額	年給付額/人	月額/人
27	17	23,375	1,375	125.0
28	35	48,090	1,374	124.9
29	35	43,155	1,233	112.1
30	35	48,125	1,375	125.0
前年度との差			142	12.9

2 秋田県の年代別林業従事者数の推移



3 秋田林業大学校の研修状況



森林測量



チェーンソー保守点検



高性能林業機械操作



伐採

（県担当課室名 農林水産部森林整備課）

IV-13 鳥獣被害防止対策の充実・強化について

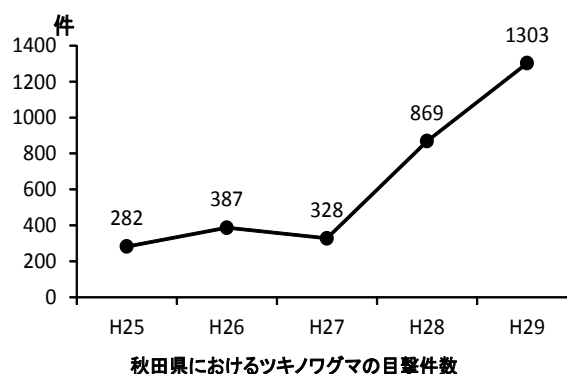
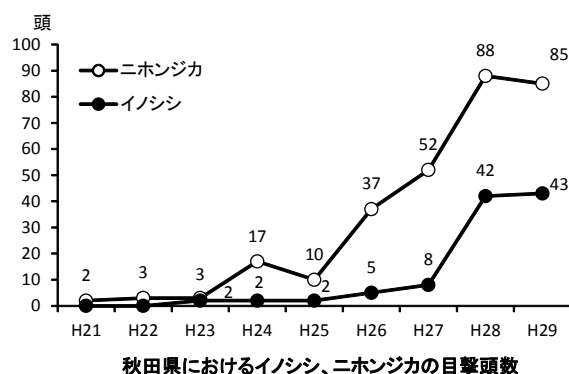
農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

当県では、各地でニホンジカやイノシシの目撃情報が増加していることから、被害の未然防止に向けて、捕獲者等の人材育成や捕獲訓練の場の確保など、ソフト・ハード両面にわたり、県を中心とした広域的な取組ができるよう、鳥獣被害防止対策の充実・強化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県における農作物の鳥獣被害額は、年間5千万円前後で推移し、その大半をツキノワグマやニホンザル等が占めています。
昨年度は、ツキノワグマの目撃情報が1,303件と過去最大となり、本年も春先から目撃されていることから、農作物被害のみならず、農作業従事者を含めた県民の安全確保が課題となっています。
- (2) こうした状況に加え、近年は、イノシシやニホンジカの目撃情報が急増しており、これらの獣種の被害は急激に拡大することから、このまま推移すると、本県農業に大きな被害を及ぼすことが危惧されます。
- (3) このため、被害の未然防止が極めて重要となりますが、市町村を中心とした取組では限界があることから、関係市町村や猟友会等と連携しながら、捕獲者等の人材育成や捕獲訓練の場の確保など、ソフト・ハード両面にわたり、県が広域的な観点から取り組むことが必要です。



(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課
生活環境部自然保護課)

V 秋田の魅力が際立つ 人・もの交流拡大

V-1 県・市連携文化施設整備への支援について

国土交通省大臣官房、住宅局

【提案・要望の内容】

文化芸術の振興はもとより、まちの賑わい創出を図ることを目的に、「県・市連携文化施設」を秋田市の中心市街地に整備することとし、昨年度から社会資本整備総合交付金「暮らし・にぎわい再生事業」を活用し、設計業務を進めているところであり、今後、事業が本格化することから、大幅な予算の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 将来的に人口減少が見込まれる中であっても、良質な行政サービスの提供を持続するため、老朽化した県民会館と秋田市文化会館を1か所に集約し、2つの機能を併せ持った施設を整備することにしました。
- (2) 本事業は、県と市が連携して施設を整備・運営することで、効率的なまちづくりを進め、人口減少下であっても地域の賑わいを再生しようとする全国モデルとなり得る取組です。
- (3) 施設の整備により、県民の鑑賞機会の拡大や文化芸術の振興を図っていますが、施設周辺における民間事業者等のプロジェクトと併せて本事業を推進することで、秋田市中心市街地における地域住民相互の交流が一層促進され、賑わいが再生されるものと考えています。
- (4) 今年度は、「暮らし・にぎわい再生事業」を活用し、既存建物の解体と実施設計等を行い、平成31年度には建設工事に着手する予定であり、平成33年度の開館に向けて事業が本格化します。

<スケジュール>

- 平成29年度～ 基本・実施設計（「暮らし・にぎわい再生事業」）
平成31年度～ 建設工事着手（「暮らし・にぎわい再生事業」）

県・市連携文化施設の整備

【県民会館】

- 設置者 秋田県 ○ 延床面積 9,304㎡
- 座席数 大ホール 1,839席
- 平成29年度 入場者数 156,857人
施設稼働率 71.2%
- 主な課題
築後56年を経過し、施設・設備の老朽化等に伴い、鑑賞者や施設利用者の多様化・高度化するニーズに機能が十分対応できていない状況

【秋田市文化会館】

- 設置者 秋田市 ○ 延床面積 14,284㎡
- 座席数 大ホール 1,188席
- 平成29年度 入場者数 104,858人
施設稼働率 67.7%
- 主な課題
築後38年を経過し、調光等の舞台関係のほか、空調、給排水等が耐用年数を経過し、大規模改修が必要

県・市連携文化施設

(延床面積：21,750㎡)

文化創造の機能

発表・鑑賞機能

コンベンション機能

文化情報の提供・発信機能

にぎわい創出機能

高機能型ホール（2,000席）

舞台芸術型ホール（800席）

スケジュール

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
		H29新規事業化		事業期間		
中心市街地 活性化基本計画 策定	整備計画	基本設計・実施設計		建築・外構工事		開館

県・市連携文化施設完成イメージ



(県担当課室名 観光文化スポーツ部文化振興課
建設部建築住宅課)

V-2 訪日外国人旅行者の誘客促進に向けた支援の拡充について

内閣官房
財務省大臣官房、主計局
復興庁
観光庁

【提案・要望の内容】

東北地方への訪日外国人旅行者の誘客促進をさらに加速させるため、平成28年度に創設された「東北観光復興対策交付金」を当分の間継続させるとともに、大都市圏に集中している訪日外国人旅行者の、東北地方への流動を促すための幅広い支援策を講ずること。

また、平成31年1月に導入される「国際観光旅客税」の税収の一定割合を、地方団体にとって自由度が高く創意工夫を生かせる交付金等により地方に配分すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行者の大幅な増加を踏まえ、これまでの政府目標を前倒しし、2020年までに4,000万人に増加させることにしており、特に、東北地方における外国人宿泊者について、2015年の約3倍となる150万人泊を新たな目標としています。
- (2) そうした中、当県における平成29年の外国人宿泊者数は、順調に増加してきていますが、他の地域に比べると、当県を含む東北地方は、まだまだ少ない状況にあることから、旺盛な訪日旅行需要を取り込むためのインバウンド対策の強化が喫緊の課題となっています。
- (3) このため、東北地方におけるインバウンド対策の充実に向け、平成28年度に創設された「東北観光復興対策交付金」等を活用し、北東北三県の連携による広域的な観光プロモーションの実施、韓国、台湾、タイなどの重点市場を対象とする効果的な宣伝活動の展開、全県域における訪日外国人受入態勢の整備などに、集中的に取り組んでいます。

- (4) 今後、当県においても、全国的な訪日外国人旅行者の急増による効果を楽しみ、県内各地における観光振興につなげていくためには、「東北観光復興対策交付金」の継続や「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」の充実、「国際観光旅客税」の税収の地方配分など、国における関連予算の更なる拡充を図る必要があります。
- (5) また、現在、大都市圏に集中している訪日外国人旅行者の東北地方への流動を促すためには、海外向け情報発信の強化、地方空港の更なる利活用の促進、大都市圏からの移動コストの低減などについて、国が主体となって、広範かつきめ細かな施策を展開していく必要があります。

【外国人宿泊者数の推移】

(人泊)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
青森県	62,480	74,010	119,010	160,180	256,810
岩手県	65,320	77,130	106,330	132,030	193,040
宮城県	106,600	117,150	190,610	199,290	238,620
秋田県	36,140	41,510	59,800	66,950	98,400
山形県	37,410	48,220	75,720	88,200	117,830
福島県	41,830	44,040	56,420	78,860	113,860
合 計	349,780	402,060	607,890	725,510	1,018,560
全 国	33,495,730	44,824,600	65,614,600	69,388,940	78,003,570

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」（全施設宿泊者数、平成29年は速報値）

(県担当課室名 観光文化スポーツ部観光振興課)

V-3 スタジアム・アリーナ整備に対する支援制度の創設について

文部科学省大臣官房、スポーツ庁

【提案・要望の内容】

スポーツの成長産業化とこれがもたらす効果を地域活性化に循環させる仕組みを構築するため、拠点となるスタジアム・アリーナの整備に対する新たな支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、スポーツを秋田の活力と発展のシンボルと位置づけ、スポーツによる交流人口の拡大と地域活性化を目指して、「スポーツ立県あきた」を推進していますが、そうした中、地域に密着したトップスポーツチームの活躍が、多くの県民に夢や元気を与えています。
- (2) 昨年3月に、当県唯一のプロサッカーチームである「ブラウブリッツ秋田」の後援会から約18万筆の署名とともに、サッカースタジアムの整備に関する要望書が知事及び秋田市長に提出され、その後、チームはJ3初優勝を成し遂げるなど、大きな盛り上がりの中で、サッカー関係者等を中心にスタジアム建設を望む声が大きくなってきています。
- (3) このような背景のもと、昨年度、県が行政機関、スポーツ関係者、経済団体等で構成する検討委員会を組織し、スタジアム整備のあり方について意見交換を行ったほか、ブラウブリッツ秋田が国から受託したスタジアム・アリーナ改革推進事業において協議会を設置し、施設の整備に関する検討を行いました。
- (4) こうした取組による提言や報告等を参考にしながら、今年度は、5月に設置した「新スタジアム整備構想策定協議会」において、健康づくりやスポーツ振興はもとより、少子高齢化や人口流出などといった諸課題の解決にもつながる地域の拠点として、より多くの県民が利用できる新スタジアム整備に向けて更なる調査・研究を行うことにしています。

- (5) スポーツは、地域の活性化に大きく貢献するものですが、その拠点となるスタジアム・アリーナの整備に対する支援制度がないため、とりわけ、地方においては、財源確保が施設整備の大きな足かせになっています。

(県担当課室名 観光文化スポーツ部スポーツ振興課)

V-4 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた推薦について

文化庁

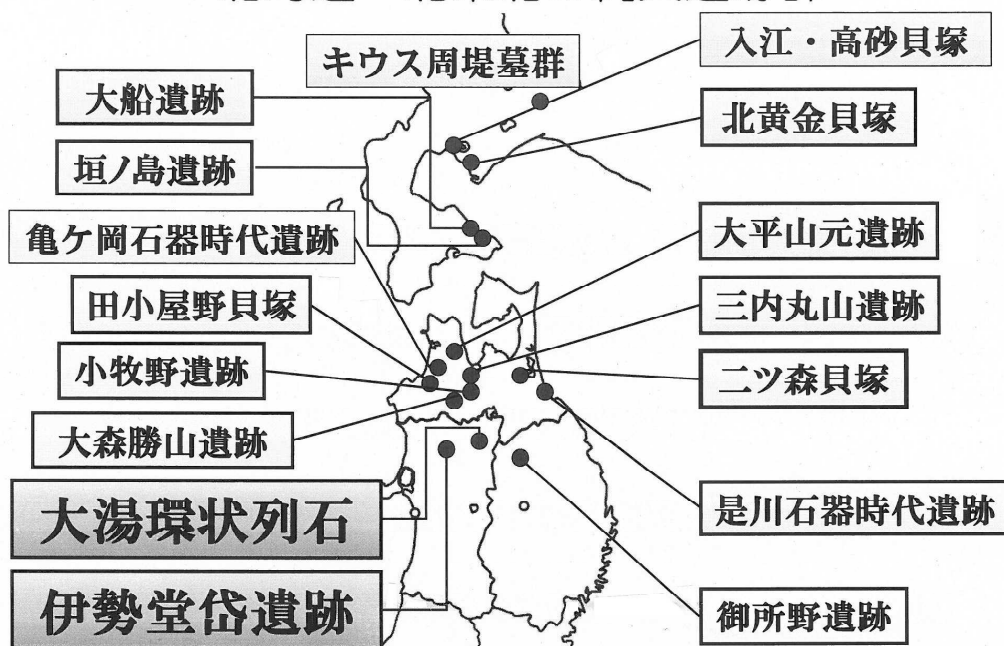
【提案・要望の内容】

- (1) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」を、文化審議会において平成30年度のユネスコ推薦候補に決定すること。
- (2) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けて、資産周辺の環境整備に対する財政支援措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、当県の特別史跡大湯環状列石と史跡伊勢堂岱遺跡のほか、北海道、青森県、岩手県及び当県に所在する、縄文時代を代表する遺跡から構成されています。
本遺跡群については、世界遺産委員会での早期の審議・登録実現を目指していますが、国からの推薦を見送られる状況が続いています。
- (2) このため、4道県では、本遺跡群を構成する個別資産が抱える諸課題の解決を図りながら、世界遺産登録に向けて、より分かりやすく、説得力を持った推薦書案への改訂を鋭意進めています。
当県では、大湯環状列石の資産内を通る県道の移設について検討しているほか、伊勢堂岱遺跡の資産周辺の道路整備に取り組んでいます。

北海道・北東北の縄文遺跡群



▲ 秋田県の2遺跡の概要

特別史跡 大湯環状列石（鹿角市）

縄文時代後期前半の大規模記念物である。直径45m以上の万座・野中堂の二つの環状列石を主体とする我が国を代表する遺跡で、200年以上にわたって作り続けられた。環状列石は、先祖を祀る墓の集合体であり、自然に対して畏敬の念を表す儀式も行われていたと考えられる。

史跡 伊勢堂岱遺跡（北秋田市）

縄文時代後期前半の大規模記念物である。直径30m以上の四つの環状列石を主体とし、大規模な祭祀の場と考えられる。環状列石の石組には、他の環状列石と同様のものもあり、北海道・北東北地域での交流の姿を示している。



（県担当課室名 教育庁生涯学習課文化財保護室）

V-5 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

①高速道路ネットワークの早期完成

内閣官房

国土交通省大臣官房、道路局、土地・建設産業局

【提案・要望の内容】

高速道路は、企業立地や観光振興、物流・生活コストの低減など、地域産業や経済発展に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

- (1) 日本海沿岸東北自動車道「二ツ井今泉道路」、「二ツ井白神 I C～小繫 I C (仮)」間、「遊佐象潟道路」、及び東北中央自動車道「横堀道路」、「真室川雄勝道路」、「^{かねやま}金山道路」の整備を促進すること。
また、「二ツ井今泉道路」については、ストック効果発現に向け、早期に開通時期を示すとともに、現道活用区間である「二ツ井白神 I C～小繫 I C (仮)」間の交差点部について、早期に立体化を図ること。
- (2) 当県で事業中の「鷹巣西道路」について、早期開通に必要な予算を確保するとともに、橋梁耐震補強に対する技術的支援を行うこと。
- (3) 秋田自動車道「北上 J C T～大曲 I C」間における暫定 2 車線区間の 4 車線化の実現に向けて取り組むこと。
- (4) 県内高速道路の暫定 2 車線区間において、引き続き、ワイヤーロープ式防護柵等の安全施設を整備すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 本年 3 月の日沿道「大館能代空港 I C～鷹巣 I C」間の開通により、高速道路と空港の交通結節機能が強化されるとともに、周辺では企業誘致や観光振興が図られ、地域の活性化を大きく後押ししていることから、事業中区間の早期開通が期待されています。
特に、「二ツ井今泉道路」については、地域における企業立地を促進するため、早期に開通時期を明示する必要があります。
- (2) 当県では、「二ツ井今泉道路」と「鷹巣大館道路」を結ぶ、「鷹巣西道路」の早期開通を目指し、重点的に整備を進めています。
- (3) 暫定 2 車線区間は、大雪時に走行幅員が狭隘となるため、路肩排雪作業にあたり通行止めが発生しています。県内陸部では、自動車関連産業などの誘致を進めており、企業側が求める定時性の確保のため、秋田自動車道「北上 J C T～大曲 I C」間の 4 車線化が必要です。
- (4) 高速道路の暫定 2 車線区間の死亡事故率は、4 車線以上区間の約 2 倍であるため、対向車線飛び出しによる事故防止の観点から、ワイヤーロープ式防護柵等の設置による高速道路の安全性向上が必要です。

秋田を成長させる高速道路ネットワーク

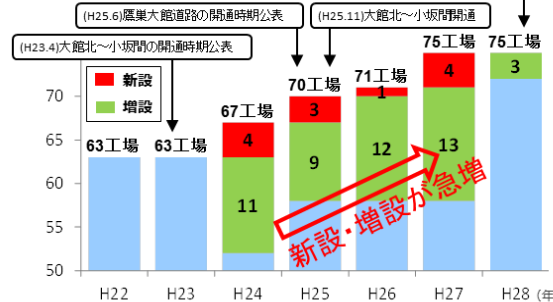
青森市

高速道路開通によるストック効果等

1 企業進出・設備投資を後押し

・大館市内の工業団地は、開通を見据えた企業進出により工場の新設・増設等の設備投資が増加するとともに新規雇用も増加。

▼大館市の主な工場数の推移



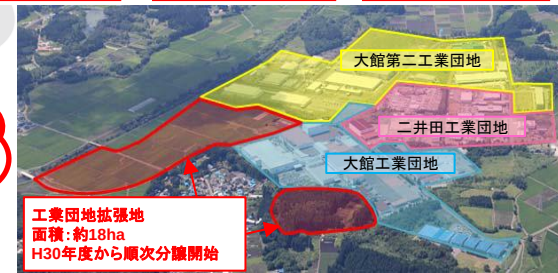
◎H24～28年度の合計

出典：大館市

設備投資額
約598億円

経済波及効果
約1,205億円

新規雇用創出
628人



▲拡張を続ける大館工業団地、大館第二工業団地

ニプロ大館工場
で生産している
主な品目



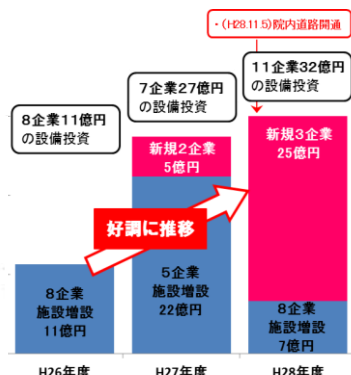
人工透析器
(ニプロ製)

2 自動車関連企業の増加

・県南地域では、高速道路を活かした輸送効率化で、自動車関連企業の進出・設備投資が増加。
・企業が求める定時性を確保するため、事業中区間の早期整備と暫定2車線区間の4車線化が急務。

大橋鉄工、横手に新工場

自動車トヨタ向け受注視野



資料：横手市商工観光部

◎H26～H28年度の合計

設備投資額
約70億円

新規雇用創出
249人

▲横手市の主な企業数と設備投資額の推移

▲秋田魁新報 (H27.11.26)



V-5 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

②高速道路を補完する道路網の整備

内閣官房

国土交通省大臣官房、道路局、土地・建設産業局

【提案・要望の内容】

県全体の活力を維持し、地域として自立していくためには、都市間や観光地間、近隣県等との時間距離を短縮し、地域間の交流を活発化するため必要があることから、高速道路を補完する地域高規格道路などの幹線道路網の早期整備を図ること。

- (1) 高速道路を補完し地域間を連結する、次の路線を地域高規格道路として整備すること。

① 国道46号「盛岡秋田道路（仙北市生保内^{おほない そつだ}～卒田間）」について、早期の事業化を行うこと。

② 国道105号「大曲鷹巣道路」や国道101号「西津軽能代沿岸道路」の整備実現に向けた支援を行うこと。

- (2) 秋田市周辺の交通を円滑化する、国道7号「下浜道路」や国道13号「河辺拡幅」など、幹線国道の整備促進を図ること。

また、国道7号「秋田南バイパス（秋田市新屋三ツ小屋^{みつごや}～秋田市八橋^{やばせいぬ}成川原間^{かわら}）」について、4車線化延伸に向けた早期の事業化を行うこと。

- (3) 地域間交流の活発化や交通の円滑化を図る国道107号「本荘^{ほんじょう}道路」、県道西目屋二ツ井線「荷上場^{にあげば}バイパス」など、当県が管理する幹線道路の整備に必要な予算を確保し支援すること。

また、秋田港と高速道路を結ぶアクセス道路の整備に向けた地籍調査に要する予算を確保すること。

- (4) 先般の道路法等の一部改正による「重要物流道路制度」の創設を契機として、県内物流ネットワークの機能強化を図るとともに、補助事業による重点支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田市と盛岡市を最短で結ぶ、県央部の「横軸」である国道46号は、急カーブや急勾配箇所が多く、特に冬期積雪時の安全確保が必要です。

また、国道105号は、内陸部の南北の拠点^{きょてん}を結ぶ主要な物流・観光ルートであり、雪崩などの自然災害に強い道路づくりが必要です。

- (2) 国道7号及び13号は、高速道路と相互補完の機能を有し、リダンダンシーを確保する重要路線であることから、事業区間をはじめ慢性的な渋滞や多数の交通事故が発生している区間の早期整備が必要です。

- (3) 当県は広大な県土を有しており、地方創生実現のためには、県管理道路の整備を推進し、幹線道路ネットワークの充実を図る必要があります。

- (4) 平常時・災害時を問わない安定的な道路輸送網を確保するため、県内の骨格となる道路を「重要物流道路」として指定し、道路の機能強化や物流拠点へのアクセス向上を図る必要があります。

高速道路を補完する道路ネットワーク

青森市

▼土砂災害発生状況(県道西目屋ニツ井線)

土砂崩落 (H23.8月・H29.6月発生)



土砂災害の発生で多くの集落が孤立化

地域高規格道路の整備実現に向けた支援を要望

「盛岡秋田道路」の「仙北市生保内～卒田」間の早期事業化を要望

県道西目屋ニツ井線
「荷上場BP」の整備に
必要な予算の確保を要望

高速道路凡例

■ 供用済
▬ 整備中

地域高規格道路凡例

●●● 計画路線
▬ 候補路線



「秋田港アクセス道路」の整備に向けた予算の確保を要望

「下浜道路」や「河辺拡幅」等の整備促進、「秋田南バイパス」4車線化事業の新規事業化を要望

国道107号「本荘道路」の整備に必要な予算の確保を要望

重点道の駅
「きさかた」

▼2車線区間の渋滞状況(R7勝平はまなすトンネル付近)

至 秋田市街



至 由利本荘市

秋田南BPの交通量増加(約500台/2h ※7～9時)により、通勤時間帯や冬期間における渋滞が発生

新潟市

山形市

V-6 奥羽・羽越両新幹線の整備促進について

内閣官房

国土交通省大臣官房、鉄道局

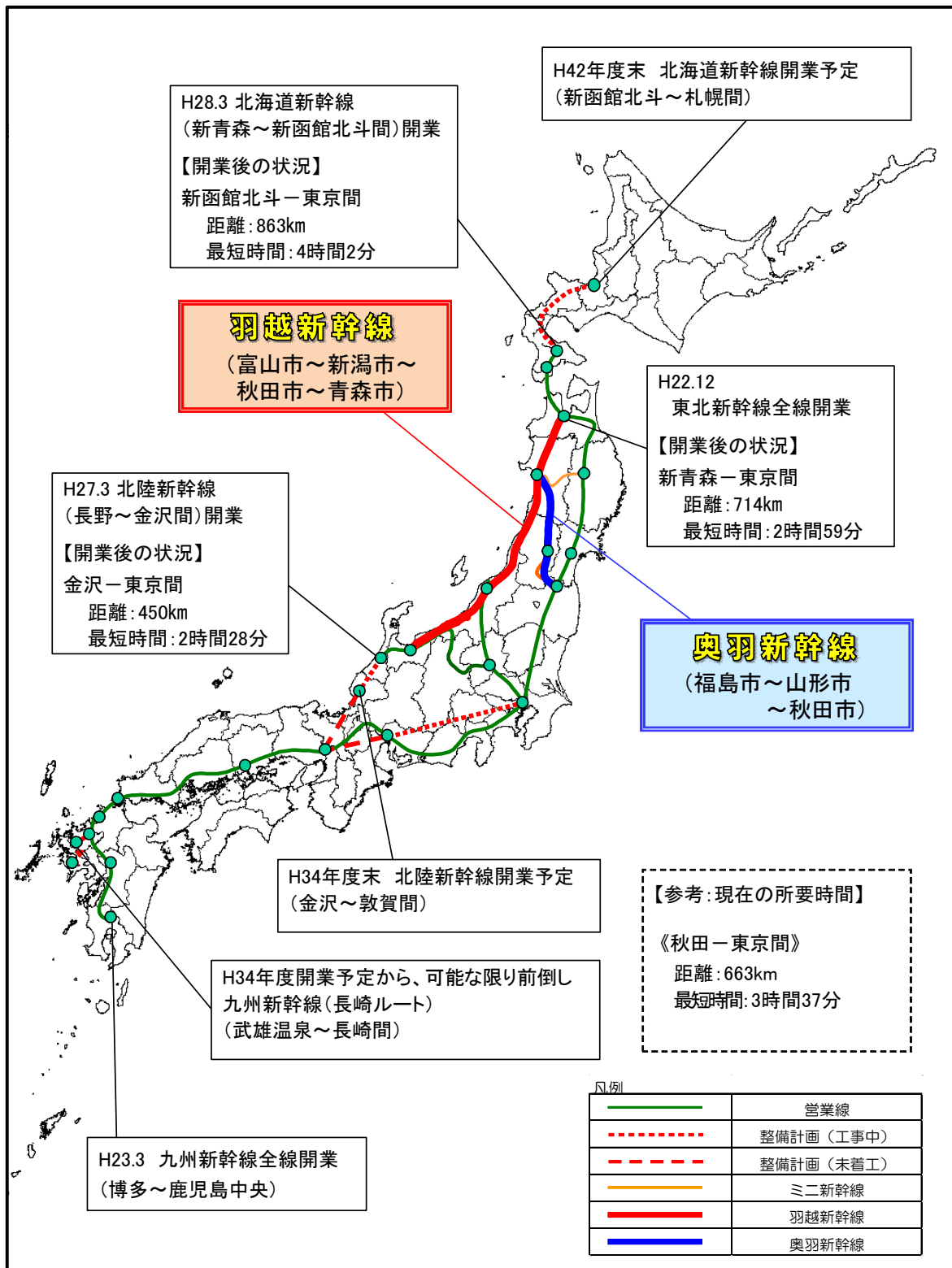
【提案・要望の内容】

新幹線は高速交通ネットワークの基軸となるものであり、地方創生や国の活力の向上、災害に強い多軸型の国土形成を進める上で欠かせないものであることから、奥羽・羽越両新幹線について、早期に必要な調査を実施して整備計画としての決定を行い、整備の促進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新幹線の整備促進は、東京圏への過度の集中を是正し、産業や人材を地方に分散する効果をもたらすなど、地方創生を実現していく上でも、極めて重要な国家プロジェクトです。
- (2) 昭和47年に基本計画に位置づけられ、昭和48年に整備計画が決定された北海道新幹線ほか3路線は、北海道新幹線の新青森－新函館北斗間が平成28年3月に開業し、新函館北斗－札幌間が平成42年度末の開業予定であるなど、その整備に一定のめどが立ってきています。
- (3) 一方、奥羽・羽越両新幹線はいまだ、昭和48年に決定された基本計画の段階にとどまっていることから、整備計画の決定に必要な調査を早期に実施し、整備を促進していく必要があります。
- (4) 当県では、平成28年9月7日に県、市町村、経済団体等から成る「秋田県奥羽・羽越新幹線整備促進期成同盟会」を設立し、官民一体となって要望活動や啓発活動などを実施しているほか、昨年8月には沿線6県によるプロジェクトチームを立ち上げ、両新幹線を活用した地域ビジョンの策定や、地域の実情に沿った整備手法、いわゆる「東北方式」について調査・検討を行っています。
- (5) 昨年7月22日の豪雨災害の影響で秋田新幹線が7日間にわたり一部運休しており、安全性や定時性確保のためにも、フル規格による新幹線の整備促進が必要です。

【參考資料】



(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

V-7 秋田新幹線トンネル整備（赤渕～田沢湖間）構想の促進について（新規）

内閣官房

財務省大臣官房、主計局

国土交通省大臣官房、鉄道局

【提案・要望の内容】

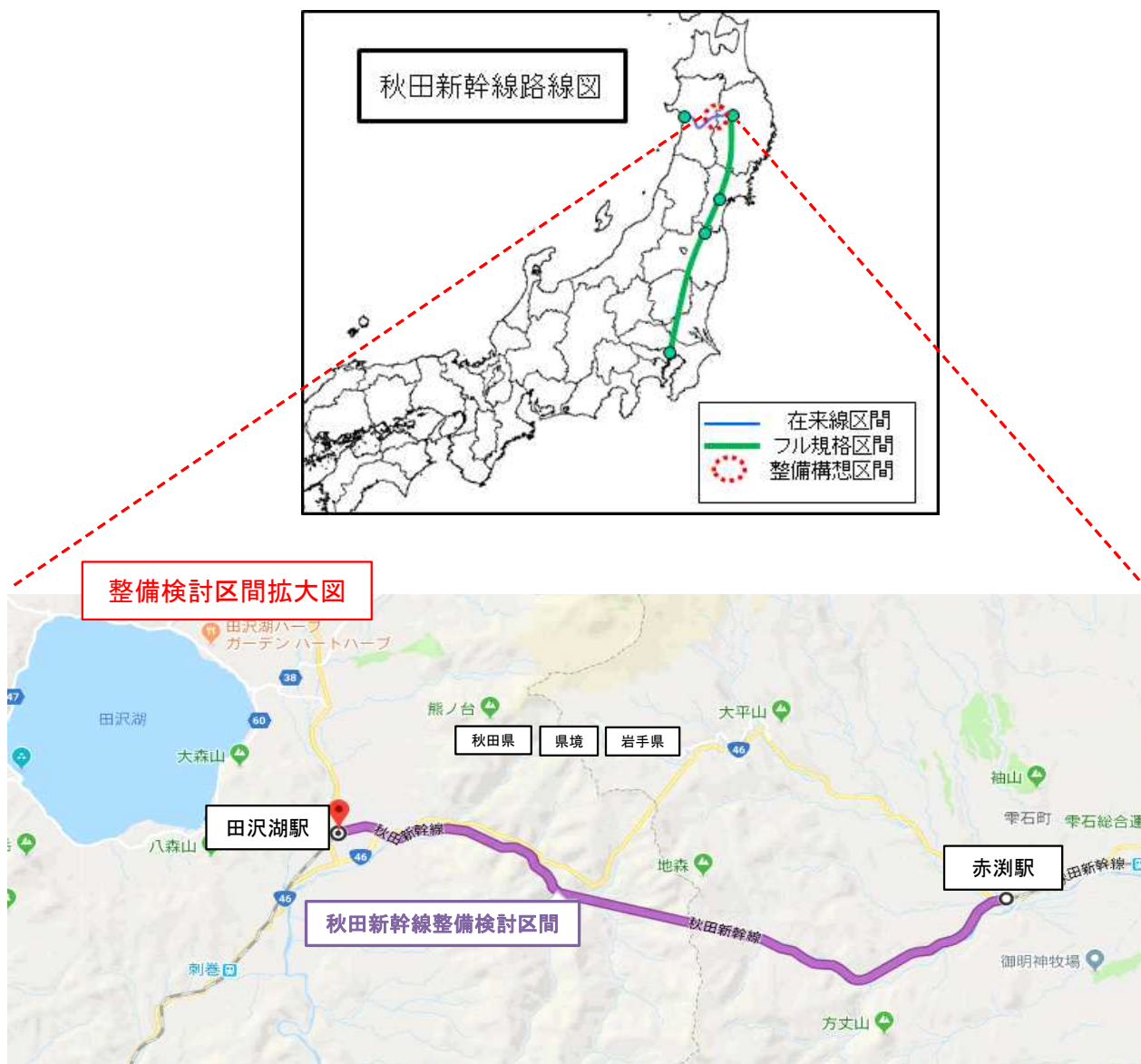
東日本旅客鉄道株式会社は、秋田新幹線の防災対策及び高速化対策として、赤渕～田沢湖間のトンネル整備を計画していることから、国においても、その早期実現に向け、整備新幹線と同様な支援措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 秋田新幹線は、昨年、開業２０周年を迎え、首都圏や仙台市、盛岡市等と当県を結び、累計４，０００万人以上が利用する大動脈として、県民の活動や交流のほか、企業立地などの産業活動、経済活動、国内外からの観光誘客などを支える重要な路線であり、当県の発展に大きく寄与しています。
- （２） また、国内最高速度を誇る東北新幹線との直通運転により一定の速達性が確保されているほか、日本海側と太平洋側を直接結ぶ北東北唯一の幹線鉄道であり、災害時のリダンダンシー機能を担う路線として、秋田新幹線の安全で安定した運行は、災害に強い国土形成を進める上でも欠かせないものです。
- （３） しかしながら、秋田新幹線は、急峻な奥羽山脈の山岳地帯を横断するため、豪雨や豪雪、強風などの自然災害による輸送障害のリスクを抱え、たびたび安定運行や定時性に支障を来しています。
- （４） 加えて、東北新幹線や九州新幹線が全線開通し、北陸新幹線や北海道新幹線が順次開業している中で、首都圏を中心に「秋田は時間がかかり遠い」というイメージが浸透しつつあり、秋田新幹線の更なる機能向上とイメージアップが喫緊の課題となっています。
- （５） こうした中、東日本旅客鉄道株式会社は、秋田新幹線の防災対策及び高速化対策として、赤渕～田沢湖間のトンネル整備を計画しており、基礎調査の結果に基づき、事業化に向けた検討を進める段階にあることから、当県としても、その早期実現を切望しています。

【参考資料】

○秋田新幹線トンネル整備検討区間概要



○秋田新幹線運行概要

運 転 区 間	東京～秋田間 662.6km	東京～盛岡間 535.3km 盛岡～秋田間 127.3km
最 高 速 度	東北新幹線区間 320km/h 秋田新幹線区間 130km/h	
所 要 時 間 (東京～秋田間)	最速 3時間37分	
運 転 本 数	東京～秋田間 15往復/日 仙台～秋田間 1往復/日 合 計 16往復/日	



秋田新幹線「こまち」

(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

V-8 地域交通の確保に向けた第三セクター鉄道・生活バス等への支援制度について

国土交通省大臣官房、総合政策局、鉄道局、自動車局

【提案・要望の内容】

第三セクター鉄道は、道路と同様に、地域を支える重要な社会インフラとしての役割を担っており、また、路線バスやタクシーについても、人口減少社会における地域の足として、ますます重要性を増している。

こうした状況の中で地域の生活交通を確保していくため、支援制度の充実を図ること。

- (1) 豪雪地域においては、除雪費が経営に大きく影響を及ぼすことから、第三セクター鉄道の除雪費に対し、道路と同様の支援制度を創設すること。
- (2) 当県では、「秋田版上下分離方式」として鉄道事業再構築事業と同様のスキームで鉄道施設整備を実施しており、この形態も当該事業の対象とすること。
- (3) 幹線路線バスについては、人口減少が著しい過疎地域に配慮して、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助要件を緩和すること。
- (4) 地域内のバス交通・デマンド交通を対象とする地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金についても、新規性要件の緩和や上限額の引上げなど支援制度の充実を図り、併せて十分な予算措置を講ずること。
- (5) 増加する訪日外国人旅行者の利便性を向上させるため、ユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）の導入を支援する訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金について、十分な予算措置を講ずること。
- (6) 貨客混載の取組を促進するため、過疎地域に限定しているタクシー等の貨客混載の許可要件に、みなし過疎地域も対象に加えるとともに、実証実験における資格取得要件を撤廃すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 豪雪地域を運行する第三セクター鉄道は、除雪費の負担が重いため、安定的な経営が困難になっています。

なお、道路の除雪費については、3分の2の補助があります。

- (2) 当県の第三セクター鉄道については、地方公共団体は鉄道施設を所有しないものの施設整備に要する費用を国と県が負担する、いわゆる「秋田版上下分離方式」を行っています。
- こうした運営形態が鉄道事業再構築事業の対象となった場合、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の補助率3分の1（通常）に優遇措置（補助率2分の1）が適用され、安全運行確保のための老朽施設の更新等が促進されます。
- (3) 人口減少が著しい当県では、主要な地域間を結ぶバス路線であっても、その多くが地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助要件（輸送量15人以上）を満たすことが難しいほか、対象路線であっても、平均乗車密度不足（平均乗車密度5人未満）のため、すべての系統で対象経費の一部がカットされています。
- (4) 当県では、全国の中でも先行して人口減少の問題に直面し、地域内交通の再編に取り組んできました。地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を活用することで再編後の路線の維持確保を図っていますが、新規性要件があることから、先行して再編に取り組んだ市町村では当該補助金を活用できない状況にあります。
- また、当該補助金については、「各市町村毎の国庫補助上限額」が年々引き下げられてきているため、このままでは、県民の生活交通の維持が困難になる懸念があることから、上限額の引上げと十分な予算措置が必要です。
- (5) 当県では、訪日外国人旅行者の観光地間の移動は鉄道とバスのみでは困難であることから、誰もが乗り降りしやすいUDタクシーの普及が求められています。一方、平成29年度に当県では事業者当たりの補助対象車両が1台に限定され、全県で導入された14台のうち補助対象車両が6台であったことから、上限の撤廃と十分な予算措置が必要です。
- (6) 当県では、バスや第三セクター鉄道における貨客混載を実施するため、行政や事業者からなるプロジェクトチームを設置し、検討を行ってきました。平成29年9月の制度改正後においても、合併市町村のうち、みなし過疎地域となった市町村が実施対象から除外されていることから、これらの地域でも実施できるよう要件を緩和するとともに、実証実験における資格取得要件を撤廃し、事業者の積極的な取組を促すことが必要です。

（県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課）

VI 誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会

VI-1 介護人材の確保と介護労働環境の向上に向けた対策の強化について（新規）

厚生労働省老健局
経済産業省製造産業局

【提案・要望の内容】

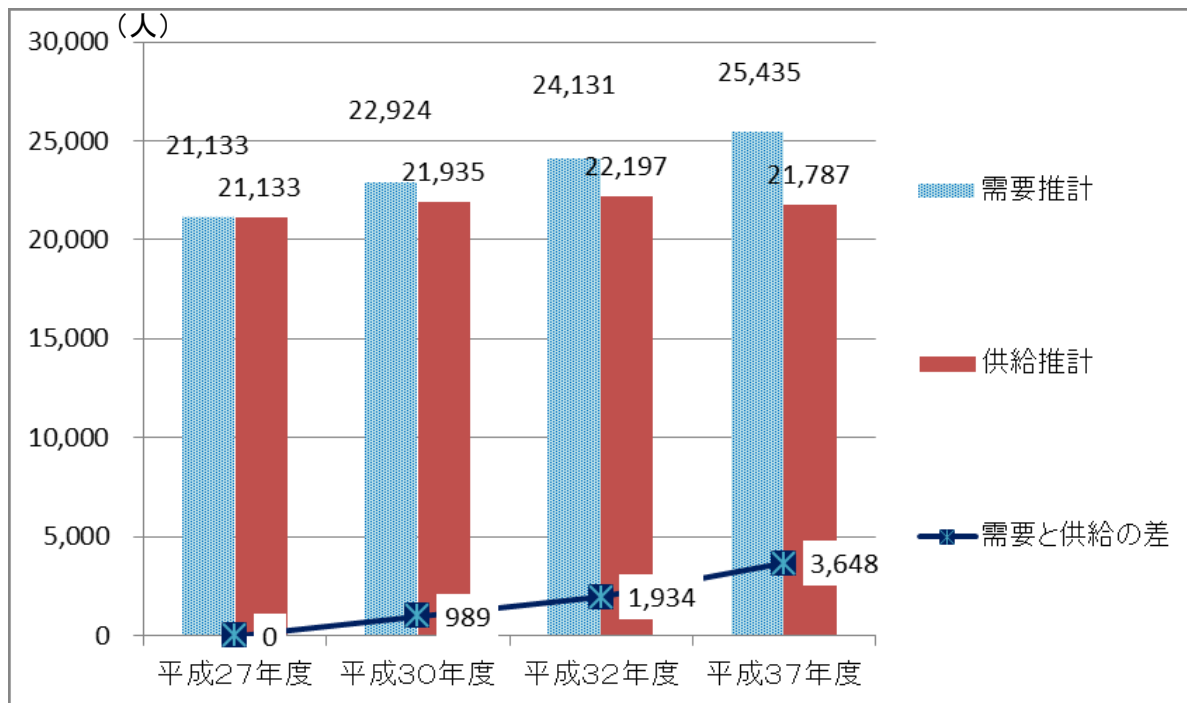
- (1) 介護職員の処遇改善加算について、対象職種を介護に直接従事する者以外にも拡大するなど、介護サービス事業所の加算取得を促進する取組を進めること。
- (2) 介護ロボットや介護リフト等の開発・普及を加速するとともに、介護現場への導入に向けた財政的支援の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 人口減少や少子高齢化の進行が著しい当県は、高齢者人口割合が高くなる一方で、生産年齢人口が減少しているため、今後もニーズの拡大が見込まれる介護サービスの基盤となる人材の確保・定着が喫緊の課題となっています。
- (2) 当県では、平成29年度から、人材育成等に積極的に取り組む事業所の認証評価制度を開始したほか、介護人材の安定的な確保や労働環境の向上に向けた総合的な対策を講じているところですが、介護の仕事に対するマイナスイメージや他業種と比較して低い賃金水準の影響などから、成果が十分に現れていない状況です。
- (3) このため、介護分野の仕事を志す人や現に従事している人が、将来に希望を持って安心して介護の仕事を選択・継続できるよう、分野全体の賃金底上げに結びつく取組を進める必要があります。
- (4) また、介護現場における介護ロボットや介護リフトは、介護職員の負担軽減や業務の効率化に極めて有効な手段です。昨年10月にはこれまで5分野8項目だった「ロボット技術の介護利用における重点分野」が6分野13項目に拡充されたところであり、今後、急速に進展する高齢化社会に対応するためには、そうした技術を積極的に活用していくことが必要です。
- (5) 当県では、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護ロボットの導入経費を補助していますが、相当程度の自己負担が生じることなどが要因となって普及が進んでいないことから、国による財政支援の拡充が必要です。

また、介護リフト等の使用を前提とした施設改修など施設整備に対する財政支援も必要です。

(参考 1) 秋田県内の将来の介護職員の需給推計



出典：厚生労働省「介護サービス・事業所調査」

(参考 2) 当県における地域医療介護総合確保基金の活用状況

- ・補助対象機器：経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」により製品化された介護ロボット
(移乗介助(装着型、非装着型)、屋外移動、排泄支援、介護施設見守り)
- ・補助対象：県内介護施設・事業所
- ・補助要件：介護従事者の負担軽減のための導入計画の策定
- ・補助基準額：100千円／台(1事業者2台まで)
(200千円未満のものは導入価格の1／2上限)
- ・財源：基金10／10(国2／3、県1／3)
- ・導入実績：H27 移乗介助(装着型) 2台
H28 移乗介助(装着型) 2台
H29 なし

(県担当課室名 健康福祉部長寿社会課)

VI-2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について

厚生労働省社会・援護局

【提案・要望の内容】

- (1) 障害者支援施設・事業所等の整備促進に不可欠な社会福祉施設等施設整備費国庫補助金は、要望額に対して予算額が不足している状況が続いているが、障害者の地域移行に必要な基盤整備などに支障を来すことのないよう、十分な予算確保を図ること。
- (2) 障害の重度化や高齢化に伴う支援において、入所施設の果たす役割は依然として大きいことから、既存施設の老朽化対策及び居住環境改善のための支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、障害福祉計画に基づき、障害者の地域移行等を進めており、その受け皿となる障害者支援施設・事業所等の計画的な整備を図っているほか、平成29年3月に策定した秋田県国土強靱化地域計画では、社会福祉施設等の耐震化を推進方針に位置付け、喫緊の課題である耐震化等の老朽化対策を促進していくことにしています。
- (2) 耐震化等の老朽化対策に加え、現行の居室面積基準を満たしていない経過措置適用の障害者支援施設等においては、障害者の重度・高齢化、車椅子使用の増加に伴い、施設の狭隘化が顕著となっているものの、これらの施設整備には多額の費用を要することから、事業者の自己資金のみでの対応は困難な状況です。
- (3) 当県は全国一のスピードで高齢化が進んでいることから、障害者の福祉向上を図るとともに、「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点など必要な基盤整備を計画的に推進していく必要があります。

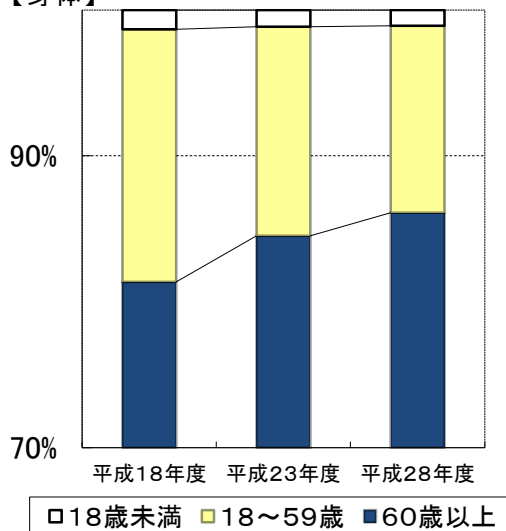
県内障害者支援施設の狭隘化の状況

10畳4人部屋の男性居室。部屋が狭く、プライバシーがない。

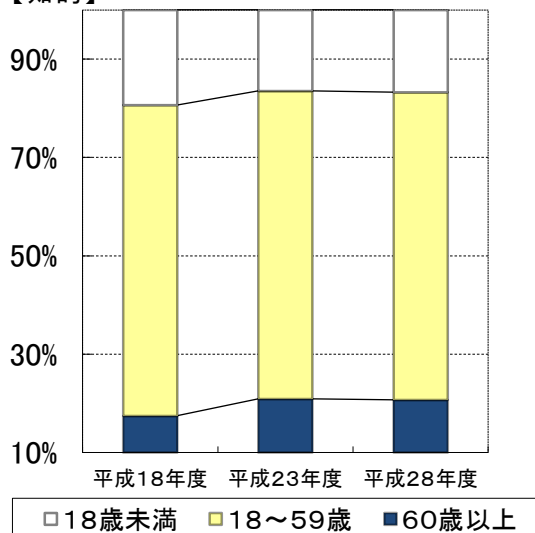


障害児者の年齢階層別比率の推移

【身体】



【知的】



障害者の高齢化が進行。

平成28年度末の60歳以上障害者数

身体障害者 46,767人 (86.1%)

知的障害者 1,798人 (20.7%)

(県担当課室名 健康福祉部障害福祉課)

VI-3 医師の地域偏在の解消に向けた制度の構築等について

厚生労働省医政局
文部科学省高等教育局

【提案・要望の内容】

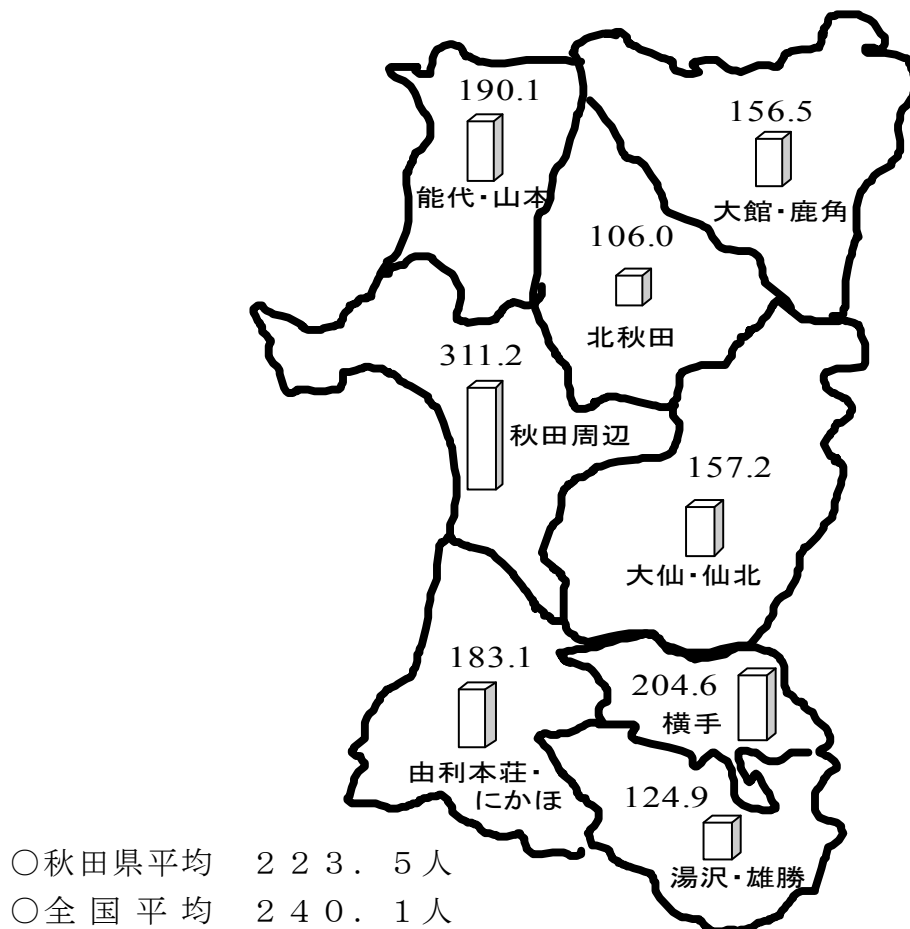
- (1) 平成31年度までの臨時的な措置とされている医学部の入学定員の見直しに当たっては、全国一律ではなく、それぞれの地域の医師不足の状況を十分踏まえた取扱いとすること。
- (2) 医師不足地域での勤務経験を病院の管理者要件とする対象を公的医療機関まで拡大することや、出身大学がある地域での初期臨床研修を義務付けるなど、医師の地域偏在の解消に向けた制度の見直し・構築を図ること。
- (3) 平成30年4月から開始された新たな専門医制度における地域別・診療科別の専攻医の募集定員について、大都市圏の定員枠を大幅に削減するなど、医師不足の地域において必要医師数が十分に確保できる仕組みとなるよう、国が主体的に（一社）日本専門医機構に働きかけること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

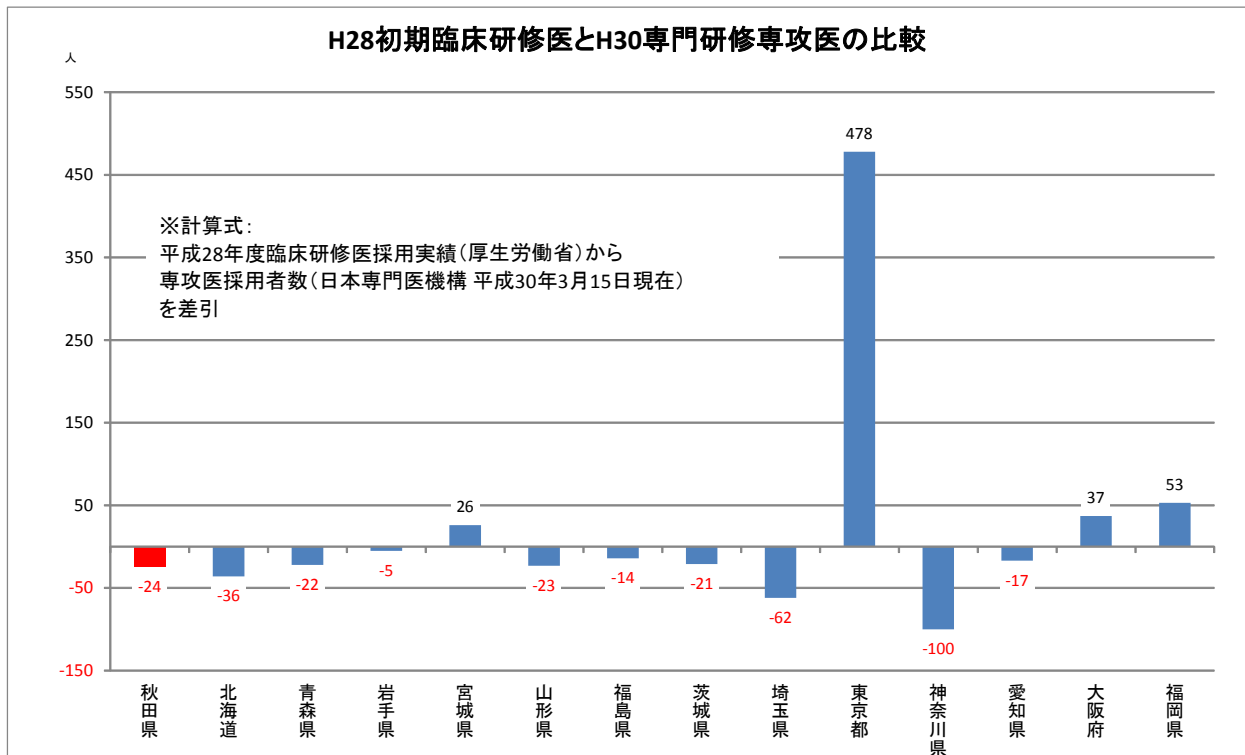
- (1) 平成28年の「医師・歯科医師・薬剤師調査」では、当県の医療施設従事医師数は増加していますが、人口10万人対では223.5人と、全国平均の240.1人を大きく下回っています。
また、これを二次医療圏別に見ると、秋田周辺地域が311.2人であるのに対して、北秋田地域が106.0人、湯沢・雄勝地域が124.9人と、依然として地域偏在の改善には至っていない状況です。
- (2) これまで、修学資金と組み合わせた地域枠等の拡大によって、秋田大学医学部の入学定員を従前の100人から順次増員し、平成27年度からは129人となっています。
平成20年度に入学定員の増員に取り組んで以降、平成22年度入学者まで初期臨床研修を終えています。医療の現場で定員増の効果が実感できるようになるまでには、まだ時間がかかる見込みです。

- (3) 当県では、修学資金等を貸与した医師に対して、知事が、勤務する病院を個別に指定する制度を導入し、医師不足地域における医師確保に取り組んでいます。県単独の取組では限界があり、地域偏在の解消に向けた新たな制度の構築など、国による実効性のある対策が必要です。
- (4) 現在、国会に提案されている医療法改正案では、医師不足地域での勤務経験が管理者の要件となる病院が「地域医療支援病院」に限定されているため、当県では69病院中2病院だけが対象という状況であり、医師に対するインセンティブとして機能しない恐れがあります。
- (5) 平成30年度から新たな専門医制度が始まりましたが、平成28年度に初期臨床研修を開始した医師の専門研修プログラムへの登録状況を見ると東京都への一極集中が明らかであり、地域偏在を助長していることから、引き続き（一社）日本専門医機構に対する国の関与が必要です。

〔二次医療圏別人口10万人対医療施設従事医師数（平成28年、単位：人）〕



〔初期臨床研修医（H28）と専門研修専攻医（H30）の比較（単位：人）〕



（県担当課室名 健康福祉部医務薬事課医師確保対策室）

VII ふるさとの未来を拓く人づくり

VII-1 公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 少人数教育によるきめ細かな指導が学級の実情に合わせて全ての学級で展開できるよう、小学校第1学年から中学校第3学年までの全学年における安定的な35人以下学級の制度化を計画的に進めること。
- (2) 少人数授業や習熟の程度に応じた指導を可能とする指導方法工夫改善のための加配を拡充すること。特に、小学校英語教育における専科指導教員の拡充と運用条件の改善を図ること。
- (3) いじめ、不登校、特別な支援が必要な児童生徒への対応など学校が抱える課題に組織的に取り組むための加配を拡充すること。
- (4) 学校を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校がチームとして様々な教育課題に対応していく必要があることから、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員配置の算定基準を見直し、定数改善を図ることと併せ、多様な専門スタッフの配置が可能となるよう加配を拡充すること。
- (5) ふるさとの将来を支える人材を育てようとする志の高い教員を計画的に採用できるようにするとともに、教育環境を一層充実させるために(1)から(4)までの内容に対応した教職員定数改善計画を策定すること。
- (6) 再任用教職員の短時間勤務に対する定数外としての財源措置を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 児童生徒の学習意欲を高め、その能力を最大限に引き出していくためには、一人一人にきめ細かに対応し、安定した学校生活を確保していくことが不可欠と考え、当県では県単独の少人数学習推進事業により、全国に先駆けて小学校1・2年生（平成13年度）及び中学校1年生（平

成14年度)において30人程度学級編制を導入しました。

その後、順次、対象学年を拡大し、平成28年度の小学校6年生への拡大をもって、義務教育全学年での実施を実現しています。

この取組の成果は学習指導、生徒指導の両面において現れていますが、当県の財政状況が厳しさを増す中であって、これまでの成果と課題、学校からの要望等を踏まえつつ、本事業のより効果的な運用の仕方を検討する必要があると考えています。

今後も継続的に、全ての学級で安定的な少人数教育を推進し、より一層の成果を生み出していくためには、国による35人以下学級の制度化推進が必要です。

- (2) 国では、平成29年度から、指導方法工夫改善加配定数の一部を基礎定数化しましたが、少子化の続く当県では、今後、児童生徒数の自然減に伴う教職員の基礎定数の減少は避けられず、大きな影響を受けることが懸念されます。

また、新学習指導要領による小学校の外国語活動及び外国語の指導の充実のために、専科教員の配置を望む市町村は多いものの、当県は小規模の学校が多いことから、国が示す配置要件を満たすことが困難な状況です。

新指導要領の趣旨を踏まえ、学校における指導体制の強化・充実のために、指導方法工夫改善のための加配の拡充、特に、小学校英語教育における専科指導教員の拡充と運用の弾力化が必要です。

- (3) 近年、いじめ、不登校等の生徒指導上の対応、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、学校が抱える課題の解決のためには、学級を越えて、学校全体で組織的に取り組むことが不可欠となっています。

そうした児童生徒の個別の課題や教育環境の変化に対応するためには、学級数にかかわらず、個々の学校課題に対応していく体制を構築する必要があることから、基礎定数以外の教員の加配が欠かせません。

- (4) 当県においても、児童生徒の抱える課題は複雑化、多様化しており、それぞれの課題に対応していくためには、専門的役割を担う教職員の拡充が必要です。

養護教諭については、複数配置の算定基準を引き下げることにより、保健室利用者の増加や子どもたちの心身の健康に関する複雑化、多様化する問題の解決などに対し、学校規模の違いによる教職員の負担の格差を是正する必要があります。

栄養教諭、学校栄養職員については、無配置となっている小規模な単独調理場が多いため、市町村からはこれらの職員の配置を求められており、

学校給食の管理や食育の充実のための定数改善が必要です。

また、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対する特別な指導を充実させるための通級指導教室の需要が高まっており、教室の充実や新規開設のために通級指導に係る教職員定数の拡充が必要です。

さらに、学校に対する地域や保護者の期待の多様化、学校が抱える課題の複雑化が進行する中、教員の学校業務の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、事務職員の役割が重要となっており、複数配置の算定基準の引下げと併せて、外部人材の活用を積極的に取り入れるためのコーディネーター役等の専門スタッフの配置の拡充も必要です。

- (5) 当県の地方創生、地域の活性化を担う人材を育成していくためには、志の高い教員を計画的に採用し、その資質を高めていく必要があります。

しかしながら、加配定数が毎年度の予算編成において決定されていく近年の状況下においては、中・長期的な見通しを持った採用計画・育成計画を立てていくことは困難となっています。

また、教員としての採用の見通しを持ちにくい状況では、ふるさとへの貢献意欲を持ちながらも、有望な若者が教員を志望することを敬遠することにもつながりかねません。

教員を志望する若者に将来の見通しを持たせ、志の高い教員を計画的に採用、育成していくことができるよう、新たな「公立義務教育諸学校定数改善計画」を早期に策定し、中・長期的な計画を示すことが必要です。

- (6) 当県では年齢構成上、教職員の大量退職の時期に入っているため、今後さらに再任用希望者が増加することが予想されます。

また、再任用者は教職員定数内での配置であることから、その増加は新規採用者数への影響が避けられず、特に、再任用短時間勤務を運用する中で、その人数が著しく増加した場合には、学校現場への負担が大きくなることが予想されます。

しかし、当県の厳しい財政状況下においては、短時間勤務者を定数外の職として配置することは困難であることから、短時間勤務の再任用教職員については、国による定数外としての財源措置が必要です。

(県担当課室名 教育庁義務教育課)

VII-2 教育・保育の質的向上を図る幼児教育の推進体制構築について

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

就学前教育・保育の更なる質の向上を図るため、幼稚園や保育所、認定こども園等を巡回して指導・助言等を行う教育・保育アドバイザーの配置による推進体制構築を現行のモデル３市に加え、他の市町村でも拡充することができるよう、財政支援措置を講ずること。

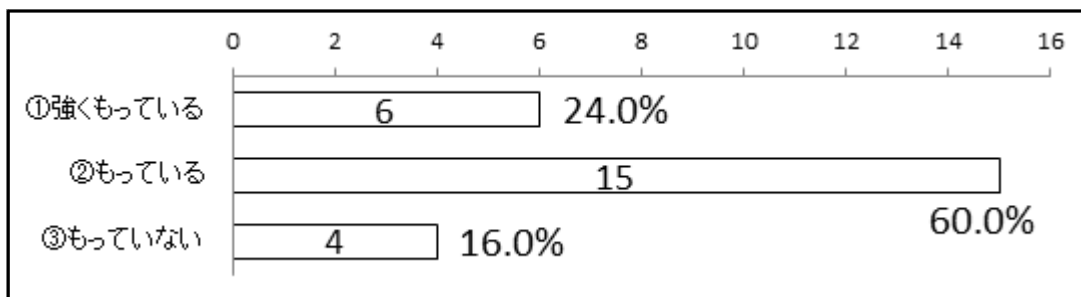
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 当県では、現在、小学校教育との連携・接続や園内研修の活性化等、就学前教育・保育の質の向上を図るため、文部科学省の委託を受けて「幼児教育の推進体制構築事業」（平成２８～３０年度）を実施しています。
当事業により、モデル３市（大館市、男鹿市、横手市）では、幼稚園、保育所等の巡回指導などを行う教育・保育アドバイザー（各２人）を配置し、就学前教育・保育の推進体制の充実を図っています。
- (２) 本事業については、秋田県市町村教育委員会連合会からも、高い評価を得ており、事業の継続・拡充を強く求められていますが、その一方、県内市町村では、財政的な理由から、依然として就学前教育・保育に関して専門的知見や豊富な実践的経験を有する人材配置が進んでいない現状です。
- (３) 平成３１年度以降、市町村が就学前教育・保育を推進する体制を構築していくためには、専門的知見等を有する人材の配置を拡充するための財政的な支援が必要です。

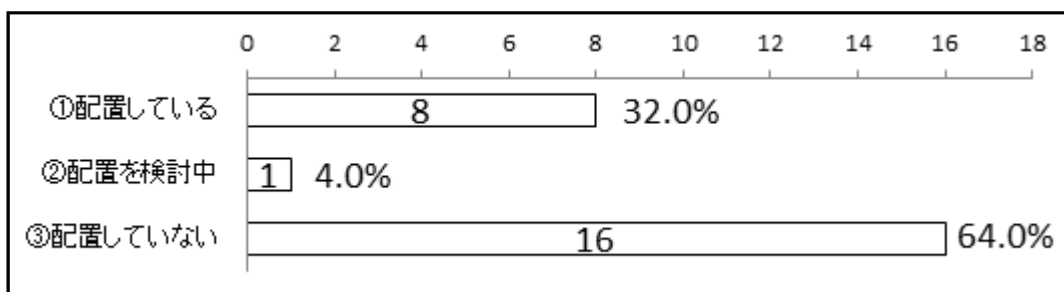
【参考資料】

○教育・保育アドバイザーの配置に係る必要感（「平成２８年度秋田県における就学前教育・保育に関する市町村へのアンケート調査結果」より）

（１）教育・保育アドバイザー配置の必要感



（２）教育・保育アドバイザーの配置状況



※教育・保育アドバイザー等の配置について（平成２９年度末現在）

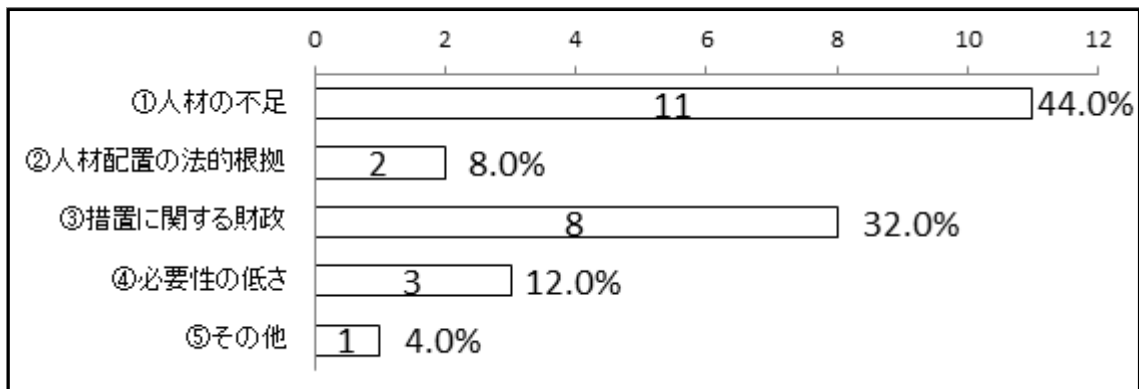
・配置している市町村

大館市、潟上市、男鹿市、秋田市、大仙市、横手市、東成瀬村

・配置を検討している市町村

八峰町

（３）教育・保育アドバイザー配置上の課題



（県担当課名 教育庁幼保推進課）

Ⅶ-3 地方大学への支援の充実・強化について

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部
内閣府地方創生推進事務局
総務省自治財政局
文部科学省大臣官房、高等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 地域における大学の振興、若者の雇用機会の創出等を目指す「地方大学・地域産業創生交付金」については、産業の振興や専門人材の育成の取組が全国的に展開できるようにするなど、きめ細かな制度設計を行うとともに補助率の改善を図ること。
- (2) 地方大学が、複雑化・多様化する地域課題の解決に貢献するため、地域の中核的存在として安定的な運営が確保できるよう、国立大学に対する運営費交付金、公立大学に関する地方交付税算定に係る経費（単位費用）及び私立大学等経常費補助金を増額すること。
- (3) 地域のニーズに対応した高等教育の環境を整備するため、地方大学の定員増を伴う学部の新増設や学科再編等に対し、設置基準の弾力的運用を認めるなど、地方大学に優位性を持たせる措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、若者の県外流出や高齢化、産業構造の再構築、農林業の振興など多様な課題を抱えていますが、新たに創設された交付金制度は、これらの課題を解決し、地域が自律的・持続的な発展を続けていく上で、極めて有効な手法であるものと考えています。
この制度を通して、東京一極集中の是正を目指し、地方創生に資する地方大学の改革につなげるためには、大学各々の特色ある教育資源を最大限活用しつつ、多くの大学で地域のニーズに沿った強みが存分に発揮できるよう、地方において取り組みやすい制度設計にするとともに、国による十分な支援措置が必要です。
- (2) 当県では、県内の高等教育機関が連携しながら、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COCプラス事業）」を実施し、若者の地元定着を促進するなど、地域貢献活動に取り組んでいますが、地域の抱える諸

課題が多様化・複雑化する中、県内大学には地域との関わりを強化しながら、専門知識を生かして課題の解決を図ることが求められるなど、今後ますます地方大学が果たすべき役割が注目されるとともに、地域の期待が高まりつつあります。

しかし、比較的規模の小さい地方大学の財政運営は、硬直化が進むなど厳しい状況にあり、こうした取組の充実を図るためには、運営基盤を一層強化する必要があります。

- (3) 県が設置した秋田県立大学では、平成30年度から学科を再編し、県内企業が求める人材の育成に結び付く教育内容の充実を図っています。

学科再編を含め、教育内容の充実に向けた地方大学の動きは、国公立・私立の如何を問わず、地域を担う人材の地元定着など「人の流れ」を変える極めて重要な取組の一つであり、今後、こうした意欲的な取組を加速させていくためには、専任教員の確保を始めとした大学の設置認可に係る基準を緩和するなど、地方に優位性を与えるような措置を講ずる必要があります。

【参考資料】

1 国立大学法人運営費交付金の推移

(単位:百万円、%)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
国予算全体予算額	1,169,520	1,158,515	1,152,750	1,136,612	1,079,186	1,112,268	1,094,546	1,094,546	1,097,058	1,097,058
対前年度増減額	△ 11,813	△ 11,005	△ 5,765	△ 16,139	△ 57,426	33,082	△ 17,722	0	2,512	0
対前年度伸率	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.4	△ 5.1	3.1	△ 1.6	0.0	0.2	0.0
対H21増減額										△ 72,462
対H21伸率										△ 6.2
うち秋田大学	9,759	10,091	10,107	9,716	9,069	9,744	9,599	9,624 ※	9,387 ※	9,440
対前年度増減額	△ 197	332	16	△ 391	△ 647	675	△ 145	25	△ 237	53
対前年度伸率	△ 2.0	3.4	0.2	△ 3.9	△ 6.7	7.4	△ 1.5	0.3	△ 2.5	0.6
対H21増減額										△ 319
対H21伸率										△ 3.3

※秋田大学のH21～28は決算額、H29～30は予定額。

出典：文部科学省資料及び秋田大学からの聴取により作成

2 公立大学に関する地方交付税算定に係る単位費用の推移

【秋田県立大学】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30(推計)
県運営費交付金(千円) a	3,955,984	3,837,304	3,739,134	3,802,198	3,815,324	3,880,469	3,675,246	3,596,023	3,565,544	3,557,203
学生数(人) b	1,834	1,886	1,865	1,837	1,825	1,814	1,819	1,819	1,806	1,806
補正係数(理科学系学部) c	7.44	7.44	7.54	7.57	8.01	7.99	8.05	7.99	7.77	7.77
交付税単位費用(千円) d	227	248	243	242	224	220	214	212	212	212
基準財政需要額(千円) e=b×c×d	3,097,415	3,479,936	3,417,066	3,365,252	3,274,432	3,188,680	3,133,602	3,081,208	2,974,996	2,974,996
差引(千円) a-e	858,569	357,368	322,068	436,946	540,892	691,789	541,644	514,815	590,548	582,207

※H25のa欄は、減額補正後の金額。

【国際教養大学】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30(推計)
県運営費交付金(千円) a	1,081,171	1,098,008	1,103,132	1,080,028	1,081,716	1,078,510	1,059,017	1,055,224	1,068,381	1,059,102
学生数(人) b	713	786	851	876	909	922	946	929	905	905
補正係数(人文科学系学部 (H24まで文科系学部)) c	1.00	1.00	1.00	1.00	2.03	2.05	2.07	2.08	2.08	2.08
交付税単位費用(千円) d	227	248	243	242	224	220	214	212	212	212
基準財政需要額(千円) e=b×c×d	161,851	194,928	206,793	211,992	413,280	415,800	419,012	409,584	398,984	398,984
差引(千円) a-e	919,320	903,080	896,339	868,036	668,436	662,710	640,005	645,640	669,397	660,118

※H23～26a欄には、東アジア調査研究センター運営費交付金を含む。

※H25のa欄は、本体及び東アジアともに減額補正後の金額。

*「H30(推計)」のeは、前年度の学生数、補正係数等により推計したもの。

出典：総務省資料より作成

3 私立大学等経常費補助金の推移

(単位: 億円、%)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
私立大学等経常費補助金	3,217.8	3,221.8	3,209.2	3,187.5	3,175.2	3,184.0	3,152.5	3,152.5	3,152.5	3,154.0
対前年度伸率	△1.0	0.1	△0.4	△0.7	△0.4	0.3	△1.0	0	0	0
補助割合 (補助金額／大学の 経常的経費)	10.8	10.7	10.5	10.4	10.3	10.1	9.9	-	-	-
対H21伸率										△2.0

出典：文部科学省資料及び日本私立学校振興・共済事業団資料より作成

(県担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課高等教育支援室)

VII-4 学校図書館・公立図書館の資料の充実について

文部科学省生涯学習政策局

【提案・要望の内容】

児童生徒や地域住民が多様な書籍等に触れる機会を提供し、文化的な素養を高めるとともに、地方の将来を担う人材の育成機能を一層向上させるため、学校図書館・公立図書館の資料購入費に係る国の財政支援を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

当県では、全国に先駆けて「県民の読書活動の推進に関する条例」を制定し、読書活動推進基本計画（平成23年度～27年度）に基づき、「県民読書の日（毎年11月1日）」を定め、毎年度、全県的な読書イベントを開催するなど、県民総ぐるみで読書活動を展開するとともに、市町村立図書館や公民館図書室、学校図書館を拠点とする地域の読書環境の充実に努めてきたほか、子供の読書活動の推進に関する法律に基づく「子ども読書活動推進計画」については全市町村で策定しています。

現在は、第2次読書活動推進基本計画（平成28年度～32年度）に基づき、「家庭」「学校」「職場」「地域」という、県民に身近な生活の場で、いつでも、どこでも、誰でもが本に親しむことができる環境づくりに取り組み、本県が理想とする『高質な田舎』の実現による、「日本一の読書県」を目指しています。

特に、学校図書館や公立図書館については、地域の読書拠点となっていることから、その資料を充実させることにより、児童生徒や地域住民の知的欲求を満たし、心豊かな暮らしを下支えすることで、読書活動を通じた住民同士のコミュニケーションや仲間づくりを広げて、これからの地方創生を支える人づくりにつなげていくことが必要です。

【参考資料】

市町村図書館・県立図書館の資料費の推移

（単位：千円）

区分	H26	H27	H28	H29
市町村立図書館（※）	153,098	156,484	146,987	146,658
県立図書館	38,648	38,574	38,310	38,346

（※）公民館図書室を含む

出典：『秋田県の図書館』（秋田県図書館協会発行）

（県担当課室名 企画振興部総合政策課、教育庁生涯学習課）

VIII 県土の保全と防災力強化

VIII-1 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

財務省大臣官房、主計局

国土交通省大臣官房、総合政策局、土地・建設産業局、都市局、
水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、航空局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方創生の実現に不可欠な社会資本整備や災害に強い県土づくり、インフラの維持管理を計画的に推進するために必要な予算（社会資本整備総合交付金等）の更なる拡大を図ること。
- (2) 災害対応や除排雪作業、インフラの整備・維持管理の担い手として地域社会を支える建設産業の維持・活性化を図るため、当初予算における公共事業関係費を拡大し、今後、持続的に確保すること。
- (3) 被災地を含めた東北全体の復興を円滑に進めるため、平成31年度以降も復旧・復興関連予算を十分に確保すること。
- (4) 下水道施設の改築更新に係る財政支援について、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全などの公共的役割を踏まえ、確実に継続すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、人口減少の克服と秋田の創生の実現に向け、成長分野である航空機産業や新エネルギー産業の振興などに取り組んでおり、これら施策の基盤となる社会資本の整備を計画的に推進していく必要があります。
また、当県において、昨年7月及び8月に発生した豪雨災害など、激甚化する自然災害から県民の生命と財産を守るためには、防災・減災対策の更なる推進のほか、道路、河川、港湾等の老朽化対策の確実な実施が急務となっています。
- (2) 国の公共事業関係費は、ここ5年程は約6兆円を維持しているものの、いまだピーク時の6割程度（当初予算比）であり、計画的な事業の進捗に支障を来しています。
また、当県の建設業従事者数は、5万人を下回り、入職者の減少等から、将来にわたって地域を支えることが困難になると懸念されており、建設業の担い手確保・育成が喫緊の課題となっています。
- (3) 復旧・復興関連予算が十分確保されない場合は、通常予算にその影響が及び、被災地のみならず東北地方全体の発展に大きな支障が生じます。
- (4) 人口減少が本格化する中、国からの財政支援が十分に得られない場合には、利用者から高額な使用料を徴収せざるを得ないほか、財源不足による改築更新の遅れから、道路の陥没や下水処理機能の停止によるトイレの利用制限など、住民生活に重大な影響が及びます。

ストック効果を重視し計画的な社会資本整備を推進

■ 地方創生の実現に不可欠な社会資本の整備 ■



日沿道、東北中央道の整備促進
地域間ネットワークの構築

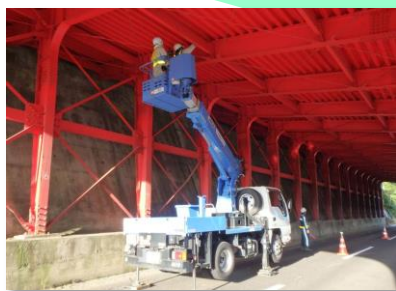


産業・物流・エネルギー拠点化
港湾の機能強化



コンパクトシティの推進
街路ネットワークの構築

■ 防災・減災、老朽化対策、災害復旧 ■ ■ 地域を支える建設産業の振興 ■



道路施設点検



災害復旧作業

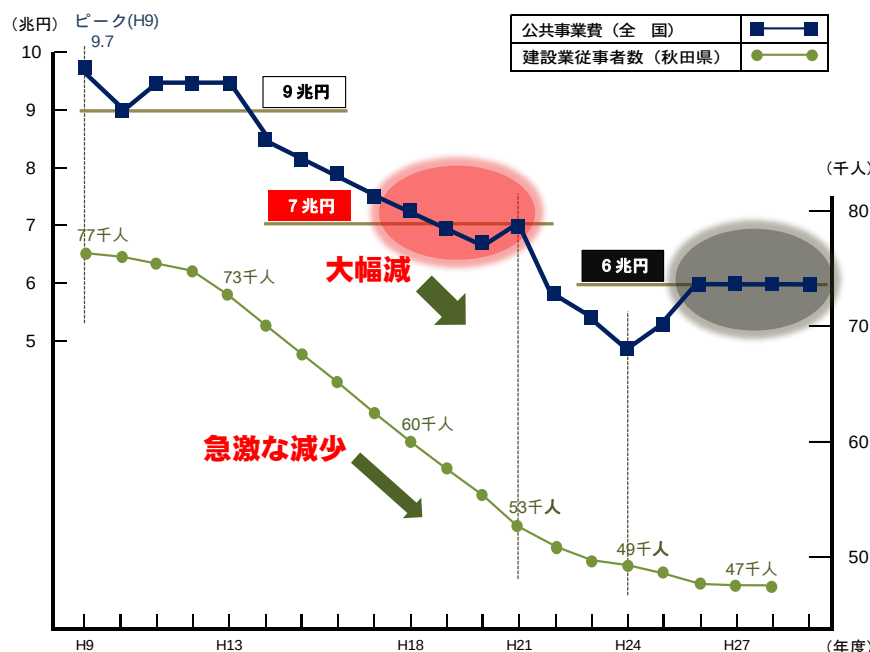


除雪作業

こうした中

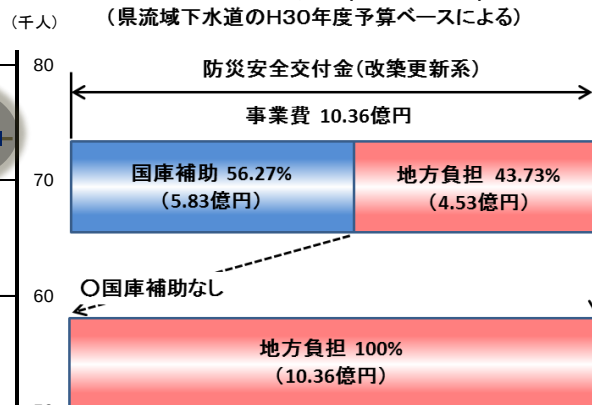
公共事業費(当初予算)と建設業従事者数は減少

公共事業費はピーク時より大幅に減少し、ここ5年程は約6兆円を維持しているものの、将来にわたり地域を支える建設業従事者数の減少が続いている



※下水道施設の改築更新に係る国庫補助がなくなった場合の影響

○現行(国庫補助あり)
※補助率: 処理場に係る費用2/3、それ以外1/2
(県流域下水道のH30年度予算ベースによる)



国の財政支援がなくなり全てを地方負担で賄った場合、下水道使用料として受益者に過度の負担をかける。

Ⅷ-2 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について

①治水・ダム対策の推進

財務省大臣官房、主計局

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

当県において、昨年7月及び8月に発生した記録的豪雨により、直轄管理河川「雄物川」や多数の県管理河川において、甚大な洪水被害が発生したことから、ハード・ソフト両面からの治水対策について更なる強化を図ること。

- 1 直轄管理河川及び県管理河川における治水事業の推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
 - (1) 「雄物川」における河川激甚災害対策特別緊急事業や「三種川」、「芥内川」、「上溝川」、「淀川」、「新波川」等の県管理河川における治水事業の推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
 - (2) 「成瀬ダム」の本体工事を推進するとともに、「鳥海ダム」については、早期に用地取得及び工事着手を図ること。
 - (3) 県、市町村等が連携し「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき推進する「減災対策」の取組に必要な予算について、十分な配慮を図ること。
- 2 河川の流下能力を早期に向上させる「河道内の堆積土砂除去」に対する財政支援措置を講じること。
- 3 災害復旧事業に関する調査・設計費の国庫補助対象要件を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- 1 昨夏の豪雨では、雄物川のほか県管理の25河川において、氾濫による家屋浸水被害が発生するなど、広範囲に及ぶ洪水被害に見舞われました。

このような、甚大な被害を未然かつ早急に防ぐためには、集中的な治水事業の実施と予算の更なる拡大が必要です。

また、洪水被害を踏まえ、迅速かつ確実な避難を可能にするため、「水位周知河川の拡大」や「水位計・雨量計の増設」などの更なる推進が必要です。
- 2 洪水予防に大きな効果を発揮する「河道内の堆積土砂除去」を、県が管理する342河川において計画的に実施するためには、国の財政支援が必要です。
- 3 災害復旧事業の申請及び実施に係る調査・設計費の大半が国庫補助の対象となっておらず、特に、改良復旧事業に関連した調査・設計には多額の県予算を要することから、財源の確保が課題になっています。

河川とダムの治水対策で洪水から秋田の暮らしを守る

平成31年度 秋田県における主要治水事業箇所図等

◇H29.7月豪雨における家屋被害状況

- 4水系25河川で溢水・越水による家屋被害が発生
 - 倒壊被害 35戸(全壊3戸、半壊32戸)
 - 浸水被害1,185戸(床上497戸、床下688戸)
- (参考) 県管理河川 合計342河川
水防警報河川 合計 30河川

H29.7月洪水浸水状況

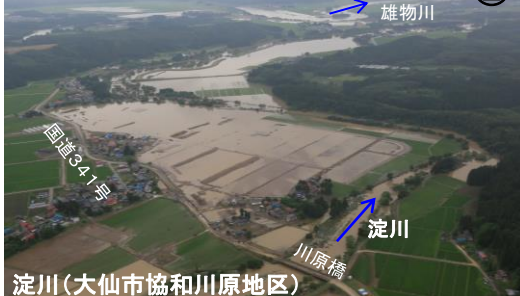
①



雄物川・新波川(秋田市雄和新波地区)

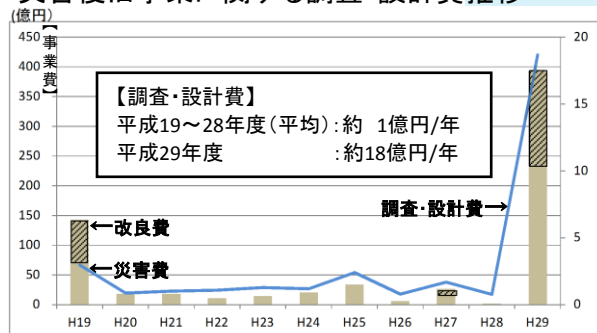
H29.7月洪水浸水状況

②

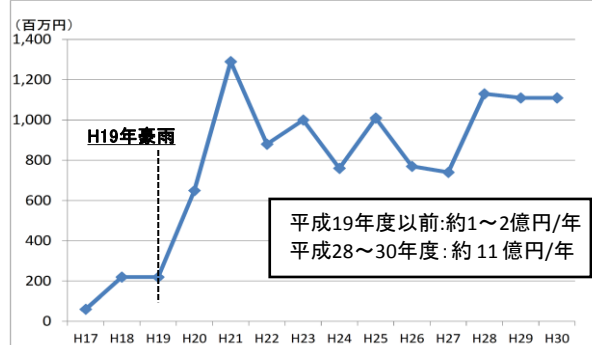


淀川(大仙市協和川原地区)

災害復旧事業に関する調査・設計費推移



「河道内の堆積土砂除去」事業費推移



(県担当課室名 建設部河川砂防課)

Ⅷ-2 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について

②土砂災害対策の推進

財務省大臣官房、主計局

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

異常気象による予測困難で経験したことのない降雨が増大しており、当県においても、昨年7月及び8月には、1か月余りの間に2度の記録的豪雨が発生したことから、甚大な被害を引き起こす土砂災害から県民の生命・財産を守るため、ハード・ソフト両面からの土砂災害防止対策への支援を強化すること。

- (1) 土砂災害防止施設の整備を推進し、要配慮者利用施設や公共施設等を保全するため、ハード対策に要する予算の更なる拡大を図ること。
- (2) 土砂災害警戒区域等の指定が円滑かつ着実に実施できるよう、基礎調査に要する予算を十分に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県における土砂災害防止施設の整備は、要配慮者利用施設や公共施設等を保全する箇所を重点的に実施しています。

平成28年度から、北秋田市阿仁^{こぶち}小湊地区の地すべり防止対策を実施しており、保全対象には「鉄道」、「一級河川」、「市道」等の公共施設が含まれていることから、こうした施設の甚大な被害を未然に防ぐため、短期間に多額の費用を必要としています。

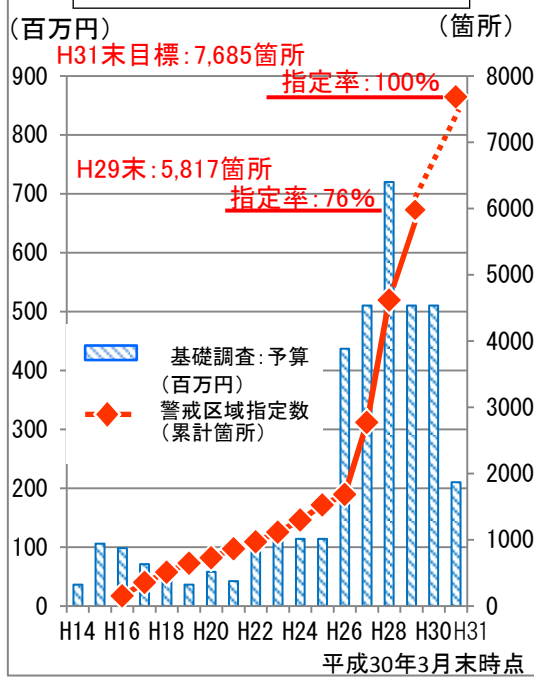
これに伴い、他の事業箇所は、予算が圧迫され計画的な事業進捗が困難になっていることから、ハード対策に係る予算の更なる拡大が必要です。

- (2) 当県では、土砂災害警戒区域等の指定を最優先課題として取り組んでおり、平成31年度までに、7,685箇所全ての指定を完了させるため、平成31年度も基礎調査費の確保が必要です。

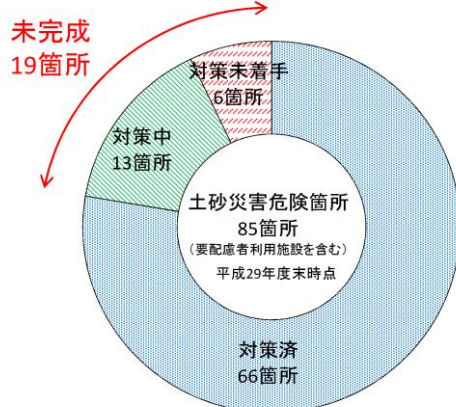
- ・平成29年度末時点：基礎調査実施率 約78%（指定率 約76%）
- ・平成30年度末目標： 〃 約91%（ 〃 約88%）

ハード・ソフト両面の対策で土砂災害に強い秋田へ

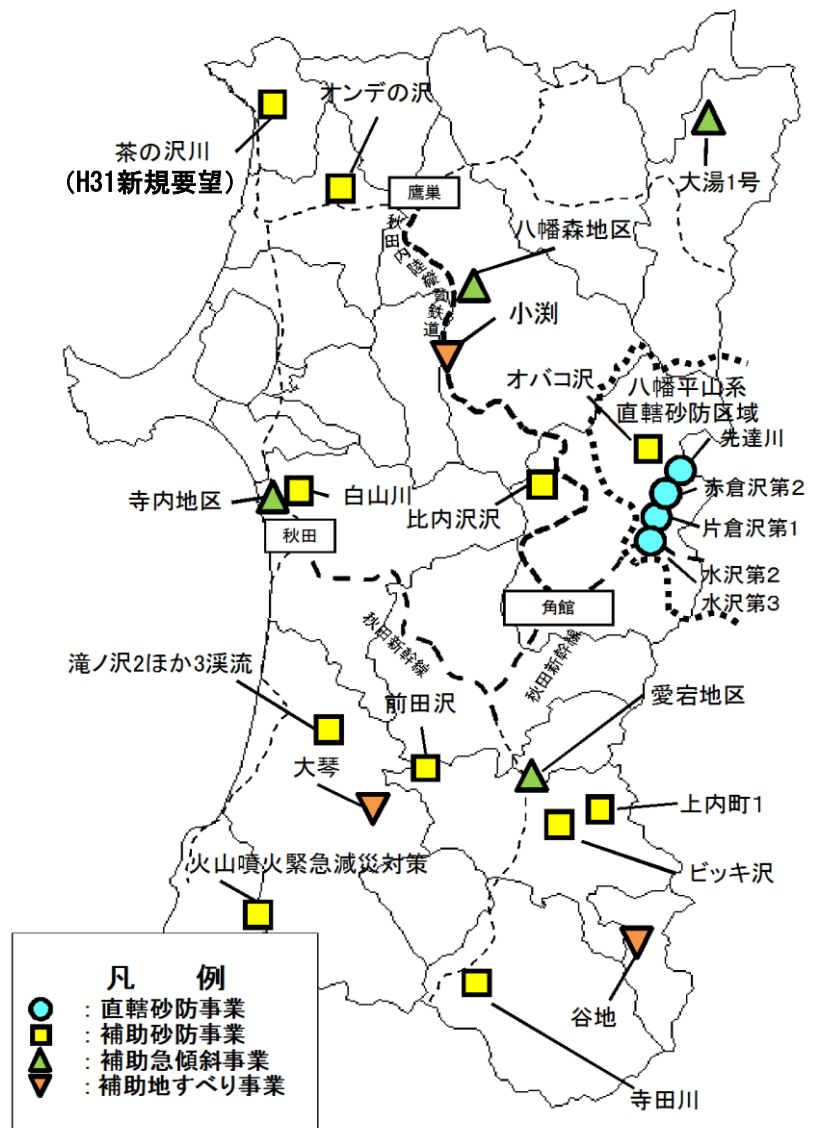
基礎調査予算と
土砂災害警戒区域指定数



土砂災害危険箇所における整備状況
(保全対象に要配慮者利用施設を含む箇所)



平成31年度 秋田県における主要砂防事業箇所図



公共施設等を守る地すべり防止施設の整備(小湊)



(県担当課室名 建設部河川砂防課)

Ⅷ-3 公共施設等総合管理計画の推進について

総務省自治財政局

【提案・要望の内容】

- (1) 人口減少や少子・高齢化の進行など社会経済情勢の変化に対応するため、公共施設等総合管理計画に基づき、補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付を求めず承認するなど、特段の配慮を講ずること。
- (2) 公共施設の集約化・複合化等を実施する場合の支援制度である「公共施設等適正管理推進事業債」を、少なくとも地方公共団体が策定した公共施設等総合管理計画の計画期間中は活用できるよう配慮するとともに、所要額の確保を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、県と全市町村において、公共施設等の老朽化対策の指針となる「公共施設等総合管理計画」（以下、「計画」という。）の策定を完了し、計画の推進段階に入っています。

計画の柱の一つである公共施設等の総量の適正化を計画的に推進していくに当たり、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の規定に基づく財産処分の制限が支障となるケースがあることから、財産処分に係る納付金などが地方公共団体の財政運営に大きな負担とならないよう、特段の配慮が必要です。
- (2) 補助事業完了後、経過年数が10年以上である施設等の財産処分については、既に一部に国庫納付を求めないなどの緩和措置がなされていますが、経過年数が10年未満の施設等の財産処分は限定的にしか認められていません。

特に、平成21年以降に円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策に関連した交付金を活用した補助対象財産の処分については、国庫納付を伴う承認手続等が必要となっています。

- (3) また、公共施設等の集約化・複合化等を進める地方債措置については、「公共施設等適正管理推進事業債」として、これまで対象事業の追加や期間延長など制度が拡充されてきました。

しかし、「公共施設等総合管理計画策定に当たっての指針」において、計画は少なくとも10年以上の期間とすることにされており、地方公共団体が計画的に公共施設等の集約化・複合化等を進めていくためには、安定した支援制度が必要です。

(県担当課室名 出納局財産活用課)

Ⅷ-4 石油製品備蓄の強化について

資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

災害対策の観点から、重油やガソリンなど石油製品の備蓄を強化する必要があるため、国が主体となって、日本海側の備蓄拠点として男鹿市船川港周辺地域等における整備を進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災では、多くの製油設備が被災して石油製品の供給が困難となり、被災直後における太平洋側の被災地への石油製品の供給に当たっては、秋田港等が陸揚げ拠点となるなど、当県が大きな役割を果たしたところです。
- (2) こうした経験を踏まえ、災害時でも円滑に石油製品を供給できるよう、広域的な視点から石油製品備蓄の強化が求められています。
- (3) 地理的なバランスから、東北地方における日本海側の備蓄拠点は、原油に関する国家石油備蓄基地を有する当県沿岸部の男鹿市船川港周辺地域等に配置することが適切です。
- (4) 現在、国では、民間の石油会社等が所有するタンクを借り上げるとともに、石油タンク等の貯蔵供給設備の導入等に対する補助などにより、石油製品の備蓄を増強する取組を進めていますが、製油設備がない日本海側において石油製品備蓄の増強を図るためには、国が主体となって、石油製品の備蓄拠点を新たに整備する必要があります。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

IX 環境保全対策の推進

IX-1 八郎湖の水質保全対策に対する支援の一層の充実について

環境省水・大気環境局
農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

湖沼水質保全特別措置法による湖沼水質保全計画に基づく各種対策事業に対する財政的・技術的支援を継続・拡充するとともに、中長期にわたり安定的かつ継続的に活用できる新たな財政支援制度を設けること。

また、湖沼水質保全計画策定に対する支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 八郎湖については、国営干拓事業の完了後、徐々に富栄養化が進行したことから、同法に基づく指定湖沼として「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を策定し、この計画に基づいて流域市町村や関係機関と連携しながら各種水質保全対策を推進しています。

第2期計画では、生活排水や農地排水などの発生源対策に加え、アオコ対策や新たな湖内浄化対策にも取り組んでいるところです。

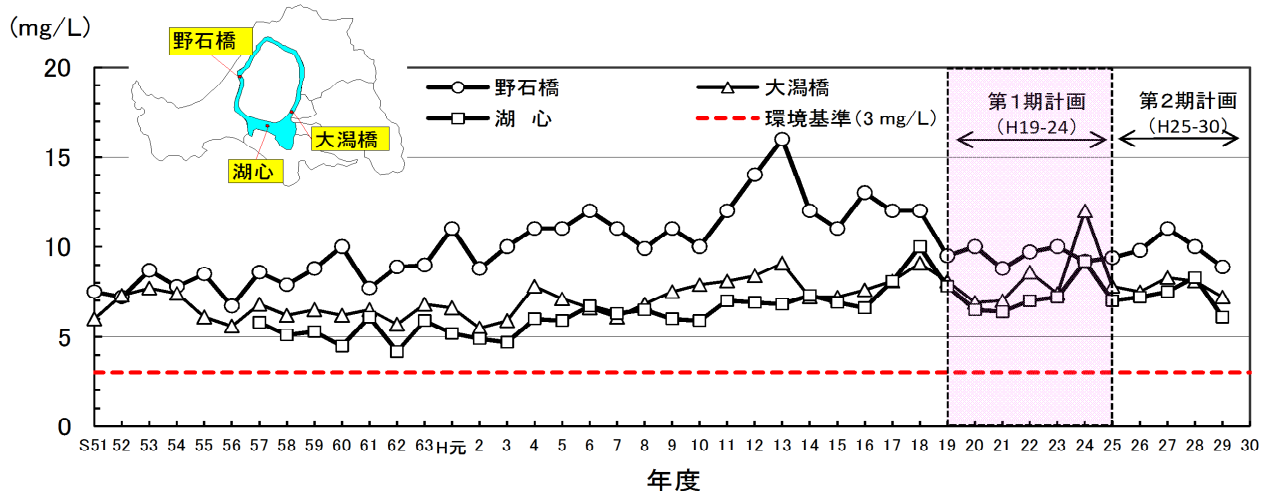
しかし、依然として湖水の環境基準を達成できておらず、夏場にアオコが発生することなどから、より一層の水質保全対策を進める必要があります。

- (2) 財政的に厳しい中、より効果的な対策を実施するために、これまで国が実施してきたモデル事業による財政的・技術的な支援を継続・拡充し、引き続き八郎湖において実施するとともに、県単独事業においても、中長期にわたり安定的かつ継続的に活用できる新たな財政支援制度を設けることが必要です。

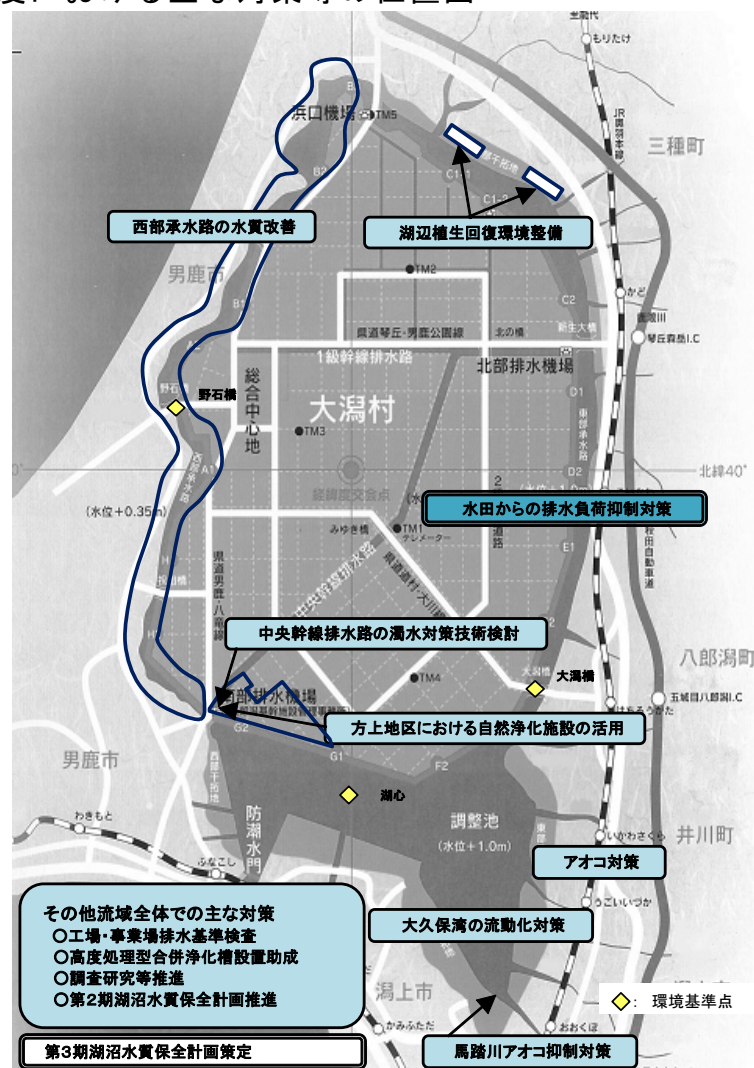
また、今年度から2か年で、第3期計画（平成31～36年度）を策定することにしてはいますが、計画策定には、最適な水質予測モデル構築や各種対策による水質浄化予測に専門的な知見と多額の事業費を要することから、国による技術的・財政的支援が不可欠です。

【参考資料】

(1) 八郎湖水質の経年変化 (COD 75%値)



(2) 平成30年度における主な対策等の位置図



凡例 □ : 継続 □ : 新規(拡充) □ : 新規検討

(県担当課室名 生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室)

IX-2 海岸漂着物対策の推進について

環境省水・大気環境局

【提案・要望の内容】

海岸における環境を保全し、良好な景観を維持していくためには、長期間にわたり継続的な取組を推進していくことが必要であることから、地方公共団体が着実に海岸漂着物の回収処理や発生抑制に係る取組を実施できるよう、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の予算を十分に確保するとともに、現行の補助率を維持すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 海岸漂着物対策は、国際的な対応を含めて、海岸漂着物処理推進法に基づき、国が必要な財政上の措置等を講ずることとされています。

地方公共団体等では、同法に基づき、海岸漂着物の回収を続けてきましたが、海岸漂着物は後を断たず、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観が悪化しています。

また、昨年１１月以降、北朝鮮からとみられる木造船等が当県沿岸にも漂着する事案が急増しており、その処理に多額の費用を要しています。

- （２） 当県では、第２次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画に基づき、重点区域における漂着物の回収処理を確実に進めるため、地域環境保全対策費補助金を活用し、海岸漂着物の回収処理・発生抑制等の取組を実施していますが、平成２７年度以降、国の予算規模が大きく縮小しており、補助率も段階的に引き下げられたことから地方負担が増加しています。



海岸漂着物の状況（人工海岸）



海水浴場に漂着した木造船（自然海岸）

海岸漂着物の
回収・処理



行政による海岸漂着物の回収



行政による木造船の解体・回収



ボランティアによる市街地の清掃の様子



平成29年度
秋田県海岸漂着物対策推進協議会の様子

【参考】事業費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
県予算（千円）	36,776	41,797	20,473	43,786	51,608	51,843
	国費	36,776	41,797	17,505	34,270	41,292
	県費	—	—	2,968	9,516	10,551
国予算（億円）	海岸漂着物等 臨時対策基金		地域環境保全対策費補助金			
	100.0		28.5	30.0	31.0	31.1
国補助率	10/10	10/10	8/10	7/10～8/10	※	※
	10/10	10/10	8/10	7/10～8/10	7/10～8/10	7/10～8/10

※海上保安庁が認める朝鮮半島由来の木造船等にあつては8.5/10～9/10

（県担当課室名 生活環境部環境整備課）

IX-3 国立公園等における交付金事業予算の確保について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

- (1) 国立公園満喫プロジェクトのステップアッププログラム2020を着実に実施できるよう、十分な予算を確保すること。
- (2) 国定公園についても、同プロジェクトにより、訪れる外国人の増加が見込まれることから、来訪者に適切に対処するための整備予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成28年度に国立公園を先行的・集中的に整備する、国立公園満喫プロジェクトに十和田八幡平国立公園が選定され、ステップアッププログラム2020に基づき、当県では計画的に施設を再整備していく予定です。
- (2) 当県の国定公園は、年々施設の老朽化が進んでいるため、大規模な改修やリニューアルが必要です。
- (3) これらの事業対象地は山岳地が多く、降雪等の理由から工事期間が制約され、複数年度にわたる事業が大半となることから、計画に沿った財源確保が課題となっています。

【参考資料】

○自然環境整備交付金を活用して整備した施設例

・秋田焼山避難小屋整備（平成29年度）

十和田八幡平国立公園の八幡平地区に位置する焼山は活火山であり、老朽化した避難小屋の改築と併せ、アラミド繊維を活用した火山対策も実施。

改築前



改築後



○当県での自然環境整備交付金の要望に対する内示額

（単位：百万円・％）

年 度		H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
項 目	要 望 額	—	6	2 8	3 7	4 0
	内 示 額	—	6	1 8	1 5	1 8
国立公園	要 望 額	2 3	2 2	2 0	3 4	3 2
	内 示 額	2 1	1 9	1 5	2 2	2 3
国定公園	要 望 額	2 3	2 8	4 8	7 1	7 2
	内 示 額	2 1	2 5	3 3	3 7	4 1
計	配分率	9 1	8 9	7 0	5 2	5 7

（県担当課室名 生活環境部自然保護課）

X 安全・安心な生活環境の確保

X-1 空き家対策の支援充実について

総務省自治財政局
国土交通省住宅局

【提案・要望の内容】

- (1) 地域の空き家の有効活用を促進するため、移住者及び移住を考える方が、その住居又は活動拠点等として空き家の取得や改修等を行う際に、地方公共団体が移住者等に対して行う支援について、財政措置を講ずること。
- (2) 適切な管理が行われていない空き家が増加してきており、雪による家屋の倒壊などの自然災害や防災、防犯、景観等の面での問題が顕在化していることから、空き家対策の実効性を確保し、地方公共団体による適切かつ円滑な対応を図るため、回収が困難な代執行の費用等に対する財政措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 空き家問題は、人口減少や高齢化が進む中で全国的な課題となっていることから、地方公共団体への財政的な支援を拡充するなど、国として、より効果的な対策を進める必要があります。
- (2) 田園回帰の流れの中、移住者等が行う空き家リノベーションへの助成等は、空き家の有効活用や更なる移住者の呼び込みが期待できることから、そのような支援に取り組む地方公共団体への財政措置が必要です。
- (3) 平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、国が財政上の措置を講ずるとされており、市町村の空き家対策に係る経費については、特別交付税や国庫補助の措置が講じられています。
- (4) また、同法の施行により、市町村は特定空き家に対し、所有者不明の場合にあっても代執行を行うことができることとされました。
しかし、所有者不明の特定空き家に対して代執行を行う場合の費用が特別交付税措置の対象となっておらず、市町村の負担が大きいことから、適切な処理が進まない状況となっています。

【参考資料】

1 秋田県内の空家戸数と危険度の高い空家戸数

(平成29年5月31日時点)

(単位：戸)

市町村	空家戸数	危険度の高い 空家戸数	市町村	空家戸数	危険度の高い 空家戸数	市町村	空家戸数	危険度の高い 空家戸数
秋田市	2,745	42	大仙市	1,098	75	五城目町	310	89
能代市	1,610	28	北秋田市	510	78	八郎潟町	183	15
横手市	1,551	87	にかほ市	391	41	井川町	177	14
大館市	1,741	144	仙北市	466	55	大潟村	0	0
男鹿市	248	10	小坂町	138	81	美郷町	217	14
湯沢市	1,196	93	上小阿仁村	119	0	羽後町	276	26
鹿角市	843	110	藤里町	127	33	東成瀬村	61	5
由利本荘市	1,586	56	三種町	603	34	合 計	17,214	1,191
潟上市	616	19	八峰町	402	42			

2 市町村の空家条例の制定状況（平成29年5月31日時点）

県内23市町村において条例を制定済み（未制定：湯沢市、大潟村）

①所有者等に対する勧告（20／23市町村）

②危険な空家に対する安全措置や除却等の行政代執行（15／23市町村）

3 市町村の空家解体補助制度（平成29年5月31日時点）

○補助制度 17市町村が創設

○H26年度実績 14市町村87件 35,637千円

○H27年度実績 14市町村97件 41,090千円

○H28年度実績 13市町村78件 30,953千円

4 行政代執行の実績（平成29年5月31日時点）

	年度	実施件数	除却棟数	除却費用
大仙市	H23	1件	5棟	1,785千円
	H24	1件	1棟	893千円
	H25	1件	7棟	3,549千円
八郎潟町	H25	1件	1棟	1,491千円
美郷町	H25	1件	1棟	1,250千円
鹿角市	H26	1件	1棟	1,620千円
	H27	2件	2棟	3,356千円
上小阿仁村	H28	1件	1棟	4,104千円
合 計		9件	19棟	18,048千円

(県担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課、地域の元気創造課
建設部建築住宅課)

X-2 消費者行政の充実に向けた支援について

消費者庁

【提案・要望の内容】

地方の消費者行政の充実・強化を図るため、今後とも、計画的に消費生活相談員の育成や消費者教育などに取り組めるよう、地方消費者行政強化交付金について、予算を十分確保するとともに、恒久的な制度とすること。

また、同交付金における使途の拡充、活用期間制限及び支出限度額の撤廃等、制度の改善を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、国の交付金を基にした「秋田県消費生活相談臨時対策基金」や、基金に代わって創設された「地方消費者行政推進交付金」を活用し、消費生活相談員を増員するとともに、生活センター北部・南部消費生活相談室を開設するなど、県及び市町村の消費生活相談体制の充実・強化に努めてきたところです。
- (2) しかしながら、高齢化が進行する当県においては、特殊詐欺被害が依然として後を絶たず、高齢者の被害が深刻化しているほか、成年年齢を引き下げる民法改正案が国会へ提出されていることから、今後、ますます若年者の消費者トラブルの増加が懸念されており、消費者安全法による消費生活相談体制の強化や、平成26年度に策定した「秋田県消費者教育推進計画」に基づく消費者教育を一層推進する必要があります。
- (3) 市町村では、国からの交付金を消費生活相談員の配置・育成や啓発活動に充てており、国からの継続的な支援が得られなければ、消費生活相談体制の機能低下にもつながりかねないことから、地方の消費者行政を着実に推進していくため、当該交付金について、必要な財源を十分確保するとともに、制度の恒久化のほか、弾力的な運用がされるよう、使途の拡充や活用期間の制限を撤廃するなどの改善が必要です。

また、市町村の相談窓口の運営に支障なく、消費生活相談員の育成や資格取得の促進が図られるよう、国において、電子媒体を活用した研修制度を構築するなどの環境整備が必要です。

【参考資料】

1 県内の消費生活相談件数（平成29年度）

5,927件（秋田県：2,278件、市町村：3,649件）

2 当県の事業実施状況

○平成27年度から「地方消費者行政推進交付金」を活用して事業を実施

○平成30年度当初予算 37,916千円

○主な取組

①高齢者の特殊詐欺被害の防止（啓発冊子の配布、ラジオ広報等）

②地域における消費者問題解決力の強化

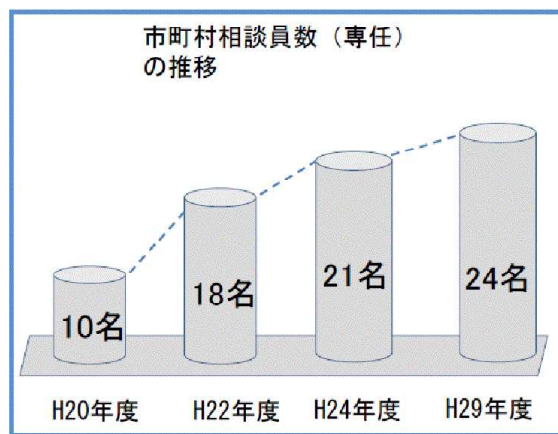
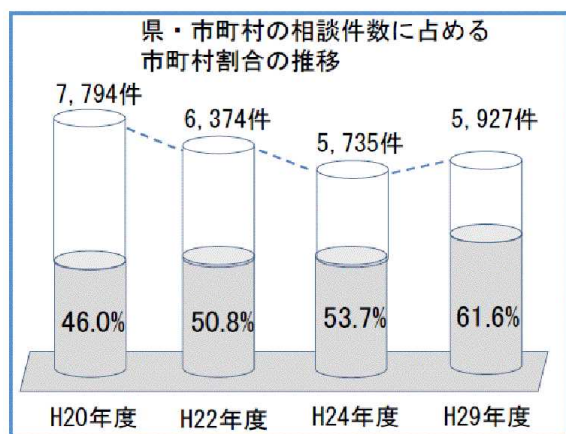
・児童を対象とした消費者教育の推進（消費者教育用冊子の配布）

・消費者被害未然防止・啓発の推進（啓発冊子の配布、出前講座等）

③消費生活相談体制の強化（相談員研修等）

④補助金を活用した市町村事業（専任相談員の配置、啓発活動等）

3 消費生活相談件数、市町村相談員数の推移



○消費生活センター設置済の市町村数

平成27年度 4市 → 平成29年度 13市

（県担当課室名 生活環境部県民生活課）

X-3 雪対策の支援充実について

内閣府政策統括官（防災担当）
総務省自治財政局
国土交通省国土政策局

【提案・要望の内容】

過疎化、高齢化の進行により克雪力が低下している地域において、冬期間の住民の安全・安心な生活を確保するため、県及び市町村が円滑に雪対策を実施できるよう、高齢者や障害者等世帯の雪下ろしなど除排雪費用への助成等に要する経費について財政措置及び支援制度を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 当県では、高齢化の進行が著しく、地域コミュニティ機能が減退してきていることから、地域の支え合いによる除排雪支援体制の強化に努めています。

このため、県では、地域の実情に応じた除排雪支援体制のあり方を検討するとともに、地域において除排雪に取り組む団体の立ち上げ支援等の対策を講じています。

- （２） 多くの市町村では、高齢者世帯等の雪下ろし及び道路除雪により自宅前に残された置き雪の処理などに係る費用の助成を行っていますが、厳しい財政状況の中では、対象者や助成額、助成率、利用回数等に制限を設けざるを得ない状況にあるほか、少子高齢化に伴う担い手不足や活動団体の資金不足等により、思うように活動できていない現状です。

このため、県及び市町村に対する雪対策に係る財政措置及び現行の除排雪体制整備への支援について、拡充する必要があります。

【参考資料】

1 雪による人的被害の発生状況 (単位：人)

	死亡	重傷	軽傷	合計（うち65歳以上）
平成23年度	14	101	93	208（108）
平成24年度	19	94	121	234（128）
平成25年度	17	70	74	161（92）
平成26年度	11	57	26	94（51）
平成27年度	3	34	32	69（35）
平成28年度	5	48	49	102（70）
平成29年度	7	104	61	172（98）

※平成29年度は平成30年3月16日時点

2 雪下ろし等除排雪費用の助成状況等

(1) 助成状況

	雪下ろし (市町村数)	間口除雪 (市町村数)	助成実績額 (百万円)
平成26年度	10	22	159
平成27年度	14	23	130
平成28年度	14	23	144
平成29年度	15	23	212

※助成実績額は、雪下ろし及び間口除雪に助成した費用の総額

(2) 助成の利用制限

平成29年度に雪下ろし等除排雪費用の助成制度を設けた23市町村のうち21市町村で、上限額や助成回数等の利用制限をしている。

3 特別交付税で措置されている主な経費

- ・高齢者等が事業者等に雪下ろしを委託した場合の費用に対する助成
- ・安全対策の広報や命綱、ヘルメットの貸出
- ・共助組織（集落・自治会等）に対する除雪機の貸与、保険料の助成

(県担当課室名 生活環境部県民生活課)

X-4 「人と動物が共生する社会」の実現に向けた取組に対する支援について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

「動物にやさしい秋田」の取組を通じて「人と動物が共生する社会」の実現を図るため、次の支援を行うこと。

- (1) 動物愛護施設等の整備に対する財政的支援を拡充するとともに、補助対象を見直すこと。
- (2) 地方公共団体が行う動物愛護に関する取組に対して財政的支援制度を創設すること。
- (3) 「動物適正飼養・基盤強化事業」の一環として、国が全国規模の普及・啓発活動を展開すること。

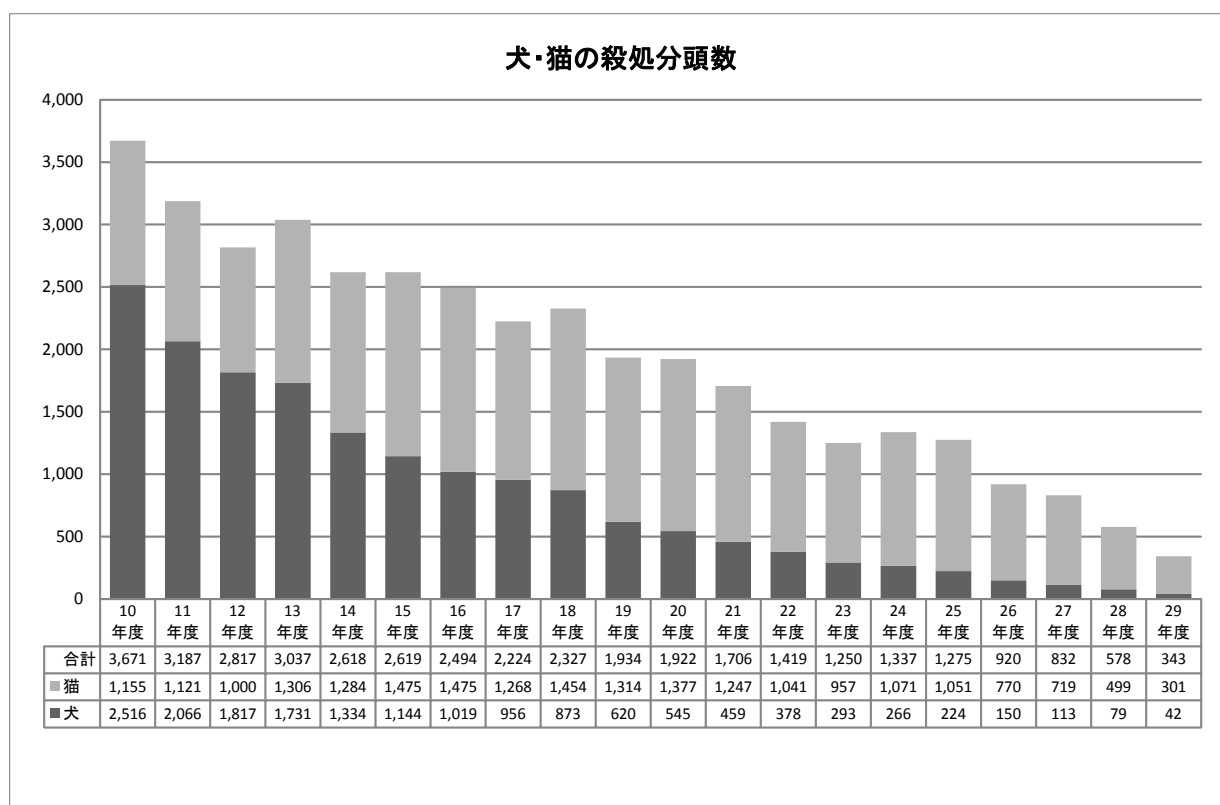
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、「動物にやさしい秋田」の実現に向けて、動物愛護の取組を推進してきており、この結果、犬猫の年間殺処分頭数は大幅に減少しています。更なる取組により「犬猫の殺処分ゼロ」を目指すこととしており、平成31年度には、動物愛護の取組を総合的に推進するための新たな拠点として動物愛護センター（仮称）をオープンさせる予定です。
- (2) 今後、県内保健所における収容施設の改修及び犬猫搬送車両の購入などにより、適正飼育や譲渡環境を整備していくことにしていますが、「動物収容・譲渡対策施設整備費補助金」の予算額が十分ではなく、また、車両購入等に活用できないなど補助対象が限られています。

(3) また、動物愛護センター（仮称）を拠点に、犬猫の譲渡や動物とのふれあい事業を行うほか、正しい飼い方について学び、動物を介して人と人が楽しく交流するなど、動物愛護に関する取組を拡充することになっていますが、財源確保が課題となっています。

(4) さらに、国内の動物愛護思想の更なる醸成を図るためには、国が地方公共団体との共同による全国規模のイベントやキャンペーン等を、全国各地で開催する必要があります。

【参考資料】



（県担当課室名 生活環境部生活衛生課）

X-5 ツキノワグマによる被害防止対策への支援について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

当県において多発している、ツキノワグマによる重大な人身被害を防止するため、生息数推定の精度の向上や有害鳥獣の捕獲を担う人材の育成・確保に要する費用について、交付金等新たな財政支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県における、平成29年度のクマの目撃件数は前年度比1.5倍の1,303件で、また、人身被害も前年度の19名を上回る20名に達し、いずれも過去最多となっており、今後、更なる被害の拡大も危惧されています。
なお、捕獲頭数も前年度比1.8倍の834頭に上っています。
- (2) 今後、クマによる被害から県民を守り、その安全・安心を確保するためには、クマの生息数をより高い精度で推計し、鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画により、計画的に管理していくことが重要です。
このため、これまで、冬眠明け時期に実施していた目視調査に加え、より精度が高いカメラトラップ法による新たな生息数推定を導入し、実態に近い生息数を算出することとしています。
- (3) 当県では、有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の登録者数は下げ止まり傾向にありますが、高齢化が進行していることから、若年層を対象に狩猟の魅力を伝えるフォーラムや狩猟初心者を対象とした捕獲技術に関する講習を開催しているところであり、今後、更なる人材の育成・確保対策に取り組んでいく必要があります。

【参考資料】

1 ツキノワグマによる人身被害、目撃情報、捕獲頭数の推移

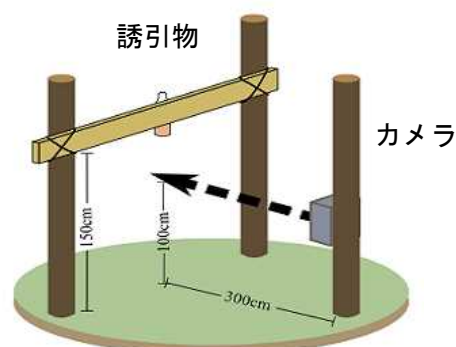
(単位：人、件、頭)

年 度	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
被害者数	5	1 0	8	1 9	2 0
うち死亡	—	—	—	4	1
目撃件数	2 8 2	3 8 7	3 2 8	8 6 9	1, 3 0 3
捕獲頭数	1 4 8	2 5 9	1 0 6	4 7 6	8 3 4

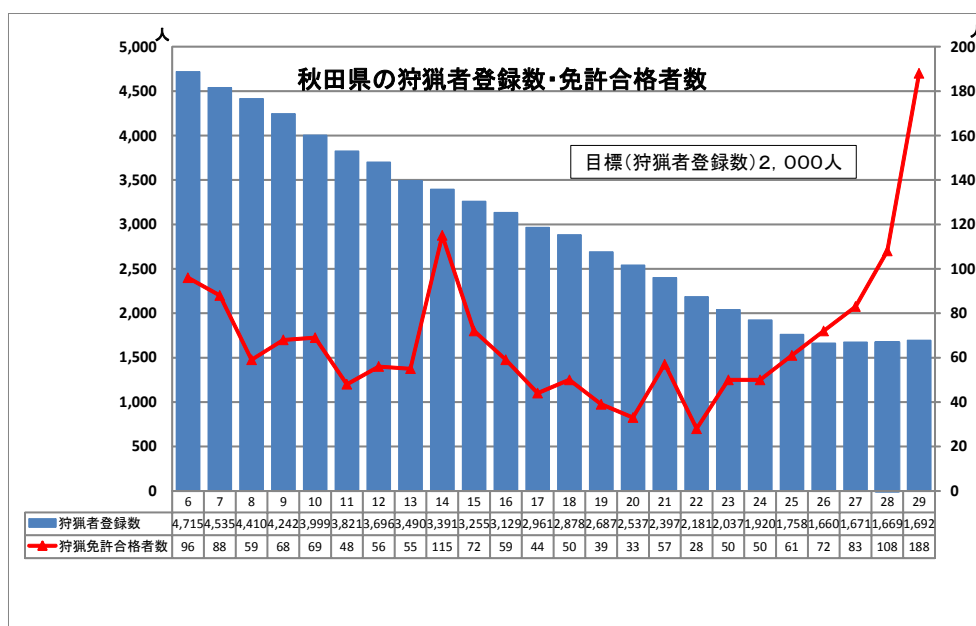
2 カメラトラップによる調査イメージ



生体標識



3 狩猟者登録数 H19：2,687人 → H29：1,692人（37%減少）



(県担当課室名 生活環境部自然保護課)

X-6 水道事業の基盤強化に向けた支援の拡充について (新規)

総務省自治財政局

厚生労働省医薬・生活衛生局

【提案・要望の内容】

人口減少社会にあっても水道事業の継続性が確保されるよう、市町村が推進する水道事業の基盤強化に向けた取組に対する支援を拡充すること。

- (1) 水道施設整備費国庫補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金について、引き続き十分な予算を確保すること。
- (2) 基幹水道構造物の耐震化事業における補助採択基準の緩和や補助率の引上げを図るとともに、水道施設の耐震診断や耐震化計画の策定に要する費用を補助対象に加えること。
- (3) 水道事業の広域連携に係る補助金等の採択基準を緩和するとともに、水道施設の広域的管理や事務の共同実施等に対する財政支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の水道普及率は平成28年度末で91.2%、基幹管路の耐震化率は22.8%で、全国平均よりも低い水準にあります。
水道の普及や耐震化が遅れている当県にとって、今後も所要額を満たす予算の確保が必要です。
- (2) 市町村合併が進んだ当県において、市町村が耐震化を推進していくためには、基幹水道構造物耐震化事業の補助採択基準である広域化の検討に係る要件の緩和や補助率の引上げなど、制度の拡充が必要です。
また、耐震化を推進するためには、耐震化計画の策定が必要ですが、耐震診断や被害想定予測等に要する市町村の費用負担が大きいことから、当県の上水道に係る耐震化計画（管路）の策定率は約32%にとどまっています。

- (3) 市町村の広域的な合併が進んだ当県において更なる広域連携を推進するためには、水道事業運営基盤強化推進等事業の補助採択基準である、広域化する事業体数や計画給水人口等の要件を緩和することが必要です。

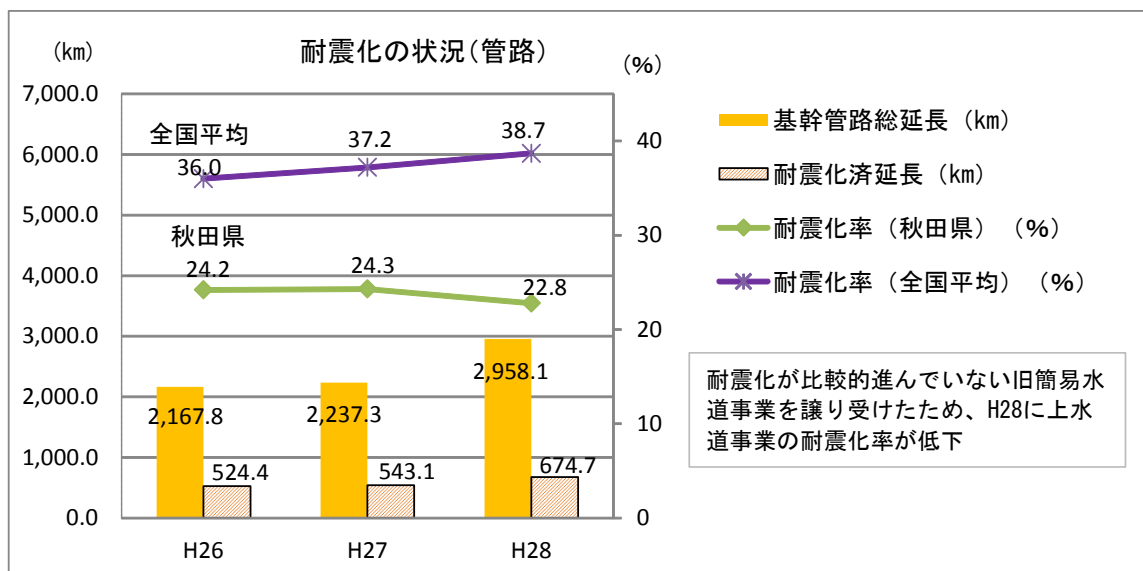
また、当県では水道施設の広域的管理や事務の共同実施、技術支援体制の構築等について検討を進めていますが、こうした取組に要する経費についても支援が必要です。

【参考資料】

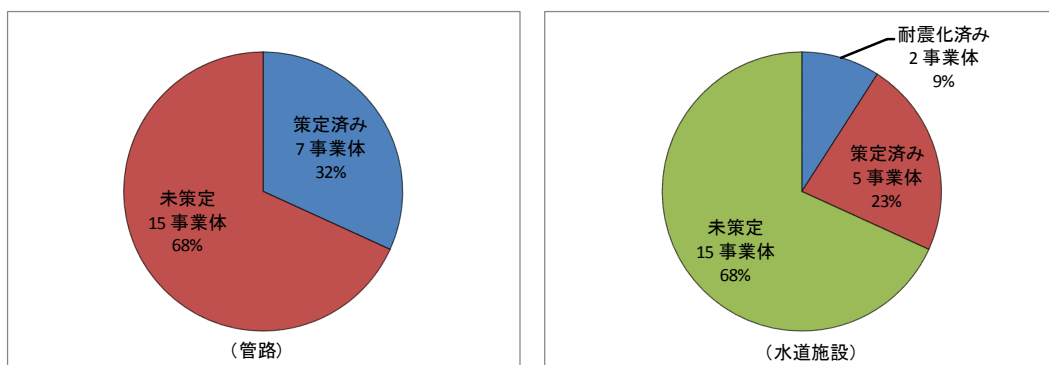
1 秋田県の水道普及率

		26年度末	27年度末	28年度末
秋田県	(%)	90.9	91.3	91.2
全国平均	(%)	97.8	97.9	97.9

2 秋田県の水道事業における耐震化の状況（簡易水道を除く）



3 秋田県の水道事業に係る耐震化計画の策定状況（22上水道事業）



(県担当課室名 企画振興部市町村課、生活環境部生活衛生課)

X-7 東日本大震災等による県外避難者の生活再建に向けた支援について

内閣府政策統括官（防災担当）
復興庁
厚生労働省職業安定局

【提案・要望の内容】

- （１） 長期避難に伴い避難者の生活実態が変化していることから、合理的な理由による応急仮設住宅間の住み替えに対し、災害救助法の柔軟な適用を認めること。
- （２） 避難者は依然として厳しい生活を余儀なくされていることから、安心して生活を送ることができるよう就労支援の充実を図ること。
- （３） 避難者の心のケア等は継続的な取組が必要であることから、引き続き財源を確保した上で万全な対策を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 東日本大震災から７年が経過しましたが、今なお２４８世帯６２４名の方が当県で避難生活を送られています。
避難生活の長期化により避難者の生活環境等が大きく変化してきており、高齢化や子どもの成長等に合わせて応急仮設住宅間の住み替えを希望される方がいますが、災害救助法では住み替えが認められていません。
- （２） 長期避難により家族が離ればなれで生活を送っている避難者は、長引く避難生活により困窮してきています。
これまで子育て等の事情により働けなかった母親や、定職を求める方など、個々の現状を踏まえ、就労を希望する方が就労しやすい環境を整えるためにも、「特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）」の要件を見直す必要があります。
- （３） 昨年行ったアンケート調査では、回答者の２９．９％が避難生活による心身の不調を訴えており、当県では支援を必要としている全ての避難者を対象に、戸別訪問や医師、保健師による定期相談を行っています。

さらに、生活再建に向けては、障害等の課題を抱える避難者も多いため、社会福祉士や精神保健福祉士による相談や助言も行っています。

復興庁では、受入県が活用できる被災者支援総合交付金制度を設けていますが、広域的避難は今後も続き、長期化すると見込まれることから、避難先自治体が行う取組を国としても継続的に支援する必要があります。

【参考資料】

被災県別避難者受入状況

(平成30年4月2日現在)

	民家(実家等)		応急仮設住宅		公 営 住 宅		計	
	世帯数	人 数	世帯数	人 数	世帯数	人 数	世帯数	人 数
岩 手 県	3	6	1	1	2	3	6	10
宮 城 県	56	115	6	11	7	14	69	140
福 島 県	144	413	12	28	17	33	173	474
計	203	534	19	40	26	50	248	624

※本県の応急仮設住宅は、民間のアパート等を借り上げて提供している
いわゆる「みなし仮設住宅」である。

(県担当課室名 企画振興部総合政策課被災者受入支援室)

X-8 沿岸警戒用車両の整備について（新規）

警察庁長官官房

【提案・要望の内容】

県民が安全に安心して暮らせるよう、沿岸線の警戒を強化するための車両を整備すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 北朝鮮国内の情勢変化等に伴い、平成29年中、県内への木造船の漂着件数は12件と過去5年間で最多となっています。
さらに平成29年11月には、北朝鮮漁民の生存漂着事案が発生するなど、県民の不安が高まっており、沿岸線の警戒強化が急務となっています。
- (2) 県警察では、年間を通じて沿岸線の警戒を行っているほか、木造船の漂着・漂流事案を認知した場合には、警察官が現場に出行し、密入国の疑いがないかなど所要の捜査を実施しています。
しかし、警察本部担当課や沿岸線を管轄する警察署には、悪路には不向きな車両しか整備されていないため、砂浜や雪道でスタックし、現場到着が遅れるなど警察活動に支障を来しています。
- (3) 今後も、相当数の木造船漂着・漂流事案の発生が予想される中、同種事案に対する県民の不安や関心も高く、沿岸線の警戒強化は、県警察が取り組むべき最重要事項の一つであることから、悪路に対応できる沿岸警戒用車両の整備が必要です。

（県担当課室名 警察本部警務部警務課）

